

受給権を取得することができるようになります。

以上三件は、五月七日に外務委員会に付託され、同日高村外務大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。次いで、九日に質疑を行った後、採決を行いました結果、三件はいずれも全会一致をもつて承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 三件を一括して採決いたします。

三件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よつて、三件とも委員長報告のとおり承認することに決まりました。

○議長(河野洋平君) 日程第四は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

○議長(河野洋平君) 日程第四、宇宙基本法案(内閣委員長提出)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。委員長の趣旨弁明を許します。内閣委員長中野清君。

宇宙基本法案

〔中野清君登壇〕

○中野清君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上

げます。

まず、本案の趣旨について御説明申し上げます。

宇宙は、人類にとってかけがえのないものであり、本案は、その開発及び利用に当たって、世界の平和、人類の福祉の向上等に貢献しようとするものであります。

近年、宇宙開発利用については、人工衛星を利

用したGPS、放送サービスあるいは災害監視など、その技術等がさまざまな分野で活用されており、私たちの日常生活や各分野においても重要な役割を果たすようになっております。

こうした科学技術の進展その他内外の諸情勢の変化に伴い、宇宙開発利用の重要性が増大していくことにかんがみ、我が国の宇宙開発利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、本案を提案することとした次第であります。

次に、本案の主な内容について御説明申し上げます。第一に、宇宙開発利用は、宇宙開発利用に関する条約等の定めるところに従い、日本国憲法の平和主義の理念にのっとり、行われるものとするなど、宇宙開発利用に関する基本理念を定めることとしております。

第二に、国は、国際社会の平和及び安全の確保に資する宇宙開発利用を推進するため、必要な施策を講ずるものとするなど、宇宙開発利用に関する基本理念の実現を図るために基本となる事項を定めることとしております。

第三に、宇宙開発利用の推進に関する基本的な方針等を定める宇宙基本計画を作成しなければならないこととしております。

第四に、内閣に、宇宙開発戦略本部を置くこととし、その本部長は、内閣総理大臣をもつて充てることとしております。

その他、附則において、この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

その他の附則において、この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

○議長(河野洋平君) 日程第四、宇宙基本法案(内閣委員長提出)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

の姿勢に対し、国民の皆さんは大変に怒りを感じていらっしゃるのではないかというふうに、私どもは、国民と一緒にそう感じているからこそ、政府・与党の皆様方にさまざまなことを申し上げさせていただいているわけでございます。

今回の衆議院の三分の一の多数による再議決は、参議院の民意、参議院の院議を全く無視するものであつて、明らかな権力の濫用であります。

大義名分をどこにも見出すことはできない。

小泉先生は、二年八ヶ月前に、郵政民営化に賛成か反対か国民に聞いてみたい、国民投票をするなどとおつしやられて解散・総選挙を打たれました。

なるほど、郵政民営化法案は、私どもは反対でした。今でも反対です。だから、改正案を出していません。しかし、当時、参議院で否決をされた郵政民営化法に対して、小泉総理は衆議院を解散しました。このことに関して、参議院で否決されたからといって衆議院を解散するのはおかしいのではないかという批判があつたわけですが、日本国憲法上、三分の二で再議決をできる、参議院で否決されようが、衆議院で三分の二の議席があれば再議決ができるのだ、だから国民の皆さんにその力を与えてほしいとおつしやられた小泉総理のそのお考えは、私はある意味で正しかったと思います。

しかし、それは、郵政民営化法のみについて國民の意思が小泉総理に負託されたのであつて、ゆうべ、小泉総理はそこで聞いていただいておりますけれども、小泉総理が財源特例法について淡々と再議決をすべきであると夜の会合でお述べになられたという記事を読ませていただきましたが、私はそれは違うと思います。国民の皆さんには、後期高齢者医療制度もそうですが、財源特例法について、あるいは暫定税率の再引き上げについて、再議決をする負託を与党にあるいは政府に与えていることはない、断じてないということは、小泉元総理、小泉さん自身が実はよくおわかれになつていらっしゃるのではないかなどといふ

うに思います。

福田総理が、あるいは与党の皆さんのが、道路財源についての三分の一の再議決を强行する権限を

持つていることをもつて再議決を強行するという

のであれば、これは、国家と国民に重大な危険が及ぼ、あるいは、それらの重大性及び緊急性において相当な理由がなければならぬと考えます。

この憲法第五十九条の三分の一の再議決は、これと異なるのは思っていない

からこそ怒つていらっしゃるんだろうというふう

に思います。

確かに、憲法五十九条には、「衆議院で可決し、参議院でこれと異なるた議決をした法律案は、衆議院で出席議員の三分の二以上の多数で再び可決したときは、法律となる。」と書いてあります。しかし、我が国の国会は「二院制をとつてゐる。「法律案は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる。」

しかも、同じく憲法第五十九条には、再議決の規定の後に、「前項の規定は、これこそが本則であり、衆議院の三分の二による再議決はあくまでも例外規定である。

在の、今、今日ただいま、きょうこの日このときの政府の方針に全く反する法律案が、皆さん再議決で可決したものと法律とする。しかし、与党院で可決したものを法律とする。しかし、与党は、この憲法第五十九条に明文化された両院協議会の開催も拒否をされていらっしゃいます。このことは、まさしく、権力の濫用、あるいは立法府としての役割を放棄している、立法府としての自殺

以外の何物でもないと私は思います。

与党の議員の皆さん、ぜひ、皆さんの衆議院議員としての良心で与党執行部の暴走に歯止めをかけ、憲政の常道にのつとり議会制民主主義をしつかりと守つていくためにも、両院協議会の開催を求めるの動議に御賛成をいただけますように、心からお願いを申し上げる次第であります。

先ほども申し上げたとおり、重ねて申し上げま

すが、憲法第五十九条の三分の一の再議決はあくまでも例外規定である。ましてや、両院協議会の開催を求めることも拒否して、三分の一の多数を

開催を求める

ことは許されないわけであります。

さらに、今から一週間前の四月二十七日に行われた衆議院山口県第二区補欠選挙において、まさに民意が示されたのでございます。

我が党の平岡秀夫候補は、補欠選挙において、

ガソリン税等の暫定税率の廃止、道路特定財源の一般財源化、そして悪名高き後期高齢者医療制度の廃止を訴えて、堂々と選挙戦を戦い抜き、他の野党の皆様方にも御協力をいただいて、与党候補に二万二千票の大差をつけて当選させていただいだわけでございます。まさに、ガソリン税等の暫定税率の廃止と道路特定財源の一般財源化、そして悪名高き後期高齢者医療制度の廃止という民意が示されたのではないでしようか。

テレビのニュースのコメントでは、古賀誠先生の、山口二区で示された民意は民意ではないとおつしやるコメントが直後に紹介されました。

もちろん、ニュースというのは、ある一つの発言を切り取つて放送するのですから、それがすべて古賀先生の真意であるとは思っていません。

しかし、山口二区で示された民意というのは、全国の皆さんのが注目をし、そして与野党ともに総力をかけて戦つた選挙であつて、大差がついたということをもつてしても、山口二区で示された民意が多くの国民を代表する民意であるということは認めにならなければならなかつたのではないかと私は思います。

そしてまた、ゴールデンウイークに、与党の先生方はそれぞれ御地元にお帰りになられて、暫定税率の問題やあるいは道路財源の問題や後期高齢者医療制度の問題について、地元の有権者の皆さんといろいろな意見を交わされたのではないかと思います。言いわけに次ぐ言いわけの連続だつたのではないかと御心中をお察し申し上げるわけでございます。

与党の先生方も、選挙区の有権者の皆様方の民意を大切にする、大事にするというのであれば、道路財源特例法案をせめて本日の閣議決定どおりに修正すること、あるいは、少なくとも本法案に

持つていることをもつて再議決を強行するというのであれば、これは、国家と国民に重大な危険が及ぼ、あるいは、それらの重大性及び緊急性において相当な理由がなければならないと考えます。

この財源特例法は、本日午前中に閣議決定されたり、十年五十九兆円、道路整備を続けますよと書いてあります。しかし、我が国の国会は「二院制をとつてゐる。「法律案は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる。」

しかも、同じく憲法第五十九条には、再議決の規定の後に、「前項の規定は、これこそが本則であり、衆議院の三分の二による再議決はあくまでも例外規定である。

在の、今、今日ただいま、きょうこの日このときの政府の方針に全く反する法律案が、皆さん再議決で可決したものを法律とする。しかし、与党は、この憲法に明文化された両院協議会の開催も拒否をされています。このことは、どうなお気持ちでいらっしゃるのか、私は理解できません。(拍手)

十年間五十九兆円の道路特定財源による道路計画という、道路利権をあるいは道路官僚の皆さんたちの無駄遣いと利権構造を温存するための法律に、国家と国民に重大な危険が及ぶなどの重大性及び緊急性において相当な理由などがあるはずもなく、大義名分などは全くない、だれの目にも明らかであり、本会議場の与党の皆さんも、橋本先生もそう思われていらっしゃると思います。

第二の趣旨は、この道路財源特例法案の再議決の強行は、民意を全く無視するものであるということであります。

言うまでもなく、現在の参議院の構成は、昨年七月の参議院通常選挙の結果であり、文字どおり直近の全国レベルの国政選挙において示された民意の結果であります。その参議院で否決された法案を、両院協議会を開くことを求めることも拒否して、参議院の意見を聞くこともせずに全く無視することは許されないわけであります。

ささらに、今から一週間前の四月二十七日に行われた衆議院山口県第二区補欠選挙において、まさに民意が示されたのでございます。

我が党の平岡秀夫候補は、補欠選挙において、ガソリン税等の暫定税率の廃止、道路特定財源の一般財源化、そして悪名高き後期高齢者医療制度の廃止を訴えて、堂々と選挙戦を戦い抜き、他の野党の皆様方にも御協力をいただいて、与党候補に二万二千票の大差をつけて当選させていただいだわけでございます。まさに、ガソリン税等の暫定税率の廃止と道路特定財源の一般財源化、そして悪名高き後期高齢者医療制度の廃止という民意が示されたのではないでしようか。

テレビのニュースのコメントでは、古賀誠先生の、山口二区で示された民意は民意ではないとおつしやるコメントが直後に紹介されました。

もちろん、ニュースというのは、ある一つの発言を切り取つて放送するのですから、それがすべて古賀先生の真意であるとは思っていません。

しかし、山口二区で示された民意というのは、全国の皆さんのが注目をし、そして与野党ともに総力をかけて戦つた選挙であつて、大差がついたということをもつてしても、山口二区で示された民意が多くの国民を代表する民意であるということは認めにならなければならなかつたのではないかと私は思います。

そしてまた、ゴールデンウイークに、与党の先生方はそれぞれ御地元にお帰りになられて、暫定税率の問題やあるいは道路財源の問題や後期高齢者医療制度の問題について、地元の有権者の皆さんといろいろな意見を交わされたのではないかと思います。言いわけに次ぐ言いわけの連続だつたのではないかと御心中をお察し申し上げるわけでございます。

与党の先生方も、選挙区の有権者の皆様方の民意を大切にする、大事にするというのであれば、道路財源特例法案をせめて本日の閣議決定どおりに修正すること、あるいは、少なくとも本法案に

ついて両院協議会を開くことを求むるの動議には賛成をいただけるよう、改めてお願ひを申し上げさせていただきたいと思います。（発言する者あり）

直近の民意について、まだちょっと御理解をいただけていらないようなので、さらによつと詳しく述べさせていただきますが、直近の民意と申上げさせていただけます。直近の民意というよりは、今の国民の皆さん思いです。

現在、次々に報道されている各メディアの世論調査で、この本日の閣議決定と正反対の内容の政府提出法案を衆議院の三分の二で強行再議決することに反対する意見が七割を超えているわけございます。

具体的に申し上げますね。例えば、五月一日から五月四日にかけて調査をされた日本テレビの世論調査では、福田内閣は今月中旬にガソリン税などを十年間道路整備のみに使うことを定める法律案を成立させる方針です、あなたは福田内閣の方針は矛盾していると思いますか、思いませんかといふ問い合わせに対して、矛盾していると思うと答えた人は七八・一%、思わないと答えた人は一〇・九%、わからないと答えた人が一%でござります。（発言する者あり）

質問がおかしいと大塚さんから言われましたので、もう一つ、さらに具体的な事例を申し上げさせていただきます。

五月十日、十一日に行われたTBSテレビあるいはJNN系列の世論調査では、道路財源特例法案を十三日に再可決、成立させる政府・与党の方針を支持しないと答えた人が七四%、支持すると答えた人が二一%でございました。（発言する者あり）二一%いるということは大したことだとどなたかがおっしゃいましたけれども、それを大したことだとおっしゃいましたから福田内閣の支持率は落ち続けてしまうのではないか。それはちよつと言ひ過ぎじゃないかなと思いますけれども、世論調査でも、民意は明らかに閣議決定と正反対の内容の道路財源特例法案の三分の二の強行

再議決に反対をしている。

与党の皆さん、直近の民意を大切にする、あるいは国民の皆様方の思いを大事にするというのであれば、せめて両院協議会を開いて、その両院協議会の場で閣議決定と同じ内容の修正案を成立させることを求める。そうならば、両院協議会の開催を求める動議に賛成された与党議員の皆さん議員としての良心は、選挙区の皆さんに高く評価をされるであります。

ちなみに、米国議会では、上院と下院の院議が異なる場合に両院協議会を開き、毎年、両院協議会で成案を得ている一般法が二十本ぐらいはあるといふうに報告をされております。両院協議会で成案を得る努力は、私ども議会人として最後まですべき努力であるということを申し上げておきたいと思います。（拍手）

第三の趣旨は、言うまでもなく、与党の皆さんが再議決しようとしている道路整備費の財源等の特例に関する法律の一部を改正する法律案は、閣議決定と全く内容が矛盾する大矛盾支離滅裂法案であります。この法案をこのまま成立させることは、何とも、我々を含めた我が国の憲政史上の大汚点になるということでございます。

同じ日の午前中に、一年後に一般財源化する道路整備をし続けますよという、道路特定財源を維持するという、閣議決定の内容と正反対の法案を、国会が、与野党とも一般財源化することには賛成であるにもかかわらず、無修正のまま、両院協議会も開かずして成立させるというようなことがあつてよいとは私はとても思えないでござります。

両院協議会を開いて、衆議院の代表者と参議院の代表者が一堂に会して、今や法案提案者、法案の提出者である内閣が方針転換をして自己矛盾に陥っているこの法律案を、国権の最高機関である政府・与党決定を経て、本日の閣議決定に至っております。

この閣議決定と法案は内容が正反対なものとなつておらず、支離滅裂な法案になつておるわけですが、当然のこととして、政府・与党の

決する結論を導き出す成案を得るべきであろうと私どもは考えております。

現実に、参議院が否決した本院送付の法律案に先例は幾つかあります。とりわけ、一九九四年一月の第百二十八国会においては、参議院が政治改革連四法案を否決したもの、本院が両院協議会の開催を求め、糸余曲折はありましたけれども、当時の細川護熙総理と河野洋平民主党総裁とのトップ会談を経て、最終的に成案を得るに至つたのでござります。現在とは異なる政治情勢とはいえ、当時の議会の先輩たちにはぎりぎりまで議論を尽くすという姿勢があつたようございます。まさに当時の河野自民党総裁が今私の後ろの議長席にお座りになつていらっしゃることは、何かの因縁かもしれません。

暫定税率の再議決の際、私どもは、その再議決に抗議をするために議長室前廊下で抗議活動をさせていただきました。民意を無視して再議決をすることこそが遺憾なことなのでござります。河野議長には、「ぜひ当時の志を思い出していただけ、指導力を發揮していただきたい」と思いました。

河野議長は、立法院でございます。国会は内閣提出法案をベルトコンベヤー方式で自動的に成立させるために存在をしているのではありません。国会で審議中の議案と内閣の方針に深刻な矛盾が存在するのであれば、当然その矛盾は解消をされなければならないのです。内閣に国会法の縛りによってその手だてがないのであれば、残された道は、両院協議会を開催し成案を得る努力をすることになります。

第四の趣旨を御説明申し上げます。一般財源化をするのであれば、暫定税率は当然廃止をすべきであるということであります。私たちが開催を求める両院協議会では、この問題についても議論がなされるべきであります。

この点について、本年二月二十二日、本院国土交通委員会で、この道路財源特例法改正案を審議したときの国会答弁で、福田総理御自身が発言されましたことになります。

福田総理は、与党議員である西銘恒三郎議員の、道路財源をすべて一般財源化するという政策は、ユーワー一千万人余の反対署名もありますし、納稅者に対しても無責任ではないかと思われますが、總理の御所見をお伺いいたします。

道路特定財源をすべて一般財源にするというこの問題に対し、

方から法案修正なり再提出の動きがあり、この矛盾を解消していただけるのであらうと私どもは考えておりました。しかしながら、福田総理が一般財源化を打ち出していく以上たつてあるにわかわらず、政府・与党からそのような話は全くない、国会法第五十九条、すなわち「内閣が、各議院の会議又は委員会において議題となつた議案を修正し、又は撤回するには、その院の承諾を要する。但し、一の議院で議決した後は、修正し、又は撤回することはできない。」という規定を口実に何ら手を講ずることなく、時間だけが過ぎ去つていつたのであります。

言うまでもなく、国会は立法院でございます。国会は内閣提出法案をベルトコンベヤー方式で自動的に成立させるために存在をしているのではありません。国会で審議中の議案と内閣の方針に深刻な矛盾が存在するのであれば、当然その矛盾は解消をされなければならないのです。内閣に国会法の縛りによってその手だてがないのであれば、残された道は、両院協議会を開催し成案を得る努力をすることになります。

第五の趣旨を御説明申し上げます。道路整備をし続ける方針を打ち出し、四月十一日降十年間の措置として、揮発油税等の税収を道路整備に充當することを定める道路特定財源制度を維持するための根拠法でござります。他方で、福田総理は、三月二十七日、来年度から道路特定財源を一般財源化する方針を打ち出し、四月十一日までの政府・与党決定を経て、本日の閣議決定に至つております。

この閣議決定と法案は内容が正反対なものとなつておらず、支離滅裂な法案になつておるわけですが、当然のこととして、政府・与党の

となりますが、これはユーチャーの負担ですからね。その課税の根拠が失われるということになります、そして、この暫定税率をお願いするということは困難になる。すなわち、その分を、結果としてガソリン値下げという格好になります。地方合わせて一・六兆円の大幅な減収となつて、道路予算、そしてまた、先ほど来御説明しているような、一般国民、経済、生活にも影響を与えてくる、こういうことがあります。

と答弁されました。
また、同じく与党議員である高木陽介議員の質問に対しては、

道路特定財源につきましては、ユーチャーの理解を得て一般財源化する、こういうことになつております。ですから、一般財源化といふうに簡単におっしゃるけれども、それは今の段階では、そう簡単なものではないんだ、まずユーチャーの理解を得るということが必要なんだ。理解を得られなければ、その分減っちゃうわけです。

ささらに、民主党の長安議員の、

やはり、ここは福田総理の強いリーダーシップをもつて一般財源化ということに本気で取り組んでいくということが必要だと思いますけれども、総理の御見解をお伺いしたいと思います。

という質問に対しては、

特定財源、これは、自動車ユーチャー、ユーチャーの理解を得ながらということなんですね。そういうことでないならば、これは税率を下げるしかないんですよ。そういうことなのでよろしいのかどうかと、いうこともあります

と答弁されました。

私は、この道路特定財源をすべて一般財源にするということになれば、これはユーチャーの負担であります。

あるから、その課税の根拠が失われる、暫定税率をお願いすることは困難になる、すなわち、その

分、結果としてガソリン値下げということになる

という総理の答弁は非常に正しいお考えであると

いうふうに思います。そもそも、暫定税率を三十

四年間も継続してきたこと 자체がおかしい上に、

揮発油税本則分については、もともと一般財源で

あつたからであります。

第五の趣旨は、環境税の導入についても両院協

議会で協議をすべきであるということであります。

昨日、町村信孝官房長官は、仮にガソリン税が

環境税ということになれば、今より負担がふえ、

ております。ですから、一般財源化といふう

に簡単におっしゃるけれども、それは今の段階

では、そう簡単なものではないんだ、まずユーチャーの理解を得るということが必要なんだ。理

解を得られなければ、その分減っちゃうわけです。

から、払つてくれないわけですからね、そのと

ころはよく認識していただかなければいけない

と思います。

と答弁されました。

さて、この道路特定財源をすべて一般財源にす

ることで、道路特定税率の矛盾を解消するためには、当然、暫定税率は廃止すべきなのでございま

す。

その際、環境税を導入する場合でも、ガソリン

が負担すべき割合は、一リットル当たり一・五二

円、最大級に見積もつても、我が党的菅直人代行

が申し上げておる一リットル当たり五円未満であ

るということを確認すべきであろうと存じます。

当然のことながら、一般財源としてのガソリン税

本則分の中に環境税を含めるべきであるという考

え方も十分に成立をするわけでありますから、そ

のことも含めて、両院協議会でしっかりと議論を

していただきたいと存じます。

なぜなら、本年四月十一日の「道路関連法案等

の取扱いについて」と題する政府・与党決定文書

に、「四、暫定税率分も含めた税率は、環境問題

への国際的な取組み、地方の道路整備の必要性、

国・地方の厳しい財政状況を踏まえて、今年の税

制抜本改革時に検討する」と明記をされておりま

す。この方針も踏まえて、「与野党協議を鋭意進

める」と書かれています。

なお、福田総理を初め政府・与党の幹部の皆さ

んが、全世界が地球温暖化対策に全力を挙げてい

る中で、我が国がガソリン税を大幅に引き下げるこ

とは国際社会の理解を得られないと発言されてお

られます。それが大きな間違いでございます。

我が国の自動車ユーチャーは、自動車取得税、自動

車重量税、そしてガソリン税など、自動車関係諸

税として、自動車の取得、保有、走行のあらゆる

局面で大きな税負担をしており、さらにその上、

世界に類例のない高額な高速道路通行料金の負担

もしているのでございます。これらを考え合わせ

ると、我が国の自動車ユーチャーの税負担あるいは

公的負担は世界一高いと言つていいのでございま

す。国際社会の理解を得られないとすれば、今後

十年間五十九兆円を費やして道路整備を続けると

います。ガソリン税の値下げについては、韓国の大

統領もアメリカの大統領候補も、一部そ

の政策を取り入れていただいております。

ガソリン一リットル当たり二十五円の値下げは、明らかに個人消費の下支えとなります。内閣府が行つておる景気ウォッチャー調査においても、全国のタクシー運転手さんやコンビニエンスストアの店長さんなどの現場の声が多く寄せられております。原油高、ガソリン高による消費者の消費手控えの実態が報告されているのでございました。また、特にこどり四月からの各種食料品などの物価上昇による家計の負担増が月數千円に上るとの試算もなされておりますが、ガソリン代の二十五円値下げは、それらの物価高を相殺する効果が期待できるのであります。

さらに、軽油代の十七円の値下げは、全国の運送業者の皆さんにとって大変な効果をもたらし、特に中小零細企業対策として有効なだけではなく、運送経費のコストダウンも期待できるものでございます。

平成二十年度については、既に歳出予算が成立しており、道路工事などの事業量は従来どおり確保されるため、ガソリン、軽油等の二兆六千億円の減税は、そつくりそのまま景気対策、経済政策としてプラスの効果をもたらすのでございます。政府・与党幹部の皆さんには、では、その減税の財源はどうするのかと言われるわけでございますが、平成二十年度の一年限りについては、さまざま特別会計、独立行政法人などの剩余金、積立金などのいわゆる埋蔵金で十二分に手当てできるということは言うまでもありません。

埋蔵金と呼ぶかどうかについては議論はあるんでしようけれども、平成十七年十二月二十四日閣議決定「行政改革の重要な方針」七ページ、「特別会計改革」(2)ア①「小さくて効率的な政府」の実現を特別会計改革においても目指す。特別会計については、資産・負債差額が約四十五兆円と言われております。これらを精査して資産・負債や剩余金等のスリム化を徹底するなどし、今後五年間において合

計約二十兆円程度の財政健全化への貢献を目指すものとする」と、政府自身が、まだまだ使えるお金が眠つてゐるということを閣議決定文書の中でおつしやつていらつします。さらに、我が党の細野豪志議員の調査によつても、道路特別会計については、資産・負債差額が六兆円に及んでるということが確認をされているのでございます。

来年度以降の恒久財源については、民主党は、今年度末の税制の抜本改革案の中ですっかりと御説明をさせていただく予定でございますが、道路特別財源の本則分だけで真に必要な道路は整備することができるというのが私どもの考え方であり、道路特別会計の中にその財源はあるというこ

とを申し添えておきたいと存じます。

第七の趣旨は、暫定税率の撤廃は、地方の所得をふやし、地方の活性化につながることでございます。このことも両院協議会で御議論をいただきたないと考えております。

今回の暫定税率撤廃問題については、地方公共団体の首長さんや議会の皆さん、心配の声が多く上がりましたが、民主党は、もちろん地方の皆さんには一切御迷惑、御心配はおかげいたしません。

四月十一日の政府・与党決定文書においても、「ガソリン税などの暫定税率の失効期間中の地方の減収については、各地方団体の財政運営に支障が生じないよう、国の責任において適切な財源措置を講じる。その際、地方の意見にも十分配慮する。」と明記しております。

地方公共団体の皆さんには、心配されることはありませんが、地方に住む住民の皆さん方とよく相談をしております。道路整備についても、地方の知事さんや市長さんが、地方に住む住民の皆さん方とよく相談をしております。

資する方法であると私どもは考えております。ちなみに、安倍前総理の御地元である山口県において、平成十八年度、中国地方整備局山口河川国道事務所が発注をしている萩三隅道路の工事を、どのような請け負いの状況になつているかとおつしやつていただきました。

萩三隅道路というのは直轄事業でございますけれども、ここは大事なので聞いてください、平成十八年度中に十八件工事が発注されています。そのうち八件が地元業者が請け負つたのが八件。十八件のうち八件が地元業者が請け負つてている。では、金額的にはどうなのかというと、十八件の契約金額が四十四億、地元業者が請け負つたのが十二億、三割にも満たないでございます。

本当に地元の経済のことを、あるいは地元の活性化ということを考えるのであれば、財源をすべて地方に移して、知事さんや市長さんが地元業者に発注をできるような道路整備の仕組みに改めていくことこそが、今私たちがしなければならないことではないでしょうか。

道路も必要だし、道路の工事も必要だし、しかし、それを効率的、効果的に進めるにはどうしたらしいのかということを両院協議会において真剣に議論しなければならないと存じます。

私がここで強調しておきたいのは、さらに暫定税率の廃止は地方の所得をふやすのだということではないのかということを両院協議会において真剣に議論しなければならないと存じます。

私がここで強調しておきたいのは、さらに暫定税率の廃止は地方の所得をふやすのだということではないのかということを両院協議会において真剣に議論しなければならないと存じます。

政府・与党決定文書でも、あるいは本日の閣議決定にも、「道路関連公益法人や道路整備特別会計関連支出の無駄を徹底的に排除する。」あるいは「政府全体で、行政と密接な関係にある公益法人について、集中点検を実施し、支出の無駄を徹底的に是正する。」と明記をされております。

今国会の予算委員会などの審議の中で、私たち野党議員の指摘によつて、道路特別会計の支出の無駄遣いの実態が次々に明らかになりました。与党の先生方は何一つ指摘できなかつた、それを私たちが指摘をしたわけでございます。

我が党の長妻昭議員は、道路特定財源で公益法人などが一泊七万円から十二万円の職員旅行を丸抱えていた、あるいはアロマテラピーの器具を購入していると指摘をさせていただきました。社民党的保坂展人議員は、道路特定財源から、「みちぶしん」というミュージカル上演のために、三年間で八十五力所、総額五億二千万円、一回平均六百万円という支出が行われていたことを明らかにいたしました。また、我が党の細野豪志議員

ますから、減税による県民所得の増大方がはるかに大きいのでございます。

東国原英夫知事の宮崎県も、暫定税率廃止で一世帯当たり六万七千円の減税効果、四十六万世帯でございますから、合計三百八億円の減税。福田総理の御地元の群馬県では、一世帯当たり七万七千円、七十四万三千五百世帯ですから、合計五百七十二億円の県民所得増となるのでございます。

本会議場における与党議員の皆さんにも、暫定税率の廃止は、皆さんの御地元の有権者の皆さんのがふえる、地域の活性化につながるということをぜひひびき両院協議会で御議論いただきたい、お願いを申し上げる次第でございます。

は、道路特定財源から、道路関係の公益法人が作成をするウイキペディアからの意味不明の引用だけの三冊の報告書に、随意契約で一億円もの支出が行われ、公益法人が道路官僚の天下りの受け皿となっている実態を明らかにいたしました。

また、参議院においても、我が党の大久保勉議員は、一人の職員が年間で五百円にも達するというタクシーチケットを地方整備局において使用していたという問題について指摘をさせていただきました。このタクシーチケット問題を初めとする全国の地方整備局と国道事務所の実態調査も、両院協議会においてしっかりと細部にわたって調査、議論をしていただきたいと存じます。

さらに、参議院の藤木健三議員は、地方整備局あるいは全国の百三十六の国道工事事務所、河川国道工事事務所に公用の自家用自動車が千四百二十六台保有され、そのうち八割に当たる千百八十六台は業務委託による運転手つきの公用車であり、運転手の業務委託の支出は年間八十二億円、五年間にすれば四百億円を超えるという実態も明らかになつたわけでございます。さらには、この運輸業務委託の発注先上位三社には、合計五十五名もの国土交通省の天下り、再就職がいるということも判明をいたしました。

さらには、長妻議員の調査により、五十の公益法人への天下りは合計千二百六十一名、さらには、道路特定財源からの、道路特別会計からの工事発注先上位三百社、工事以外の発注先三百社、合計六百社の民間企業への天下り、再就職は二千六百四十一名、公益法人と合わせて合計三千九百二名もの天下り、再就職がいることが国土交通省の発表によつて明らかになつております。この四千名近い天下りの人事費は、そのままコストに上乗せをされているんです。結局は、これらの天下りが道路特定財源の不必要な支出になつていてることを、両院協議会においてもしっかりと精査をして、議論をしていただきなければならないのです。

なぜならば、冬柴国土交通大臣は、これらの支出の無駄の指摘に対して、国土交通省の中に道路関係業務の執行のあり方改革本部をつくり、四月十七日にしてその最終報告書を発表されていらっしゃいます。この報告書は、最終報告書と呼ぶには余りにも拙速で不十分であり、与党の皆さん方は余りにも拙速で不十分であり、与党の皆さん方が無駄の調査はまだ始まつたばかりであることを、本会議場のすべての議員の皆さんと確認をさせていただきたいと思います。（拍手）

第九の趣旨は、十年間五十九兆円の道路整備計画は、暫定税率撤廃後の本則分の十年分二十七兆円で真に必要な道路は十分に整備することができるということでございます。五十九兆円もそもそも要らないということでございます。これも、両院協議会で議論をしていただく最重要のテーマの一つでございます。

国土交通省が作成をした道路の中期計画五十九兆円のうち十二兆四千億円は高速道路の料金収入、高速道路株式会社が整備をすべき高速自動車国道であつて、道路特定財源とは関係がないとうことを皆さんは御存じだと思います。五十九兆円のうち十二兆四千億円は道路特定財源とは関係がないということでございます。

さらには、与謝野馨前官房長官は、再三にわたり、五十九兆円は公共事業予算のシーリングによって四十兆円台になる、すなわち十年間で十兆円程度自動的に減っていくのだということを公の場で御発言されていらっしゃいます。

さらには、公益法人などの天下りのための発注、あるいはまちづくり交付金、河川補助金、道路と直接関係のない補助金等を差し引くならば、十分に本則税率のみで道路整備を進めていくことが可能であるというのが私どもの結論でございます。しかも、この本則のみで道路整備ができるとう考え方は、道路整備にかかるコストを見直すと

なぜかといえば、冬柴国土交通大臣は、これらの支出の無駄の指摘に対して、国土交通省の中に道路関係業務の執行のあり方改革本部をつくり、四月十七日にしてその最終報告書を発表されていらっしゃいます。この報告書は、最終報告書と呼ぶには余りにも拙速で不十分であり、与党の皆さん方が無駄の調査はまだ始まつたばかりであることを、本会議場のすべての議員の皆さんと確認をさせていただきたいと思います。（拍手）

第九の趣旨は、十年間五十九兆円の道路整備計画は、暫定税率撤廃後の本則分の十年分二十七兆円で真に必要な道路は十分に整備することができるということでございます。五十九兆円もそもそも要らないということでございます。これも、両院協議会で議論をしていただく最も重要なテーマの一つでございます。

国土交通省が作成をした道路の中期計画五十九兆円のうち十二兆四千億円は高速道路の料金収入、高速道路株式会社が整備をすべき高速自動車国道であつて、道路特定財源とは関係がないとうことを皆さんは御存じだと思います。五十九兆円のうち十二兆四千億円は道路特定財源とは関係がないということでございます。

さらには、与謝野馨前官房長官が、再三にわたり、五十九兆円は公共事業予算のシーリングによって四十兆円台になる、すなわち十年間で十兆円程度自動的に減っていくのだということを公の場で御発言されていらっしゃいます。

さらには、公益法人などの天下りのための発注、あるいはまちづくり交付金、河川補助金、道路と直接関係のない補助金等を差し引くならば、十分に本則税率のみで道路整備を進めていくことが可能であるというのが私どもの結論でございます。

したがつて、現在のBバイCの数字は過大である可能性が高く、このことは、政府・与党決定文書あるいは閣議決定にも、「道路の中期計画は五年とし、最新の需要推計などを基礎に、新たな整備計画などを策定する。」という文章に反映をされております。

さらに、BバイCについては、平成十五年に作

月十七日にその最終報告書を発表されていらっしゃいます。この報告書は、最終報告書と呼ぶには余りにも拙速で不十分であり、与党の皆さん方が無駄の調査はまだ始まつたばかりであることを、本会議場のすべての議員の皆さんと確認をさせていただきたいと思います。（拍手）

第九の趣旨は、十年間五十九兆円の道路整備計画は、暫定税率撤廃後の本則分の十年分二十七兆円で真に必要な道路は十分に整備することができるということでございます。五十九兆円もそもそも要らないということでございます。これも、両院協議会で議論をしていただく最も重要なテーマの一つでございます。

国土交通省が作成をした道路の中期計画五十九兆円のうち十二兆四千億円は高速道路の料金収入、高速道路株式会社が整備をすべき高速自動車国道であつて、道路特定財源とは関係がないとうことを皆さんは御存じだと思います。五十九兆円のうち十二兆四千億円は道路特定財源とは関係がないということでございます。

さらには、与謝野馨前官房長官が、再三にわたり、五十九兆円は公共事業予算のシーリングによって四十兆円台になる、すなわち十年間で十兆円程度自動的に減っていくのだということを公の場で御発言されていらっしゃいます。

国民の皆さんには、一般財源化するということに関しても、一体何に使うんだろう、一体どうするんだろうということを非常に心配していらっしゃいます。一般財源化すると言ひながら、実は、中身は全部道路整備だつたよねということになれば、これは国民の皆様方を大きく裏切ることになるものであり、私どもは、一般財源化の中身、使途のあり方についても、両院協議会においてしっかりと

と法案を修正し、さらには、両院において正式な機関を立ち上げることについても御議論をいたさないと考えております。

細川護熙元総理の秘書官で、現在は駿河台大学の成田学長が、「自民党型立法システムの崩壊、世界標準の議会の仕組みを導入しよう」という論文、さらには、「衆参の意思をどう調整すべきか—ねじれ国会とその行方—」という論文をことしになつて書かれいらっしゃいます。

党議決定と閣議決定によつて、国会提出前に政治的調整が済んだ法案をあとは国会を通すだけといふ自民党型立法システムに乗つかつて通そうとするのは、昨年の参議院選挙によつて崩壊をしているのでござります。このいわゆるねじれ国会に対処する方法は、自民党型立法システムが確立する前にも日本でも採用されていた世界のスタンダードな議会政治に戻ることでござります。その基本は、国会自身が政治的調整を行う場になることでござります。立法府としてのそもそも役割を担当することです。

例えば、政府提出の法案や与党議員の法案は衆議院を先議とし、野党議員提出の法案は参議院を先議として、先議の院を原案で通過した後、後議の院で修正するような方法が考えられるのではないか。修正案については、後議の院の所管委員会に小委員会を設置して、与野党的実務家が集まつて検討すればいいのです。

現在も制度的に両院協議会がござります。衆参両院の代表が建前を言い合つて決裂するだけの両院協議会ではなく、眞の成案を得るために両院協議会を開けばいいのでござります。こうした形式的な協議の場を、アメリカ、ドイツ、フランスなどのように実際に合意可能な修正案を作成する実務機関につくりかえる、成田学長はこのように書いておられます。

ともに一般財源化の目標を持つ与野党の皆さん、私たち民主党も、単に建前を言い合つて決裂をするだけの場となるような形式的な両院協議会の開催を求めているわけではありません。ともに一般財源化の目標を持つ与野党

の両院の代表が、修正案の成立を真剣に検討する場としての両院協議会の開催を求めているのでございます。

政府が閣議決定をしたのは、正式に政府としての方針を示したのはきょうの午前中です。政府としての方針を受けて、与党として修正を目指す法案と閣議決定の矛盾を解消する努力をする。さらに、私ども野党は、参議院では、政府が提出した十年五十九兆円法案は、総理が単独で会見された内容と違つてゐるね、おかしいよね、一体どうするんだろう、与党の方から多分修正がなされるのではないかということを考えおりました。そして、私どもは、真剣にその修正について党内で議論をさせていただきたいことも事実でございま

す。

与党の皆さん、このねじれ国会における問題解決の新しい場として、両院協議会の開催をぜひ目

指しましょよ。その両院協議会の場で議論すればいいんですよ。お互いに一般財源化ということについては合意できるじゃないですか、一般財源化といふこと

についても思ひませんよ。法律にしましょよ。それが立法府としての役割じゃないですか。国民の意思を代表するこの衆議院としての働きを最後まであ

きらめちやいませんよ。

すべては法律ですよ。あなた方が再議決しようとしている法案は、十年五十九兆円ですよ。道路

整備だけをしますよといふ法案ですよ。その法案を再議決していいと思つてゐる人はいないはずですよ。

総理も内閣も閣議決定をしたわけじゃないですと。正式に変えたんですよ、けさ。だつたらば、

両院協議会で政府、閣議決定どおりの修正案を提案してくださいよ。私たちはしつかりと応じます

よ。なぜなら、一般財源化して、その中身について何に使うんですか、どうするんですかといふことは、国民の皆さんがあなたがみんな心配をしているん

です。

○議長(河野洋平君) 討論の通告があります。順次これを許します。梶山弘志君。

○梶山弘志君 自由民主党の梶山弘志でござります。

自由民主党、公明党を代表して、ただいま議題

元財務大臣である塩川先生が、後期高齢者の医療制度について、ひどいと差別するのか、区別するのか、涙が出たと新聞の論文に書いていらっしゃいました。しかし、この後期高齢者医療制度を閣議決定したときの財務大臣が塩川さんなんですね。さらには堀内先生も、この後期高齢者医療制度は問題があるねということで、総理にも御進言をなされたというふうに聞いております。

本当にさまざまな問題が山積をする中で、さまざまに解決をしなければならない課題が山積をする中で、十年五十九兆円、道路整備続けるよい

法律を通すだけで立法府の役割が果たせるとはとても思ひません。両院協議会で成案を得る努力を

ぎりぎりまでする、それこそが立法府にいる者としての役目である、役割である。

私ども民主党を初めとする野党は、絶対にあきらめませんから。暫定税率についても、眞の一般財源化についても、もし、きょう三分の一で再議決をされる、両院協議会など聞く気もないという

ことであったとしても、絶対に私たちはあきらめませんから。国民の皆さんのために絶対にあきらめずに戦うことをお誓い申し上げるし、良心を持たれる与党議員の皆様方は、両院協議会の開催に御同意いただけることを信じて、趣旨弁明といたします。(拍手)

まず、言うまでもなく、両院協議会とは、両院の意思が異なる場合に、両院が協議して意見の一致を図るために設けられる機関であります。そ

れぞれの議院の意思を構成した会派の議員、すな

む、今回の道路財源特例法改正案について言えば、衆議院の賛成の意思を構成した会派である自

民、公明の議員が両院協議会を求めるることはあり得るとしても、衆議院の賛成の意思に反対した会

派が両院協議会を求めるとは、両院の意思を調整しようとする両院協議会の趣旨からして、筋違

いの主張であります。

実際のところ、両院協議会を行うことになつた場合、協議委員十名については、正規の手続をとれば、連記無名投票で、当該議決に関して多数を形成した会派が全員を当選させることができることを踏まえ、議長は、その議決に賛成した会派か

ら協議委員を指名する慣例になつております。民主党政議員は、だれも協議委員には指名されないことから、両院協議会を求めるることは意味のないこ

とと言わざるを得ません。

仮に、参議院の民主党が参加できることに両院協議会の意味を見出すとなるならば、参議院では野党会派で多数意思を形成できるのですから、両院協議会で目指す成案の内容で参議院において修正議決すべきであり、単なる否決で返付してきた以上、民主党はとても成案を得ようとする姿勢とは思えません。

また、今後の議論として、両院協議会を生かすために協議委員の構成を賛成会派に限定すべきではないとの主張はあるかもしませんが、それは行われた政策協議の場で合意を得る最大限の努力をすべきではなかったかと思うのであります。以上の理由から、今回の両院協議会議事の円滑な進行を妨げるだけの動議であります。議員諸氏の議会人としての良識に期待をし、議会を形骸化させないためにも、当然、本動議は否決されるべきものと考え、本動議について私の反対の討論を終わります。

○議長(河野洋平君) 後藤斎君。

[後藤斎君登壇]

○後藤斎君 民主党的後藤斎でございます。私は、民主党・無所属クラブを代表して、憲法第五十九条第三項及び国会法第八十四条第一項の規定により道路整備費の財源等の特例に関する法律の一部を改正する法律案について、両院協議会を求めるの動議について、賛成の立場で討論をいたします。(拍手)

討論に入る前に、まず、五月の二日から三日にかけてミャンマーに上陸した大型サイクロンによつて被害に遭われた皆様方に心からお見舞い申

し上げますとともに、一刻も早い復旧をお祈りいたしております。また、昨日、中国四川省において発生した大地震に関し、亡くなられた方々の御冥福と、被害に遭われた方々に対しても心からお見舞い申し上げ、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

討論に入ります。

福田総理は、昨年九月の就任以来、事あるごとに、野党と誠意を持つて話し合いをしながら国政を進めていきたいと繰り返してまいりました。しかし、その殊勝な言葉とは裏腹に、福田総理が現実に進めているのは、相も変わらぬ数の暴力ではありませんか。

本年一月十一日、直近の民意を受けた参議院が否決をした新テロ対策特措法を、政府・与党は数の力で再議決をしました。そして、四月三十日には、参議院が税制関連法案の審議を継続している中に、本院が一方的にみなし否決規定を濫用し、これまた数の力で再議決を強行、圧倒的多数の国民が反対をするガソリン税等の暫定税率の復活、すなわち、年間二兆六千億、十年間で二十六兆円の増税をしたのはあなたたちではありませんか。

政府・与党はこれまで、数の力を背景に強行採決を連発してきました。国民生活を破壊する問題法案を次々と成立させました。本年度からスタートした、現代のうば捨て山、高齢者の方をいじめる医療制度も、一昨年の通常国会において強行採決によって成立したものであります。

このような数の横暴に対し国民がノーを突きつけ、鉄槌を下した、それが昨年の参議院選挙であります。しかし、自公連立政権は、国民の声に耳を澄まし襟を正すこともなく、長年権力の座にある者としての惰性で、今もなお数の力で強引な議会運営を続けているのであります。まことに口とみなすことができる」と規定されています。

言うまでもなく、直近の民意は参議院にあります。法律案は両院で可決したとき法律となるとの憲法第五十九条第一項の規定が本則であるということを考へると、五十九条第四項によるみなし否決さらには五十九条第二項による再議決をもつて法律を成立させることは、極めて異例であり、一九五二年、第三次吉田内閣のもとでのわずか一回の先例があるのみです。このときは、第十三回通常国会が五回も延長され、会期末前日という混亂したさなかの出来事であり、まさに異例中の異

例、例外中の例外というべきものであります。

このような異例中の異例、例外中の例外という取り扱いでありますから、仮にこれを強行すると

いうのであれば、国家と国民に重大な危険が及ぶなど、重大性及び緊急性において相当な理由がなければなりません。再議決は、二院制を否定し、民主主義ルールを顧みない行為であることを議員一人一人が自覚しなければいけないんです。

そして、暫定税率の復活は、相当な理由などかけらもなかつたことは、だれの目にも明らかになります。むしろ、庶民の家計や中小企業が負担増やコスト増の中で苦しむ中、暫定税率廃止による二兆六千億の減税による景気回復を国民の大多数が願っている、その中の強行採決は党利党略そのものであつたということは、火を見るよりも明らかであります。

政府・与党はこれまで、数の力を背景に強行採決を連発してきました。国民生活を破壊する問題法案を次々と成立させました。本年度からスター

トした、現代のうば捨て山、高齢者の方をいじめる医療制度も、一昨年の通常国会において強行採決によって成立したものであります。

このように数の横暴に対し国民がノーを突きつけ、鉄槌を下した、それが昨年の参議院選挙であります。しかし、自公連立政権は、国民の声に耳を澄まし襟を正すこともなく、長年権力の座にある者としての惰性で、今もなお数の力で強引な議会運営を続けているのであります。まことに口とみなすことができる」と規定されています。

言うまでもなく、直近の民意は参議院にあります。法律案は両院で可決したとき法律となるとの憲法第五十九条第一項の規定が本則であるという

ことを考へると、五十九条第四項によるみなし否決さらには五十九条第二項による再議決をもつて法律を成立させることは、極めて異例であり、一九五二年、第三次吉田内閣のもとでのわずか一回の先例があるのみです。このときは、第十三回通常国会が五回も延長され、会期末前日という混乱したさなかの出来事であり、まさに異例中の異

法律案は、道路特定財源を向こう十年間維持することを規定するものであります。来年度から道路特定財源を一般財源化するという福田総理の方針や政

府・与党合意さらには本日の閣議決定との間で深刻な矛盾を抱えております。

暫定税率を温存し、一般会計にせず特別会計を残したままでは、福田総理が繰り返し答弁をされ

ていたように、一般財源化をすると暫定税率を維持する根拠がなくなり、納税者たる自動車ユーティからの理解は得られない、受益と負担の矛盾は解消され得ません。

また、本法律案三条に規定されている、整備が必要な道路の事業量は閣議決定するというその基礎である道路中期計画も不透明、不明朗な点に満ちており、一万四千キロの高速道路整備は、今から十年前の、人口がこれからも増加をしていくと思われた時代に閣議決定した第四次全国総合開発計画と同一の水準です。中期計画を抜本的に見直すことを確約しない限り、国民が納得する道路政策を確立することは不可能です。

私は、本法律について、二月二十一日のこの本会議においても、従来の五年間の措置を十年間措置拡大する理由、一般財源化して道路整備費を毎年予算要求すればよいのではないか、当年度予算の未充當額を翌年度以降の道路整備に充当可能としたのは安倍内閣の閣議決定違反ではないか、五年間で五千億規模の貸し付け制度の新設は本当に必要なのか否か、さらには、高速道路引き下げは、できるのであれば財源が余っているからであり、その分税率引き下げが可能ではないかなどなどについて福田総理に御質問申し上げましたが、

まだ十二分な回答は得られおりません。

○九年度からの一般財源化を閣議決定しても、この法案を原案のまま可決したのでは、来年度からの一般財源化の担保とはなり得ないことは明らかであります。国民の多くは偽装一般財源化と思つていることを肝に銘じていただきかなくてはなりません。

本法案の再議決は、また、また直近の民意を無

官 報 (号 外)

視する暴挙と言わざるを得ません。しかし、百歩譲たとしても、憲法第五十九条第三項及び国会法第八十四条第一項には、衆参両院の意思が異なつた場合の調整機関として両院協議会の設置が定められているのでありますから、少なくとも、まずは両院協議会を開催すべきであります。実際、第十三回国会においては、内閣提出の保安庁職員給与法案について、本院がみなし否決の議決を行いましたが、両院協議会の開催において成案を得たという先例があります。

政府・与党がみずから主張に絶対の自信を持つてゐるのなら、両院協議会で堂々と議論を開き、我が党やほかの野党も含めて説得をなさればいいんじやないでしょうか。それとも、深刻な矛盾を覆い隠すため、両院協議会を飛ばして一気に再議決しようとしているのではないんじやうか。まさに矛盾に満ちたこぞくな対応と言わざるを得ません。

○議長(河野洋平君) 後藤貞君、申し合わせの時間が過ぎましたから、結論を急いでください。

○後藤貞君(続) いずれにしても、政府・与党が相変わらず数の力による強引な議会運営を强行するのであれば、主権者たる国民に信を問い合わせ、判断を仰ぐばかりません。それが我が国の民主主義の基本的なルールであり、内閣総理大臣としての責務であります。

国民の信任を得ていない福田総理、あなたがこのまま一日長く権力の座に居座るにつれて、国民の生活は日一日と悪化しているのです。よって、ここに、福田総理御自身の手で解散・総選挙を行はずに信を問うべきであるということを申し上げ、討論を終わります。(拍手)

○議長(河野洋平君) 佐々木憲昭君。

〔佐々木憲昭君登壇〕

○佐々木憲昭君 私は、日本共産党を代表して、道路財源特例法改正案に関し両院協議会を求める動議に賛成の討論を行います。(拍手)

政府・与党、自民、公明両党は、去る四月三十

日、ガソリン税などの暫定税率を復活させる租税特別措置法案について、参議院が審議を続けようとしているにもかかわらず、参院が否決したとみなす議決を行い、無理やり法案を取り上げて、衆議院の三分の二以上の多数で再議決し強行成立させ、世論の厳しい批判を浴びたのであります。

にもかかわらず、今度は、昨日参議院が否決した道路財源特例法案を衆議院で再議決し成立させようとしています。一度ならず二度、三度と、問答無用とばかりに数の力で法案の成立を強行する暴挙を繰り返す福田内閣と与党に断固として抗議するものであります。

憲法第五十九条第一項は、法律は衆参両院で可決したときに成立することを原則としております。それは、衆参二つの院で審議することによって、法案審議を深め、その問題点を国民に明らかにする慎重審議を保障しようというものであり、同時に、議員の選挙方法や時期が異なる両院で審議することによって、国民の意思を多元的に反映させようという精神に立脚したものであります。

したがつて、衆議院で可決したものについて参

議院がそれと異なる議決をしたときは、その意思を尊重し、慎重に対応すべきであります。そのため憲法第五十九条第三項に基づき両院協議会の開催を仰ぐばかりません。それが我が国の民主主義の基本的なルールであり、内閣総理大臣としての責務であります。

国民の信任を得ていない福田総理、あなたがこのまま一日長く権力の座に居座るにつれて、国民の生活は日一日と悪化しているのです。よって、ここに、福田総理御自身の手で解散・総選挙を行はずに信を問うべきであるということを申し上げ、討論を終わります。(拍手)

○議長(河野洋平君) 佐々木憲昭君。

〔佐々木憲昭君登壇〕

○佐々木憲昭君 私は、日本共産党を代表して、道路財源特例法改正案に関し両院協議会を求める動議に賛成の討論を行います。(拍手)

以上、両院協議会の開催に賛成する討論を終わります。(拍手)

財源化という福田総理の方針と根本的に矛盾するものであります。道路特定財源は、この月末に期限切れで失効したのであり、再議決をやめれば、特定財源は復活せず、そのまま一般財源化で起きるのであります。十年間の法律を通しながら、規定期は〇九年度から適用されないという文言を盛り込むことで、来年度からの一般財源化の法改正を担保すると言つています。一体、国会の議決に得られるとばかりに数の力で法案の成立を強行する暴挙を繰り返す福田内閣と与党に断固として抗議するものであります。

政府は、本日の閣議決定に道路特定財源制度の一年限りだというのは、全くの詭弁であります。政府は、本日の閣議決定に道路特定財源制度の規定は〇九年度から適用されないという文言を盛り込むことで、来年度からの一般財源化の法改正を担保すると言つています。一体、国会の議決に得られるとばかりに数の力で法案の成立を強行する暴挙を繰り返す福田内閣と与党に断固として抗議するものであります。

政府・与党が本当に来年度から一般財源化し、特定財源は一年限りにするというなら、今、まさに両院協議会を開催し、その場に修正案を提起するべきではありませんか。それすらやらないのはなぜなのか。

重大なことは、一般財源化を口にする一方で、真に必要と判断される道路整備はこれまでどおり推進していく、一般財源化されても道路予算は優先的に確保するという声が自民党から聞こえてくるのであります。これでは、一般財源化は形だけになるではありませんか。国民を愚弄するものと言わなければなりません。

今大事なことは、道路特定財源を一般財源化し、結論を一顧だにせず、再議決することは、まさに数の横暴であり、議会制民主主義を踏みにじるものと言わなければなりません。

そもそも、道路財源特例法改正案を再議決し成

立させることに、多くの国民は批判の声を上げておられるのであります。この世論に反して再議決するなど、断じて認められません。

しかも、本特例法改正案は、〇九年度から一般財源化とされています。

○議長(河野洋平君) 佐々木憲昭君。

〔佐々木憲昭君登壇〕

○佐々木憲昭君 私は、日本共産党を代表して、

道路財源特例法改正案に関し両院協議会を求める動議に賛成の討論を行います。(拍手)

そのため、両院協議会を開催し、一般財源化のための国会議論を継続し、深めることが求められ

ているのであります。

以上、両院協議会の開催に賛成する討論を終わ

ります。(拍手)

野党に政策協議を求める与党は、今こそ参議院

に対し両院協議会の開催を求め、みずから立場を表明すべきです。仮にこの動議が与党によつて否決されるならば、与党こそが審議拒否をしてい

ることになるんじゃないでしょうか。

〔日森文尋君登壇〕

○日森文尋君 私は、社民党・市民連合を代表して、ただいま議題となりました動議に対し、以下の立場から賛成の討論を行います。(拍手)

冒頭、ミヤンマーでのサイクロン、中国四川省を中心とした地震で被災された方々にお見舞いを

いたと思います。

さて、賛成の第一。与党は、憲法第五十九条第二項を盾に、参議院で否決された道路財源特例法案を衆議院で再議決しようとしている。つまり、憲法に明記されているから不当ではないと強弁することができます。しかし、参議院は直近の民意を反映しているのです。しかし、参議院は直近の民意を反映しているのであり、その民意を覆すのは、憲法の理念を否定するものと言わざるを得ません。

さらに、憲法第五十九条第三項は、「前項の規定は、法律の定めるところにより、衆議院が、両議院の協議会を開くことを求めることを妨げない。」

としています。憲法で認められているから衆議院で再議決をすると主張するならば、衆議院として憲法で認められている両院協議会の開催を参議院に求めるべきです。

第二に、政府・与党は、この間、参議院野党は審議を拒否してきたと主張してきました。そして、だから政策協議に参加するように野党に求めできました。

社民党は、両院議長のあつせんを尊重して、一貫して協議に応じる姿勢をとつてきました。社民党は、道路特定財源問題をめぐる六党間協議にも応じてきました。それは、各党が知恵を出し合ひ、国民生活の改善に向けて努力することこそが議会制民主主義の王道であると考えておきたいです。

野党に政策協議を求める与党は、今こそ参議院

に対し両院協議会の開催を求め、みずから立場を表明すべきです。仮にこの動議が与党によつて否決されるならば、与党こそが審議拒否をしてい

ることになるんじゃないでしょうか。

設工法を工夫し、適正な価格で建設すれば、暫定税率分の財源がなくとも、十分に必要な道路の建設は可能です。日本では、道路や橋やトンネルの建設コストが適正であるかを客観的にチェックするシステムがありません。コストや投資効果をチェックするすべての団体は、国交省の息のかかった団体しかないので現実じゃありませんか。

きょう朝の閣議決定を見ても、欧米に比べて異常に高いコストを適正化しようという意思は全く含まれていません。土建国家を守るために必要経費とでも考えているのでしょうか。高い建設コストこそが、天下りの財源、さらには道路族議員の政治献金の捻出に必要だと考えているんじゃないでしょうか。

さて、今回の法案です。道路官僚と族議員による巨額の無駄遣い構造が、民主党を初め野党議員の国会審議により、だれの目にも明らかになってまいりました。それにもかかわらず、十年間五十兆円を道路特定財源としてこれまでどおり無駄遣いを含めて支出する法案を、しかも参議院では否決されたこの法案を、事もあるうに衆議院の三分の二の力で強引に再議決しようということは、一体どうしたことなんですか。特定財源を十年続けるというこの法案を修正もせず衆議院で再議決するというのは、支離滅裂としか言いようがないしかも、五十九兆円の財源の中には、民営化したはずの旧道路公団の通行料収入などが、何と二兆円も計上されているではありませんか。民営化した会社の売り上げを政府の計画に盛り込むといふことは、一体どうしたことなんですか。つまりは、小泉内閣で行つた道路公団の民営化がいかにまやかして、結局は、民営化会社は国土交通省の出先機関であることをみずから示しているんじありませんか。

まやかしの道路公団改革とまやかしの郵政改革を叫ぶ小泉政権のもとで行われた郵政解散で得た議席で再議決をするなど、もつてのほかではあり

ませんか。まずは、今この議場におられる衆議院議員が本当に国民の意思を代表しているかどうか、衆議院を解散して信を問うのが筋じやありませんか。

この法案と一般財源化の矛盾について、総理は、来年からの一般財源化を閣議で決めたと言いましたのかもしれません。しかし、福田総理が一般的な直前の三月二十七日です。道路族議員の反発が怖くて、この衆議院段階の国会審議では一切一般財源化を言わないまま強行採決をし、暫定税率が切れる直前になつて初めて総理が一般財源化を言い出しました。

○議長(河野洋平君)

菅直人君、申し合わせの時間が過ぎましたから、結論を急いでください。

○菅直人君(続)

こんな総理の一般財源化に国民

が不信の念を持つのは当然であります。今の総理の姿勢では、小泉総理の道路公団民営化が偽装民営化であつたのと同様、偽装一般財源化にしかなりません。

既に現在、道路特定財源の根拠法は期限切れで、一般財源化が実現した状況にあります。そこ

で、一般財源化を確実にする一番の早道は、道路特定期を改めて決める本法案を廃案にすること

です。今からでも遅くはありません。総理を初めてください。

国会は国権の最高機関であり、國

会での議決は閣議決定より優先します。国会の権威を守り、一般財源化を実現するために、与野党を超えて再議決に反対されることを重ねて強く求め、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(河野洋平君)

山本公一君

○山本公一君(登壇)

○山本公一君

自由民主党及び公明党を代表して、ただいま議題となつております道路財源特例法の再議決動議に賛成の立場で討論を行いたいと思います。

(拍手)

まずもつて申し上げなければならないのは、去る四月三十日に、所得税法等の一部を改正する法律など内閣提出五法案につき、本院において憲法五十九条の規定に基づく議決を行おうとした際に、民主党の一部の議員が衆議院議長の議場への入場を暴力的な行動をもつて妨害するという、憲政史上まれに見る暴挙に出たことに対する抗議であります。

これは、究極の議決拒否であり、議会に対する暴力行為であり、議会政治への重大な挑戦的行為であります。このよくな民主主義を根底から否定する、民主党の非民主的な行為を断じて許すわけにはいきません。

民主党の鳩山幹事長と暴力行為を働いた三日月

大造議員が、民主党の非を認めて河野議長に謝罪

をしたと聞いておりますが、改めて民主党には猛省を促すとともに、参議院での第一党としての本

來的に果たすべき役割は何かをしっかりと再考していただきたいと思います。

さて、道路整備費の財源等の特例に関する法律

の一部を改正する法律案についてですが、本法案

参議院に送付され、五月十一日にいよいよ六月十日

を超過しましたが、昨日十二日に参議院において

否決はされたものの、この六十日の間に参議院で

の審議時間はわずかに七時間でしかありません。

参議院で二十一時間審議がなされたことを考えれば、国民受けしか考えないと看過するべきではありません。このような参議院での議席数の優位

をもつて国会をもてあそぶ民主党初め野党の姿

は、国民の目からも厳しく見られていることは言

うまでありません。

本法案が成立を見ないことにより、例えば、地

方道路整備臨時交付金として地方への交付を行うべきおよそ六千八百億円もの国費が宙に浮いていることになります。六千八百億円分、地方経済に重大な影響を及ぼし、国民生活を脅かしているのです。我々は、与党も野党もなく、地方自治体の困惑、地方の実体経済の状況を直視しなければならないと思います。

道路は、古来から現在に至るまで、我々の生活を支え続けてきました。我々の営むあらゆる活動は道路なくしては不可能であり、道路は、国民の経済活動や生活を支える最も普遍的かつ基礎的な社会資本であります。

我が国では、本法案の原型となる道路整備緊急措置法が制定されて以来、道路特定財源制度が安定的な経済成長を下支えし、また、今日の我が国社会、経済、文化の発展に大きく寄与してきたことは論をまちません。さらに、今日、このように整備されてきた道路が我々の経済活動や生活を支えていることもまた疑いようのない事実であります。

本法案において、地方財政が厳しい中につけてください。

地域の道路整備を着実に促進するため、地方道路整備臨時交付金制度の拡充や地方道路整備臨時貸付金制度の創設、既存高速ネットワークの効率的活用等を図るために措置が盛り込まれております。

これらの措置は、道路整備を着実に進める上で不可欠ですが、本法案が成立をしなければ今年度の道路予算を執行することができず、地方経済への悪影響も懸念されることから、全国の地方公共団体などから、一日も早い本法案の成立が望まれております。

一方で、本法案における揮発油税等の税収を道

路整備費に充当する措置については、去る四月十一日の政

府・与党決定を踏まえ、本日の閣議において、

「今年の税制抜本改革時に廢止し」二十一年度から一般財源化する」とされ、二十二年度から適用さ

れないとことになりました。

野党の方々は、本法案と閣議決定が矛盾すると批判をされおられます。閣議決定は、本法案成立後、二十一年度以降の措置を法改正によって改めようとするもので、時系列的に見れば何ら矛盾はないことは明らかであります。

一般財源化の後も、総理のおつしやる国民、生활者の真に必要な道路整備については、引き続き行うことができるよう必要な財源の確保をしていくことが必要であります。

また、その際には、今通常国会で次々に明らかとなつた道路関係公益法人や道路整備関係の特別会計関連支出の無駄について、国民にいさかの疑惑を持たれないよう、本日閣議決定された道路特定財源等に関する基本方針を踏まえ、非効率的な支出を取りやめること、随意契約で実施されたいた業務のほぼすべてを今後競争的な契約により実施することなどについて、しっかりと確実に取り組んでいかなければなりません。

最後に、二十一年度から道路特定財源が一般財源化されますが、であつても、必要な道路は着実に整備をしなければなりません。

一つの地域を例に挙げます。そこには、沿線二十万人の人々が生活を営んでおります。その地域は、鉄道もなく、もちろん高速道路もありません。海岸線を走る一般国道のみであり、確実に起きるであろうと言われている地震によって陸の孤島になる懸念があります。その地域にやつと待望のつち音が聞こえてくるようになりました。ところが、中断されるかもしれないとの不安が生じてきています。

真に必要な道路とは、大事な要素ではございませんが、経済効果のみではなく、人々の生活に安心と将来への希望を与えるものであるべきであります。

責任ある与党の一員としてまず今なすべきは、今年度の着実な道路整備を待ち望んでいる全国の方々のために、本法案を速やかに成立させること

です。

議員諸君の良識により、本法案に対し庄倒的

多數をもつて御賛同をいただきますようお願いします。（拍手）

○議長（河野洋平君） 穀田恵二君。

〔穀田恵二君登壇〕

○穀田恵二君 私は、日本共産党を代表して、道路財源特例法改正案の再議決に反対する討論を行います。（拍手）

政府・与党は、四月三十日、ガソリン税などの暫定税率を復活させる租税特別措置法を参院否決しました。この議決で成立する法律を閣議決定で限定することです。

国民の塗炭の苦しみを全く顧みない福田内閣の姿勢は断じて容認できません。内閣支持率が一〇〇台に大幅に下落したのは当然であります。民意を無視する福田内閣に国政を任せられるわけにはいきません。これが国民の圧倒的な声であることを政

府・与党は真摯に受けとめるべきであります。民

意を無視する福田内閣に國政を任せられるわけにはいきません。交付税措置をすればよいことなのであります。折からの原油、食料製品などの値上がりと相まって、生活必需品の物価高騰に拍車をかけ、国民生活に大きな不安と失望を与えていま

す。

そもそも、今回の道路財源特例法改正案の再議決には一片の道理もありません。本特例法案は、〇九年度から一般財源化という福田総理の方針と根本的に矛盾するものです。道路特定財源を十年間にわかつて維持しようという特例法案を再議決しながら、どうして一年限りだと言えますか。再議決しなければ特定財源は復活せず、そのまま一

般財源化できるのであります。

政府は、本日の閣議決定で来年度からの一般財源化の法改正を担保すると言いますが、それは、道路特定財源制度の規定は〇九年度から適用されないという文言を加えたものにすぎません。国会の議決で成立する法律を閣議決定で限定すること

自体が暴論であり、法案修正しない限り担保にはならないのであります。

ましてや、歴代政府は、これまで、一般財源化を図るなどの閣議決定を繰り返しながら、それをほごにしてきたのであります。この事実を国民は決して忘れてはいません。

政府は、法案が成立しないと地方道路整備臨時交付金七千億円を地方に配分できないことを再議決の唯一の理由としてきましたが、この臨時交付金は特定財源制度を前提にしたものであります。一般財源化のもとでは見直さなければなりません。確かに多くの地方自治体が地方財源を削られては困

る」と切実に求めているのは事実です。しかし、それを口実に特定財源を続けようというのは断じて許せません。交付税措置をすればよいことなのであります。

さらに、特例法案を再議決、成立させることによつて次々に矛盾が噴出します。道路整備の事業量、総額の問題です。法案は、第三条五項で、十年間の道路整備の事業量を閣議決定するとしています。道路整備に充てる十年間の事業量を決めれば、それはあらかじめ道路特例法は〇九年度以降適用しない、中期計画は五年とすると閣議決定をしながら、この特例法は、道路特定財源を十年維持するとしています。だれが見ても筋が通らない三分の二の再議決を力強くで行おうとする今回の動議に強い憤りを感じます。

昨日、私たち社民党調査団は、阪神国道事務所が整備を進める名塩道路、西宮山口ジャンクション、これは中国自動車道のジャンクション近くの、いわゆるドングリ残地を見てまいりました。長さ九十五メートル、幅二十五メートルのさ

して広くない道路と道路の間に挟まれた残地、こ

こに平成十五年から五年間で一億千五百八万円が、道路整備でも土木工事でもなく、道路事業にかかる女性オピニオンリーダーの育成を目指す

心にした計画であり、一万四千キロメートルの高規格幹線道路、約七千キロメートルの地域高規格道路、さらにその先には、海峡横断道路を含む膨大な計画まであります。この際限ない高速道路優先の道路政策こそ一般財源化の障害であることは今や明白であります。

こうした道路政策から、住民に身近な生活道路の維持管理などを中心にした道路政策に転換することが求められているのです。歴代民主党政治が国土政策の柱としてきた高速道路建設優先政策を根本的に改めるべきであります。

最後に、道路特定財源を、国民生活にとっての緊急性と優先順位に従つて、何にでも使えるよう

にすること、税金の使い方を根本的に改めることこそ国民の切実な要求であります。

以上を指摘し、道路財源特例法改正案の再議決に断固反対する討論を終わります。（拍手）

○議長（河野洋平君） 保坂展人君。

〔保坂展人君登壇〕

○保坂展人君 社会民主党・市民連合を代表し、道路整備財源特例法再議決の動議に反対の討論をいたします。（拍手）

福田内閣のけさの閣議決定とは一体何でしょ

う。道路特定財源を来年度から一般財源化し、特例法は〇九年度以降適用しない、中期計画は五年

とすると閣議決定をしながら、この特例法は、道路特定財源を十年維持するとしています。だれが見ても筋が通らない三分の二の再議決を力強くで行おうとする今回の動議に強い憤りを感じます。

昨日、私たち社民党調査団は、阪神国道事務所が整備を進める名塩道路、西宮山口ジャンクション、これは中国自動車道のジャンクション近くの、いわゆるドングリ残地を見てまいりました。長さ九十五メートル、幅二十五メートルのさ

ために注がれてきたというから驚きではありませんか。道路推進女性団体と全国でつながって、イベント出席などをして、行く行くは女性道路愛好NPOをつくる、こういう事業です。

阪神国道事務所では、みちカフェと名づけて、どう使うのかというミーティングを十数回も行って、ドングリの形をしたこの残地に、結局はドングリを植えるという、こんな結論を出した。しかも、このことが国会で指摘されるや否や、この事業は突然終了したというのも不思議なことでございます。

阪神国道事務所から車で一時間、現場に行って驚きました。子供たちや住民の手で数年前に植えられたドングリは、多くは枯れていて、雑草が我が物顔に茂っています。とても一億円を超えるコンサル料を支払った現場には見えないどころか、目前のトラックが猛スピード、乗用車がんがん通る中で、市民が憩うなんという場ではありませんでした。阪神国道事務所によると、一億円を使つたコンサル料以外に、さらに工事費を使って整備を進めることです。

また、同事務所の神戸西バイパス、これは、鳥類調査、両生類調査を五年間、何と一億八千万円かけてやっていた。一億八千万円。自然保護団体によると、オオタカやカエルの調査、百分の一じゃないですか。けたが二けた違います。

また、阪神国道事務所五十年誌、千二百八十一万円かけて随意契約で契約されていました。一冊のファイルしかありませんでした。そのファイルの中には、予定部数百部あるんです。一体、一冊幾らになるんでしょうか。

この国道事務所のコスト感覚は麻痺していないませんか。政府・与党が無駄遣いは改めると言つても、公益法人だけが問題ではありません。問題は道路整備特会の本体に宿っているんです。道路の伏魔殿のすべての使途を白日のもとにさらしてみれば、税金を途方もなく垂れ流してきた道路特定財源のからくりが見えてまいります。

本動議が目指す再議決は、汗水垂らして働く國

民や、日々削減される社会保障予算の枠内で悲鳴を上げている人々などには決して見せることができきない道路の伏魔殿予算構造を、一年の猶予期間を得て、既得権の延命を図る措置にばかりません。

以上、反対の理由を述べ、道路の伏魔殿の扉を開ける徹底した調査及び実態解明への決意を込め、そして再議決固反対、討論を終わります。

○議長(河野洋平君) 投票総数四百六十九。
本投票の三分の二是三百十三であります。

投票の結果を事務総長から報告させます。

〔事務総長報告〕

三百三十六

可とする者(白票)

否とする者(青票)

二百三十三

〔拍手〕

○議長(河野洋平君) 投票漏れはありませんか。——投票漏れないと認めます。投票箱閉鎖。開票。——議場閉鎖。

〔参考投票を計算させます。〕

〔参考投票を計算させます。〕

〔参考投票を計算させます。〕

〔参考投票を計算させます。〕

平成二十年五月十三日 衆議院会議録第二十八号

道路整備費の財源等の特例に関する法律の一部を改正する法律案、本院議決案

北方領土返還についての民間団体の方針と政府方針との相違等に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、昨十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

「岩国・大竹道路」に関する質問主意書(平岡秀夫君提出)

主要国首脳会議労働相会合に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

先住民族の定義及びアイヌ民族の先住民族としての権利確立に向けた政府の取り組みに関する質問

第三回質問主意書(鈴木宗男君提出)

後期高齢者医療制度における終末期相談支援料導入に関する質問主意書(山井和則君提出)

人間ドックに対する助成打ち切りに関する質問主意書(山井和則君提出)

(答弁書受領)

一、去る九日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員山井和則君提出後期高齢者医療制度の人間ドック補助等に関する質問に対する答弁書

平成二十年四月二十一日提出

質問 第三一六号

後期高齢者医療制度の人間ドック補助等に関する質問主意書

提出者 山井 和則

後期高齢者医療制度の人間ドック補助等に関する質問主意書

一、今年四月の後期高齢者医療制度の導入により、七五歳以上の高齢者が人間ドックの補助を受けられなくなった市町村は何箇所あるか。把握している広域連合だけでもお教え願いたい。

二、今年四月の後期高齢者医療制度の導入において、特定健診を行っていない市町村は全国に何箇所あるのか。把握している広域連合だけでもお教え願いたい。

五、前回質問主意書における「政府は、平成二十一年四月四日に開催された第一回『長寿医療制度』実施本部の会議において、月額保険料は安くなると発表しているが、後期高齢者医療制度の月額保険料が下がるのは被保険者全体の何割と推計しているか」という質問に対し、前回答弁書(内閣衆質一六九第二八七号)においては「お尋ねの推計については、行つてない」との答弁があつた。このことについて、今後調査する予定はあるのか。いつになつたら何割くらいの人の保険料が下がるという概略がわかるのか。

右質問する。

三について

広域連合が御指摘の実態を把握しているかどうかについては把握していない。また、御指摘の実態の把握については、広域連合に法的に義務付けられているものではないことから、当然に把握すべきものではないと考えている。

四について

厚生労働省の職員の再就職状況については、直近では平成十九年十二月二十六日に「平成十九年再就職状況の公表について」と題する資料により公表しており、この時点において、厚生労働省の課長・企画官相当職以上で退職し、広域連合に再就職した者はいないと承知している。また、本年四月一日現在、人事交流により広域連合に在籍する職員は一名である。なお、お尋ねの今後について確定的なことは申し上げられないが、現在、広域連合との人事交流を拡大することは予定していない。

五について

後期高齢者医療への移行に伴う保険料の変化について、より実態を把握できいか調査を行うことを予定しているが、全数調査を行うこと

三、一、二について、それぞれの広域連合は実態を把握しているのか、していないのか。また当然把握すべきと考えるがいかがか。

四、後期高齢者医療制度の導入により、全国の広域連合に天下りもしくは出向している厚生労働省の職員は現時点ですれぞれ何人か。また今後、天下りや出向が増える可能性、予定はあるのか。

五、前回質問主意書における「政府は、平成二十一年四月四日に開催された第一回『長寿医療制度』実施本部の会議において、月額保険料は安くなると発表しているが、後期高齢者医療制度の月額保険料が下がるのは被保険者全体の何割と推計しているか」という質問に対し、前回答弁書(内閣衆質一六九第二八七号)においては「お尋ねの推計については、行つてない」との答弁があつた。このことについて、今後調査する予定はあるのか。いつになつたら何割くらいの人の保険料が下がるという概略がわかるのか。

右質問する。

三について

広域連合が御指摘の実態を把握しているかどうかについては把握していない。また、御指摘の実態の把握については、広域連合に法的に義務付けられているものではないことから、当然に把握していない。

四について

厚生労働省の職員の再就職状況については、直近では平成十九年十二月二十六日に「平成十九年再就職状況の公表について」と題する資料により公表しており、この時点において、厚生労働省の課長・企画官相当職以上で退職し、広域連合に再就職した者はいないと承知している。また、本年四月一日現在、人事交流により広域連合に在籍する職員は一名である。なお、お尋ねの今後について確定的なことは申し上げられないが、現在、広域連合との人事交流を拡大することは予定していない。

五について

後期高齢者医療への移行に伴う保険料の変化について、より実態を把握できいか調査を行うことを予定しているが、全数調査を行うこと

三、一、二について、それぞれの広域連合は実態を把握しているのか、していないのか。また当然把握すべきと考えるがいかがか。

四、後期高齢者医療制度の導入により、全国の広域連合以下「広域連合」というを通じて調査をしたところ、五百八十二である。

二について

お尋ねの「特定健診」とは、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第二十条の規定により保険者(同法第七条第二項に規定する保険者をいう。)が実施する特定健康診査を指すものと考えるが、これについては、全ての市町村が、本年四月以後、国民健康保険の保険者として特定健康診査を行うこととされている。なお、本年四月時点において特定健康診査を行っている市町村数及び広域連合が当該市町村数を把握しているかどうかについては把握していない。

三について

広域連合が御指摘の実態を把握しているかどうかについては把握していない。また、御指摘の実態の把握については、広域連合に法的に義務付けられているものではないことから、当然に把握すべきものではないと考えている。

四について

厚生労働省の職員の再就職状況については、直近では平成十九年十二月二十六日に「平成十九年再就職状況の公表について」と題する資料により公表しており、この時点において、厚生労働省の課長・企画官相当職以上で退職し、広域連合に再就職した者はいないと承知している。また、本年四月一日現在、人事交流により広域連合に在籍する職員は一名である。なお、お尋ねの今後について確定的なことは申し上げられないが、現在、広域連合との人事交流を拡大することは予定していない。

五について

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表(日本国譲許表)の修正及び訂正に関する二千八年一月二十二日に作成された協定の譲許表第三十八表(日本国譲許表)の修正及び訂正に関する二千八年一月二十二日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件

右

平成二十一年二月二十二日 内閣総理大臣 福田 康夫

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表(日本国譲許表)の修正及び訂正に関する二千八年一月二十二日に作成された協定の譲許表第三十八表(日本国譲許表)の修正及び訂正に関する二千八年一月二十二日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件

右

平成二十一年二月二十二日 内閣総理大臣 福田 康夫

この確認書は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定に含まれている我が国の譲許表に関し、医薬品関連の関税撤廃の対象商品の見直しに伴う修正及び訂正を確認するためのものである。我が国がこの確認書を締結することは、国際貿易を促進するとの見地から有意義であると認められる。よって、この確認書を締結することとしたした。これが、この案件を提出する理由である。

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表(日本国譲許表)の修正及び訂正に関する二千八年一月二十二日に作成された確認書

千九百四十七年の関税及び貿易に関する一般協定の締約国団が、千九百八十年三月二十六日に譲許表の修正及び訂正のための手続に関する決定(ガット基本文書選集(BISD)追録第二十七巻二十五ページ)を採択し、

前記の決定の規定に従い、第三十八表(日本国譲許表)の修正及び訂正を含む案が文書(G/MAT/AR/R/S/第百三十六号、G/MA/TAR/RS/第百三十六号/訂正1及びG/MA/TAR/RS/第百三十六号/訂正2)によりすべての加盟国に通報され、二千八年一月二十二日に承認されたので、ここに、第三十八表(日本国譲許表)の当該修正及び訂正が前記の決定の規定により確定されたものであることを確認する。

この確認書は、世界貿易機関事務局長に寄託するものとし、同事務局長は、世界貿易機関の各加盟国に対し、速やかにその認証原本を送付する。この確認書は、国際連合憲章第二十二条の規定により登録する。

二千八年一月二十二日にジユネーブで作成した。

第三十八表(日本国譲許表)の修正及び訂正 第二部 最恵国関税率表 第三十八表(日本国譲許表)の修正及び訂正 第二節 農産品

関税率表番号の第三五〇四・〇〇号に「P」を付する。

関税率表番号の第二九〇三・三〇号、第一九〇三・四七号、第二九〇七・三〇号及び第一九一三・〇〇号に「P」を付する。

第三十八表(日本国譲許表)の附属書

- (3) 中「付表IAから付表ICまで」を「付表IAから付表IDまで」に改める。
(4) 中「付表IAから付表ICまで」を「付表IAから付表IDまで」に、「付表IIAから付表IICまで」を「付表II」に改める。
(6) 中「付表IVAから付表IVCまで」を「付表IVAから付表IVDまで」に改める。

付表ICの次に次の1表を加える。

付表ID 指定を受けた医薬の有効成分(三回目の見直しによる追加)

品名	号
パンガタルシト	二八四二・九〇
エブタプラチン	二八四三・九〇
ミリップラチン	二八四三・九〇

官 報 (号 外)

二八四三・九〇	バドボルフィン
二八四三・九〇	ピコブラチン
二八四三・九〇	サトラブラチン
二八四三・九〇	四硝酸トリブチニン
二八四四・四〇	アノレソマブテクネチウム ^(Tc)
二八四四・四〇	ニトリドカーボテクネチウム ^(Tc)
二八四四・四〇	タカツズマブテラキセタンイットリウム ^(Ag)
二八四五・九〇	デュートルペリゾン
二八四五・九〇	ガドコレチン酸
二八四六・九〇	ガドデンテラート
二八四六・九〇	ガドホスベゼト
二八四六・九〇	ガドメリトール
一九〇三・三〇	ベルフレキサン
一九〇三・三〇	ベルフリソブタン
一九〇三・三〇	ベルフルブタン
一九〇三・三〇	ベルフルトレン
一九〇三・四七	ベルフルプロデク
一九〇六・一九	ベコカルシジオール
一九〇七・三〇	イネカルシジオール
一九〇六・一九	アルファトライオール

一九二二・四九	レブメタンフェタミン
一九二二・四九	エドノカイン
一九二二・四九	エゾキシブチニン
一九二二・四九	フインゴリモド
一九二二・四九	マンベグロン
一九二二・四九	スカフミン
一九二二・四九	タリベグロン
一九二二・四九	テスマリフエン
一九二二・四九	トロデュスケミン
一九二二・四九	キシデカフルール
一九二二・四九	ノロミロール
一九二二・四九	タベントドール
一九二二・四九	テカルセト
一九二二・三〇	エスキタミン
一九二二・四九	エダルメタッド
一九二二・四九	イコフンギベン
一九二二・四九	ルミラコキシブ
一九二二・四九	ロベナコキシブ
一九二二・五〇	アキソマドール
一九二二・五〇	カロキセチン酸

一九二二・五〇	デスペンラファキシン
一九二二・五〇	エチレボドバ
一九二二・五〇	フエソテロジン
一九二二・五〇	ホスベゼト
一九二二・五〇	イサマルマドール
一九二二・五〇	メレボドバ
一九二二・五〇	リトベグロン
一九二二・五〇	ソラベグロン
一九二二・五〇	カルグルミン酸
一九二二・五〇	テグリカル
一九二二・五〇	バルロセミド
一九二二・五〇	アリスキレン
一九二二・五〇	アミグルミド
一九二二・五〇	アルホルモテロール
一九二二・五〇	アキシチロム
一九二二・五〇	エファブロキシラール
一九二二・五〇	フラケファミド
一九二二・五〇	イオシメノール
一九二二・五〇	ラコサミド
一九二二・五〇	ラドスチギル

官 報 (号 外)

二九一四・一九	ネボグラミン
二九一四・一九	オセルタミビル
二九一四・二九	ラルフィナミド
二九一四・二九	サファイナミド
二九一四・二九	サルカブロジン酸
二九一四・二九	サルクロブジン酸
二九一四・二九	タビモレリン
二九一四・二九	タセジナリン
二九一四・二九	タラグルメタップド
二九一四・二九	タルトブリン
二九一四・二九	トビルタミド
二九一四・二九	バラテグラスト
二九一五・一〇	アメルバント
二九一五・一〇	アースペリムス
二九一五・一〇	デルミチド
二九一五・一〇	オラネキシジン
二九一五・一〇	ベラミビル
二九一六・九〇	シロミラスト
二九一六・九〇	マニチムス
二九一六・九〇	ナミニジル
二九一六・九〇	テリフルノミド
二九一八・〇〇	エブリバンゼリン
二九一八・〇〇	イスタークシム
二九一八・〇〇	マリマスタット
二九一八・〇〇	メルドニウム
二九一八・〇〇	サルドモジド
二九一八・〇〇	セマピモド
二九一九・九〇	アバシミブ
二九一九・九〇	バノキサントロン
二九一九・九〇	ジスフェントナトリウム
二九一九・九〇	アルモダフィニル
二九一九・九〇	カンホスマミド
二九一九・九〇	デスマニノール
二九一九・九〇	デクスチオプロニン
二九一九・九〇	エフルシミブ
二九一九・九〇	エソナリモド
二九一九・九〇	エキシスリンド
二九一九・九〇	ベマグリタザル
二九一九・九〇	リメボリド
二九一九・九〇	タノマスタッフ
一九三一・〇〇	イブロリビム
一九三一・〇〇	リダドロン酸
一九三一・一九	ミラタキセル
一九三一・一九	ロスタフロキシン
一九三一・一九	アレムシナール
一九三一・一九	アモトサレン
一九三一・一九	アスコルビン酸ガモレナート
一九三一・一九	ジセルモリド
一九三一・一九	フィロコキシブ
一九三一・一九	フルオレセインリショール
一九三一・一九	ミテムシナール
一九三一・一九	ロフエコキシブ
一九三一・一九	セラメクチン
一九三一・九九	アルテモチル
一九三一・九九	アルテニモール
一九三一・九九	カラベルサト
一九三一・九九	デホスリモド
一九三一・九九	デクスブデゾニド
一九三一・九九	エンラセントン
一九三一・九九	エヌンタロプラム
一九三一・九九	フォンダバリヌクスナトリウム
一九三一・九九	イドラパリヌクスナトリウム
一九三一・九九	イドロノキシル
一九三一・九九	リリミラスト
一九三一・九九	オミガビル
一九三一・九九	オルタタキセル
一九三一・九九	オセモゾタン
一九三一・九九	オキセグリタザル
一九三一・九九	パクリタキセルセリバート
一九三一・九九	ラメルデオン
一九三一・九九	チデンベルサト
一九三一・九九	トナベルサト
一九三一・九九	アブリニューリン
一九三一・九九	ビファルセブト
一九三一・九九	シブルラリサント
一九三一・九九	ダビクレルミン
一九三一・九九	ジボナルミンアルファ
一九三一・九九	ドランダゾール
一九三一・九九	エンフィレルミン
一九三一・九九	エンフィビルチド

官報(号外)

一九三三・一九	エナジーテルミナルファ
一九三三・一九	エキセナチド
一九三三・一九	ファルミジン
一九三三・一九	ファンプロニル
一九三三・一九	フィバメゾール
一九三三・一九	イミダフエナシン
一九三三・一九	ルスブルチド
一九三三・一九	メカセルミンリンアバート
一九三三・一九	オルメサルタン
一九三三・一九	バリフェルミン
一九三三・一九	レビマスター
一九三三・一九	レビフェルミン
一九三三・一九	センバラチド
一九三三・一九	タデキニゲアルニア
一九三三・一九	チブリモチド
一九三三・一九	アデカラント
一九三三・一九	アルバメリン
一九三三・一九	アルビモバン
一九三三・一九	アリモクロモール

一九三三・三九	ファイデキサバン
一九三三・三九	ギメラシル
一九三三・三九	イカリジン
一九三三・三九	イフエランゼリン
一九三三・三九	イスプロニクリン
一九三三・三九	イラブランゾール
一九三三・三九	インジブリン
一九三三・三九	イプラバカイン
一九三三・三九	イトリグリミド
一九三三・三九	インレリクス
一九三三・三九	ラニセミン
一九三三・三九	レボランゾブラゾール
一九三三・三九	ロナファルニブ
一九三三・三九	マラビロク
一九三三・三九	マロビタント
一九三三・三九	ミグルスタット
一九三三・三九	ミノペファント
一九三三・三九	ネリスピルジン
一九三三・三九	オタミキサバン
一九三三・三九	バリロデン

一九三三・三九	ビベンドキシフェン
一九三三・三九	ブラザレリクス
一九三三・三九	リモナバント
一九三三・三九	リバニクリン
一九三三・三九	セナゾダン
一九三三・三九	ソリマスター
一九三三・三九	ソラフェニブ
一九三三・三九	スリナバント
一九三三・三九	テバニクリン
一九三三・三九	テカステミゾール
一九三三・三九	テナトブランソール
一九三三・三九	テソフェンシン
一九三三・三九	チカラブリド
一九三三・三九	チムコダル
一九三三・三九	トラキンプロジル
一九三三・三九	パレニクリン
一九三三・三九	バタラニブ
一九三三・三九	ボホビタント
一九三三・三九	ザナペジル
一九三三・四〇	アリルセム

官 報 (号 外)

一九三三・四〇	塩化ガントクリウム
一九三三・四〇	ガレノキサン
一九三三・四〇	ラニキダル
一九三三・四〇	メクリネルタント
一九三三・四〇	オラムフロキサン
一九三三・四〇	パロスラン
一九三三・四〇	ペリチニブ
一九三三・四〇	ビノカラント
一九三三・四〇	ビタバスタチン
一九三三・四〇	ブラドフロキサン
一九三三・四〇	シタマキン
一九三三・四〇	ソリフエナシン
一九三三・四〇	タフエノキン
一九三三・四〇	タルネタント
一九三三・四〇	タリキタル
一九三三・四〇	トルセトラピブ
一九三三・四〇	ゼランドペム
一九三三・四〇	ソニボリド
一九三三・五九	アラミホビル
一九三三・五九	アルバコナゾール
一九三三・五九	アンブリセンタン
一九三三・五九	アバナファイル
一九三三・五九	バリカチブ
一九三三・五九	カドロフロキサン
一九三三・五九	カルダレト
一九三三・五九	ダビビリン
一九三三・五九	ダルセントン
一九三三・五九	ダサンタファイル
一九三三・五九	デガレリクス
一九三三・五九	デチビシクロビル
一九三三・五九	ドフェキダル
一九三三・五九	ドニトリブタン
一九三三・五九	エミビリン
一九三三・五九	エネカジン
一九三三・五九	エンテカビル
一九三三・五九	エルロチニブ
一九三三・五九	エスマルタザビン
一九三三・五九	エトラビリン
一九三三・五九	エトリシングアト
一九三三・五九	フルニダモール
一九三三・五九	フェロブレンタン
一九三三・五九	フイゴビタント
一九三三・五九	ホロデシン
一九三三・五九	イマチニブ
一九三三・五九	イスビネシブ
一九三三・五九	レテブリニム
一九三三・五九	ロビナビル
一九三三・五九	ミダホテル
一九三三・五九	ネツペタント
一九三三・五九	オルセゲバント
一九三三・五九	オマシクロビル
一九三三・五九	ビプロゼレシン
一九三三・五九	ブレビトレキセド
一九三三・五九	ブラトラテキサート
一九三三・五九	ブルバンゼリン
一九三三・五九	ラニレスタット
一九三三・五九	レバブラザン
一九三三・五九	リルビリ
一九三三・五九	サビボリド
一九三三・五九	セリシクリブ
一九三三・五九	タンデュチニブ
一九三三・五九	テノホビル
一九三三・五九	チビシクロビル
一九三三・五九	チロマシクロビル
一九三三・五九	バンデタニブ
一九三三・五九	ベスチレタント
一九三三・五九	ゾナムペネル
一九三三・五九	ゾスキダル
一九三三・六九	ベモトリジノール
一九三三・六九	エブタピロン
一九三三・六九	オテラシル
一九三三・六九	ボナズリル
一九三三・七九	アビキサン
一九三三・七九	ベキスロステリド
一九三三・七九	ブリバラセタム
一九三三・七九	カルモテロール
一九三三・七九	シレンギチド
一九三三・七九	ダグルトリル
一九三三・七九	デブレオチド
一九三三・七九	エスゾピクロン

官 報 (号 外)

一九三三・七九	エゼチミブ
一九三三・七九	フレンドカルネル
一九三三・七九	ゲモバトリラト
一九三三・七九	インダカテロール
一九三三・七九	ラビスティド
一九三三・七九	ラキニモド
一九三三・七九	レナリドミド
一九三三・七九	セレトラセタム
一九三三・七九	セマキサニブ
一九三三・七九	スニチニブ
一九三三・七九	タスキニモド
一九三三・七九	チビファルニブ
一九三三・九〇	アルチニクリン
一九三三・九〇	アバジクオン
一九三三・九〇	アタキマスト
一九三三・九〇	アルチルモチン
一九三三・九〇	バゼドキシフエン
一九三三・九〇	ベカンパネル
一九三三・九〇	ビソクトリゾール
一九三三・九〇	ボルテゾミブ

一九三三・九〇	レムテボルフィン
一九三三・九〇	レボトフィンバム
一九三三・九〇	リカルバゼピン
一九三三・九〇	リコフェロン
一九三三・九〇	リナブラザン
一九三三・九〇	リキンバブタン
一九三三・九〇	モテキサ斐イン
一九三三・九〇	モザバブタン
一九三三・九〇	モゼナビル
一九三三・九〇	ネミフィチド
一九三三・九〇	ノルトビキサントロン
一九三三・九〇	オグルファニド
一九三三・九〇	オミガナン
一九三三・九〇	オモシアニン
一九三三・九〇	オバビラリン
一九三三・九〇	パクチミブ
一九三三・九〇	パンレオチド
一九三三・九〇	ペルシンホテル
一九三三・九〇	ピキサントロン
一九三三・九〇	ブレリキサホル

二九三三・九〇	トリドルゴシル
二九三三・九〇	バレスラジブ
二九三三・九〇	ベルテボルフィン
二九三三・九〇	ビルダグリブチン
二九三三・九〇	キンメラガトラン
二九三三・九〇	ザボフロキサシン
二九三四・一〇	アコチアミド
二九三四・一〇	塩化アラゲブリウム
二九三四・一〇	バラグリタゾン
二九三四・一〇	シルブレビル
二九三四・一〇	ダルブフェロン
二九三四・一〇	デフェリトリン
二九三四・一〇	エダグリタゾン
二九三四・一〇	フェブキソスタット
二九三四・一〇	ミボチラート
二九三四・一〇	ネットグリタゾン
二九三四・一〇	ラブコナゾール
二九三四・一〇	リザレスタット
二九三四・一〇	リボクリタゾン
二九三四・一〇	シボグリタゾル

二九三四・九〇	エカランチド
二九三四・九〇	エジホリギド
二九三四・九〇	エドテカリソ
二九三四・九〇	エドトレオチド
二九三四・九〇	エルブシタビン
二九三四・九〇	エルザンナン
二九三四・九〇	エンベコナゾール
二九三四・九〇	エモデブシド
二九三四・九〇	エムトリシタビン
二九三四・九〇	エルチプロタフィブ
二九三四・九〇	エベロリムス
二九三四・九〇	エンドセントン
二九三四・九〇	エムトリシタビン
二九三四・九〇	エーラムバトル
二九三四・九〇	ファルグリタザル
二九三四・九〇	ファナバネル
二九三四・九〇	ファンドセンタン
二九三四・九〇	ファラムバトル
二九三四・九〇	ファイナフロキサシン
二九三四・九〇	ホスフルリジンチドキシリ
二九三四・九〇	フレセレスタット
二九三四・九〇	ガンスチグミン

官 報 (号 外)

一九三四・九〇	ガントフィバン
一九三四・九〇	グフィチニブ
一九三四・九〇	イクラブリム
一九三四・九〇	イミクリタザル
一九三四・九〇	インジプロン
一九三四・九〇	インスリンデテミル
一九三四・九〇	イラムバネル
一九三四・九〇	イロキサンジン
一九三四・九〇	イサトリビン
一九三四・九〇	イセガナン
一九三四・九〇	イスモムルチンアルファ
一九三四・九〇	ラブライミル
一九三四・九〇	ラニモスチム
一九三四・九〇	ラバチニブ
一九三四・九〇	レコノチド
一九三四・九〇	レコソタン
一九三四・九〇	レリジスチム
一九三四・九〇	レストールチニブ
一九三四・九〇	リアデルミン
一九三四・九〇	ロメガアトリブ

一九三四・九〇	ベリトレキソール
一九三四・九〇	ビボセロド
一九三四・九〇	ピクロゾタン
一九三四・九〇	ピメクロリムス
一九三四・九〇	ボシソリド
一九三四・九〇	ピトラキンラ
一九三四・九〇	ブランナカサン
一九三四・九〇	ブ拉斯グレル
一九三四・九〇	ブモセトラグ
一九三四・九〇	ラダファキシン
一九三四・九〇	ラデキニル
一九三四・九〇	ラドテルミン
一九三四・九〇	ラガグリタザル
一九三四・九〇	ラザキサバン
一九三四・九〇	レガデノゾン
一九三四・九〇	レグリタザル
一九三四・九〇	リマカリブ
一九三四・九〇	リバロキサバン

一九三四・九〇	ロチゴチン
一九三四・九〇	ルボキシスタウリン
一九三四・九〇	ルビントリビル
一九三四・九〇	サラカリム
一九三四・九〇	サリソタン
一九三四・九〇	セロデノゾン
一九三四・九〇	シラメシン
一九三四・九〇	スフゴリクス
一九三四・九〇	タダラファイル
一九三四・九〇	タランパネル
一九三四・九〇	タナプロゲト
一九三四・九〇	テカデノゾン
一九三四・九〇	テルベルミン
一九三四・九〇	テルビジン
一九三四・九〇	テムシロリムス
一九三四・九〇	テセタキセル
一九三四・九〇	テザシタビン
一九三四・九〇	トロンボモデュリンアルファ
一九三四・九〇	チフェナゾキシド
一九三四・九〇	トクラデシン

二九三・四・九〇	トフィミラスト
二九三・四・九〇	トルシタビン
二九三・四・九〇	トラベクテジン
二九三・四・九〇	トロキサシタビン
二九三・四・九〇	ウリフロキサシン
二九三・四・九〇	ウビドシン
二九三・四・九〇	バロビシタビン
二九三・四・九〇	バルトルシタビン
二九三・四・九〇	ビラソンドン
二九三・五・〇〇	アンブレナビル
二九三・五・〇〇	アナチバント
二九三・五・〇〇	アプラスタット
二九三・五・〇〇	アタシグアト
二九三・五・〇〇	アボセンタン
二九三・五・〇〇	バタブリン
二九三・五・〇〇	セレコキシブ
二九三・五・〇〇	シミコキシブ
二九三・五・〇〇	クラミカラン
二九三・五・〇〇	クラゾセンタン

二九三・五・〇〇	スラムセロド
二九三・五・〇〇	タブリゾシン
二九三・五・〇〇	テルトロバン
二九三・五・〇〇	テゾセンタン
二九三・五・〇〇	チルマコキシブ
二九三・五・〇〇	チブラナビル
二九三・五・〇〇	トメクロビル
二九三・五・〇〇	トレセチリド
二九三・五・〇〇	ウデナファイル
二九三・五・〇〇	バルデコキシブ
二九三・五・〇〇	バルデナファイル
二九三・五・〇〇	ビモシアモーズ
二九四・〇・〇〇	ホスフルクトース
二九四・〇・〇〇	タフルボンド
二九四・〇・〇〇	硫酸プロタミン
二九四・〇・〇〇	アガルシダーゼアルファ
二九四・〇・〇〇	アガルシダーゼベータ
二九四・〇・〇〇	アルファイメブラーーゼ
二九四・〇・〇〇	アルグルコシダーゼアルファ
二九四・〇・〇〇	アメジブラーーゼ
三五〇・七・九〇	デスマテブラーーゼ
三五〇・七・九〇	エバフィバーゼ
三五〇・七・九〇	ユーフォーセラーゼ
三五〇・七・九〇	ガルスルファーゼ
三五〇・七・九〇	グルカルビダーゼ
三五〇・七・九〇	イデュルスルファーゼ
三五〇・七・九〇	ラロニダーゼ
三五〇・七・九〇	ナサルブラーーゼベータ
三五〇・七・九〇	ランビルナーゼ
三五〇・七・九〇	ラスピリカーゼ
三五〇・七・九〇	テネクテブラーーゼ
三五〇・六・九〇	ムレレテカン
三五〇・七・九〇	ベガカリシステム
三五〇・七・九〇	ベガブタニブ
三五〇・七・九〇	レペリギシン
二九三・五・〇〇	レビノタン
二九三・五・〇〇	ロスバスタン
二九三・五・〇〇	サタバブタン
二九三・五・〇〇	シタキセンタン
二九三・五・〇〇	ソネビラゾール

官報(号外)

ブチル エステル タート-ブチル エステル	タープチル エステル、ターシャ リイ ブチル エステル	N-ブチル プロミド (塗) ブチロプロミド	ブチラート カルシウム カンボラーム カンシラート カンシラート カンボルスルボナート、R-カ ンボルスルボナート、S-カンボ ルボナート、カンボル-十ースル ホナート、カンボル-十ースルホ ナート カブロアート カルバマート カルベンラート カルボナート クロリド コリン シクロタート シレキセチル シナマート シビオナート シトラーート シツキセタン クロフィブロール クロシラート クロスルホナート クロベファート	一、二、二、二、二、メチル-一、三、シクロベンタンジカルボ ンシラート、カンボルスルボナ ト、カンボルスルボナート、R ンボルスルボナート、S-カンボ ルボナート、カンボル-十ースル ホナート、カンボル-十ースルホ ナート カブロアート カルバマート カルベンラート カルボナート クロリド コリン シクロタート シレキセチル シナマート シビオナート シトラーート シツキセタン クロフィブロール クロシラート クロスルホナート クロベファート	一、二、二、二、二、メチル-一、三、シクロベンタンジカルボ ンシラート、カンボルスルボナ ト、カンボルスルボナート、R ンボルスルボナート、S-カンボ ルボナート、カンボル-十ースル ホナート、カンボル-十ースルホ ナート カブロアート カルバマート カルベンラート カルボナート クロリド コリン シクロタート シレキセチル シナマート シビオナート シトラーート シツキセタン クロフィブロール クロシラート クロスルホナート クロベファート
--------------------------	--------------------------------	---------------------------	--	---	---

シベンジリデン 一六-イル ホスマート (一) 二一 (六-ヒドロキシ-四-メチル-二-オキソ-二-H- クロメン-七-イル) オキシ) アセタート (六・七-ジヒドロキシ-二-オキソ-二H-クロメン-四 -イル) メタンスルホナート (二E) 一ブタ-二-エンジオイル シクロヘキシルスルファマー ト、N-シクロヘキシルスルファ マート シクロヘキサノアート ヘキサノアート	クロマカート クロメシラート クロスマリル シクラマート クロスマリル シクロヘキシルアミン シクロヘキシルアンモニウム ダロキサート シクロヘキシルプロピオナート シクロヘキシルスルファマー ト、N-シクロヘキシルスルファ マート シクロヘキサンプロピオナート シクロヘキシルプロパン シクロヘキシルプロバノアート L-アラニナート (エステル) (五-メチル-一-オキソ 一、二、二、ジオキソール-四-イル) メチル 三-(ジメチルアミノ) プロパンアート 二-(ジメチルアミノ) エチル デシル デス-一-レ-フエニルアラニン-インスリン テトラデカノイル 二-六-ジ-タ-ト-ブチルナフタレン-一-五-ジスルホ ナート 二-六-ジ-タ-ト-ブチルナフタレン-一-スルホナート ジシクロヘキシルメチル カルボナート ジシクロヘキシルメチル カルボナート ジシクロヘキシルアミン ジエチルアミン ジエチルアンモニウム ジフチトキス ジゴリル ジヒドロキシベンゾアート N-N-ジメチル-β-アラニ ニン ジニトロベンゾアート ジオルアルアミン ジスルフィド ジエタノールアミン ジスルフィド	シベンジリデン 一六-イル ホスマート (一) 二一 (六-ヒドロキシ-四-メチル-二-オキソ-二-H- クロメン-七-イル) オキシ) アセタート (六・七-ジヒドロキシ-二-オキソ-二H-クロメン-四 -イル) メタンスルホナート (二E) 一ブタ-二-エンジオイル シクロヘキシルスルファマー ト、N-シクロヘキシルスルファ マート シクロヘキサノアート ヘキサノアート	シベンジリデン 一六-イル ホスマート (一) 二一 (六-ヒドロキシ-四-メチル-二-オキソ-二-H- クロメン-七-イル) オキシ) アセタート (六・七-ジヒドロキシ-二-オキソ-二H-クロメン-四 -イル) メタンスルホナート (二E) 一ブタ-二-エンジオイル シクロヘキシルスルファマー ト、N-シクロヘキシルスルファ マート シクロヘキサノアート ヘキサノアート
---	--	---	---

官 報 (号 外)

フルオーリド	フルオロスルホナート
ホルマーク	ホルマート
ホスフアテックス	ホステダート
ホスマラー	フレトニド
ガモレナート	フシダート
ガドリニウム	ガドリナート
グラルギン	グラルギン
グルカラート	グルセプタート
グルコヘプトナート	グルコヘプトナート
サツカラート	サツカラート
(六Z・九Z・十二Z) - オクタデカ - 六・九・十二 - トリアノアート	テトラデシル ヒドロゲン ホスフアート (1E) - ブタ - 二 - エンジオアート - ベンゾフラン - 二 - カルボキシラート (エステル) ロパン - 二 - 二 - ジイルビス (オキシ) フラン - 二 (又は二) - カルボキシラート
(二R・三S・四S・五S) - 二 - 三 - 四 - 五 - テトラアルギニン ロキシヘキサンジオアート D - グルカラート D - グリセロ - D - グロ - ヘプトナート	ブ

グルコシン	三一レーリジン	二十九一レーグルタミック	アシツド
グルタマー	グルタルアルデヒド	ポリマー	グルタールアルデヒド
グリコラート	ヒドロキシアセタート	オキソアセタート	ヒドロキシアセタート
グリオキシラート	ヒドロキシフェニル	ヒドロゲン	ヒドロゲン
ゴールド	スクシナート	スクシナート	スクシナート
グアシル	ヒドロゲン	ブタンジオアート	ブタンジオアート
グアニジン	ヒミスクシナート	三・三一ジメチルブタノアート (エステル)	三・三一ジメチルブタノアート (エステル)
ヘキサアセトニア	ヘキサアセトニア	・・・ジジルビス (オキニ)	・・・ジジルビス (オキニ)
ヒベンザート	ヒベンザート	四一 (四) ヒドロキシベンゾイル	四一 (四) ヒドロキシベンゾイル
ヒブラーート	ヒブラーート	ベンゾアート	ベンゾアート
ヒクラート	ヒクラート	ヒドロゲン	ヒドロゲン
ヒドラーート	ヒドラーート	ヒドロゲン	ヒドロゲン
ヒドロプロピド	ヒドロプロピド	ヒドロゲン	ヒドロゲン
ヒドロクロリド	ヒドロクロリド	ヒドロゲン	ヒドロゲン
ヒドロゲン	ヒドロゲン	ヒドロゲン	ヒドロゲン
ヒドロキシド	ヒドロキシド	エタノール——ヒドロゲン	エタノール——ヒドロゲン
		クロリド——ウォーター (O·)	クロリド——ウォーター (O·)
		五一一〇・五)	五一一〇・五)

官 報 (号 外)

官 報 (号 外)

平成二十年五月十三日

衆議院會議錄第二十八号

一千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表(日本国)の譲許年一月二十二日に作成された確認書の締結について承認を求める件及び同報告書

三

官報(号外)

D-1タルトラート	チオフェン-2-カルボキシラート
テプターント	タート-ブチルアセタート、t-ブチルアセタート、ターシヤリ
テノアート	イブチルアセタート
テオクラート	テオクラート、ハークロロテオ
テプロシラート	フィリナート
テトラヒドロフタラート	テトラヒドロフタラート
チオシアナート	チオシアナート
チドキシル	チドキシル
チワキセタン	チワキセタン
シクロヘキセン-1-ジカルボキシラート	シクロヘキセン-1-ジカルボキシラート
〔四・七・十-トリス(カルボキシメチル)〕	〔四・七・十-トリス(カルボキシメチル)〕
ラセミック ミクスチャ-1-(デシルオキシ)	ラセミック ミクスチャ-1-(デシルオキシ)
ドデシルスルファニル) ブロビル	ドデシルスルファニル) ブロビル
N-(四-((S)-1-ビス(カルボキシメチル)アミノ)-三-((R)-1-ビス(カルボキシメチル)アミノ)-三-((R)-1-ビス(カルボキシメチル)アミノ)-三-	N-(四-((S)-1-ビス(カルボキシメチル)アミノ)-三-((R)-1-ビス(カルボキシメチル)アミノ)-三-((R)-1-ビス(カルボキシメチル)アミノ)-三-

付表IV-Cの次に次の二表を加える。

付表IV-D 完成品である医薬の製造に用いられるその他の产品(三回目の見直しによる追加)

号	品名
一九〇九・一・九	エチニルシクロプロパン
一九〇五・五〇	(E)-1-六・六-ジメチルヘpta-2-エン-4-イソ-1-オール
一九〇六・二九	(E)-1-三-クロロプロパン-1-ジオール
一九〇九・三〇	一-ジフルオロ-1-a・六・十b-テトラヒドロジベンゾ[a・e]シクロプロパ(c)(七)アヌレン六-オール
一九〇九・三〇	二-ブロモエチル
一九〇九・三〇	二-エトキシフェニル エーテル
一九〇九・四九	一-二-ビス(二-((二-((一-メトキシエトキシ)エトキシ)エトキシ)-四-五-ジニトロベンゼン(S)-1-三-((メシルオキシ)エトキシ)-四-(トリチルオキシ)ブチル メタンスルホン酸
一九〇九・三〇	四-クロロビフェニル-4-カルバニドヒド
一九〇九・四・五〇	一-四-(2-ジルオキシ)フェニル)ブロバン-1-オノン
一九〇九・四・五〇	一-((四-ジセドロキシフェニル)-二-(四-ヒドロキシフェニル)エタン-1-オノン
一九〇九・四・五〇	一(R)-1-ヒドロキシ-1-(二ヒドロキシフェニル)アセトント
一九〇九・四・七〇	一-クロロ-1-(四-メトキシフェニル)エタン-1-オノン
一九〇九・四・七〇	一-((三-ジクロロ-4-ヒドロキシフェニル)ブタノ-1-オノン
一九〇九・四・七〇	二-メトキシ-1-(四-(トリフルオロメチル)フェニル)エタン-1-オノン
一九〇九・四・七〇	一-((2-ジルオキシ)-三-トロフェニル)-2-ブロモエタン-1-オノン
一九〇九・四・七〇	二-ブロモ-1-(四-ヒドロキシ-3-(ヒドロキシメチル)フェニル)エタン-1-オノン
一九〇九・五・三九	一-オキシ-1-フェニルエチル 酢酸
一九〇九・五・三九	(S・四R)-4-ヒドロキシシクロペンタ-2-エン-1-オノン
一九〇九・五・五〇	一-ブロモ-1-メチルブロビル ブロビオン酸
一九〇九・五・九〇	四-メトキシフェニル クロロガ酸
一九〇九・六・二〇	四-ジフルオロシクロヘキサン-1-カルボン酸

ウンドシナレート	ウンデカ-1-エノアート
バレート	ベンタノアート
キシナホアート	一ヒドロキシナフタレン-2-カルボキシラート
ジンク	

官 報 (号 外)

二九二三・二九	—(E)—ヒドロキシ(フェニル)酢酸——(E)—N-ベンジル——(四-メトキシアエニル)プロパン
二九二三・二九	—(E)—アミン(—) (連)
二九二三・三〇	三-クロロ-四-(三-フルオロベンジル)オキシ)アミニ
二九二三・四九	—(E)—三-(Z)-メチルアリニル)アクリルアルデヒド
二九二三・四九	—(シクロヘキサ-一・四-ジエノ-一・イソ) —(E) —メトキシ-一-オキソブタ-二-エノ-二-イソ)アミニ
二九二三・四九	酢酸ナトリウム
二九二三・四九	—(アミノビニシタロ)(三-・O)ベキサン-一・六-ジカルボン酸 ヒドラーート
二九二三・四九	[(E)-四氫-(アミノメチル)-三・四-ジメチルシクロペンチル]酢酸
二九二三・五〇	四-[(R)-一-(ヒドロキシエチル)-一-ヒドロキシエチル]-二-(ヒドロキシメチル)フェノール 塩酸
二九二三・五〇	(E)-S-三(S)-三-アミノ-二-ヒドロキシ-四-フヨヒルブタン酸
二九二三・五〇	—(Z)-ブンジル(メチル)アミニー—(三-ヒドロキシフェニル)エタン-一-オン 塩酸
二九二三・五〇	—(四-(ベンジルオキシ)フェニル)-二-(四-フュニルブタン-二-イソ)アミニプロパン-一-オ
二九二三・五〇	(R)-—(四-(ベンジルオキシ)-三-(ヒドロキシメチル)フェニル)-二-(三級ブチルアミノ)エタン-一-オール
二九二三・五〇	N-(ヒメンゾイルフェニル)-L-チロシン酸メチル
二九二三・五〇	N-(ベンジルオキシカルボニル)バリル-D-アロイソロイシルトレオニルノルバリン酸メチル
二九二三・二〇	—(ジオレオイル-sn-グリセロ-三-ホスホコリン)
二九二三・二〇	二-O-メチル-—O-オクタデシル-sn-グリセロ-三-ホスホコリン

平成二十年五月十三日 衆議院会議録第二十八号
一千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表(日本国譲許表)の修正及び訂正に関する一千八
年一月二十二日に作成された淮認書の締結について承認を求めるの件(及_シ同報_{古書})

二九二九・九〇	(三)R・四S・五R) - 五 - アジド - 二 - (- エチルプロボキン) - 四 - ヒドロキシシクロヘキサ - 一エン
二九二九・九〇	- - カルボン酸エチル
二九二九・九〇	(三)R・四R・五S) - 四 - アセトアミド - 五 - アジド - 二 - (- エチルプロボキン) シクロヘキサ - 一エ
二九二九・九〇	ン - - カルボン酸エチル
二九二九・九〇	二・四 - ジクロロ - 五 - メシル安息香酸
二九二九・九〇	(一)R - 二(S) - 一 - 四 - ジスルフアニルブタン - 二 - 三 - ジオール
二九二九・九〇	三 - メトキシンベンゼン - 一 - チオール
二九二九・九〇	〔四 - (メチルスルファニル) フェニル〕 酢酸
二九二九・九〇	三 - スルフルニアニルフェノール
二九二九・九〇	二 - ブロモ - 一 - (四 - メシルフェニル) エタン - 一 - オン
二九二九・九〇	(四 - メシルフェニル) 酢酸
二九二九・九〇	二 - メシルエタン - 一 - アミン 塩酸
二九二九・九〇	N - (- ベンジルオキシ) カルボニル) - S - フェニル - L - システイン酸メチル
二九二九・九〇	四 - クロロフェニル 四 - (メチルスルファニル) フェニル エーテル
二九二九・九〇	N - N - デジメチル - 二 - (四 - (メチルスルファニル) フェノキシ) ベンジルアミン 塩酸
二九二九・九〇	一 - (四 - エトキシフェニル) - 二 - (四 - メシルフェニル) エタン - 一 - オン
二九二九・九〇	二 - (四 - (メチルスルファニル) フェノキシ) ベンズアルデヒド
二九二九・九〇	三級ブチル (ジエトキシンホスホリル) 酢酸
二九二九・九〇	(四 - フェニルブチル) ホスファイン酸
二九二九・九〇	(- メチル - 二 - (プロピオニルオキシ) プロポキン) (四 - フェニルブチル) ホスホリル 酢酸

二九三三一・九九	二一アセトアミド—二一デオキシペータ—D—マンノピラノース N—ベータ—D—グルコピラノンヒルムアミド
二九三三一・九九	(アルファ・四アルファ・五ベータ・七ベータ・十三ベータ) —四—アセトキシ—十・十・十三 トリヒドロキシ一九—オキソ—七—(トリエチルシリル) オキシ—五・二十一エボキシタクサ—十一—エン —二—イル 安息香酸
二九三三一・九九	(四アルファ) —四—十—ジアセトキシ—十—十三—ジヒドロキシ一九—オキソ—七—(トリエチルシリル) オキシ—五・二十—エボキシタクサ—十一—エン—二—イル 安息香酸
二九三三一・九九	三級ブチル [(四R・六S) —六—(ヒドロキシメチル) —二—二—ジメチル—一・三—ジオキサン—四—イ ル] 酢酸
二九三三一・九九	—(二—ヒドロキシ—四—(テトラヒドロビラン—二—イル) オキシ) フェニル] —二—一—四—(テトラ ヒドロビラン—二—イル) オキシ] フェニル] —二—一—オ
二九三三一・九九	五一—アセトアミド—七・八・九—O—トリアセチル—二・六—アンヒドロ—四—アジド—三・四・五—トリデオ キシ—D—グリセロ—D—ガラクト—ノン—二—エン酸メチル
二九三三一・九九	(アルファ・四アルファ・五ベータ・七ベータ・十ベータ・十三アルファ) —四—十—ジアセトキシ—十三— —(二—R・三S) —三—ベンズアミド—二—(二—メトキシ—一メチルエトキシ) —三—フェニルプロパン イル] オキシ—一—ヒドロキシ一九—オキソ—七—(トリエチルシリル) オキシ—五・二十一エボキシタ クサ—十一—エン—二—イル 安息香酸
二九三三一・九九	(S—S) —一—(一・三—ベンゾジオキソール—五—イル) —三—(—ヒドロキシ—四—メトキシエ ニル) —五—プロポキシイダン—二—カルボン酸メチル
二九三三一・九九	(S—S) —一—(一・三—ベンゾジオキソール—五—イル) —三—(—ベンジルオキシ) —四—メト キシフェニル) —五—プロポキシイダン—二—カルボン酸メチル
二九三三一・九九	—(三) [五—(六—メトキシ—一ナフチル) —一・三—ジオキサン—二—イル] プロビル] メチルアミ ノ—N—メチルアセトアミド
二九三三一・九九	(七S) —七—メチル—五—(四—ニトロフェニル) —七・八—ジヒドロ—五H—(一・三) ジオキソロ(四— 五—E) イソクロメン
二九三三一・九九	(アルファ・四アルファ・七ベータ・十ベータ・十三アルファ) —四—十—ジアセトキシ—十三—(二—R ・三S) —三—ベンズアミド—二—(二—R・七Z・十Z・十三Z・十六Z・十九Z) —ドコサ—四・七・十 ・十三・十六・十九—ヘキサエノイル) オキシ—三—(二—ニルプロパンオイル) オキシ—一—七—ジヒドロキ シ—九—オキソ—五—二十—エボキシタクサ—十一—エン—二—イル 安息香酸
二九三三一・九九	四—アミノ—五—エチル—一—(二—メトキシエチル) ピラゾール—三—カルボキサンミド
二九三三一・九九	(R・二R・五S・六R) —二—五—ジオキソスピロ [ピラゾール—三—カルボキサンミド—四—イミダゾ リジン] —六—カルボン酸
二九三三一・九九	(—ブチルイミダゾール—五—イル) メタノール
二九三三一・九九	N—(九H—フルオレン—九—イルメトキシ) カルボニル] —N—トリチル—L—ヒスチジン
二九三三一・九九	—(二—(ベンジルオキシ) メチル) —四—イソプロピルイミダゾール
二九三三一・九九	N—アセチル—O—三級ブチル—L—チロシン—O—三級ブチル—L—トレオニル—O—三級ブチル—L—セリ ル—L—ロイシル—L—イソロイシル—N—トリチル—L—ヒスチジル—O—三級ブチル—L—セリル—L—ロ イシル—L—イソロイシル—アルファ—L—グルタミル—アルファ—L—グタルタミル—O—三級ブチル—L—セ リル—N—トリチル—L—グルタミニル—N—トリチル—L—アスパラギニル—N—トリチル—L—グルタミ
二九三三一・九九	ル—L—グルタミン・十・十一—ジ—三級ブチル エヌテル

二九三三・三九	三級ブチル ニルブチル	一一-(四-ペリジン-二-イルベンジル)ヒドラジン-カルボン酸
N-二-(五-(アミノイミノメチル)-二-ヒドロキシフエノキシ)-三-ジフルオロ-六-(三-(一メチル-四-ジヒドロイミダゾール-二-イル)フェノキシ)ペリジン-四-イル)-N-メチルグリシン-一塩酸	二九三三・三九	二九三三・三九
二九三三・三九	四-アミノ-五-クロロ-二-メテキシ-二-(三-メトキシビペリジン-四-イル)ベンズアミド	二九三三・三九
二九三三・三九	二-(四-メシルフエニル)-六-(六-メチルビリジン-三-イル)-エタン-一-オン	二九三三・三九
二九三三・三九	二-三-四-五-テトラヒドロ-一-H-五-メタノ-三-ベンズアゼビン 塩酸	二九三三・三九
二九三三・三九	七-ハージニトロ-三-(トリフルオロアロアセチル)-三-四-五-テトラヒドロ-一H-五-メタノ-三-ベンズアゼビン	二九三三・三九
二九三三・三九	三-ベンズアゼビン	二九三三・三九
四-(二-(二-(ベンジルオキシ)メチル)-四-インプロビルイミダゾール-二-イル)ベンズアミド	二九三三・三九	二九三三・三九
-ジ-ショウ酸(=:)	二九三三・三九	二九三三・三九
N-メチル-二-(三-)(E)-二-ペリジン-二-イルビニル)-H-インダゾール-六-イル)スル	二九三三・三九	二九三三・三九
アミル)ベンズアミド	二九三三・三九	二九三三・三九
N-(二-フルオロ-五-)(E)-二-ペリジン-二-イルビニル)-H-インダゾール-六-イル	二九三三・三九	二九三三・三九
ル)アミノ)フェニル)-三-ジメチルピラゾール-五-カルボキサミド	二九三三・三九	二九三三・三九
八-ベンジル-三-エキソ-(三-インプロビル-五-メチル-四-H-)-二-四-トリアゾール-四-イル)	二九三三・三九	二九三三・三九
一-八-アザビンジロ(三-二-)オクタン	二九三三・三九	二九三三・三九
N-(四-(メチルアミノ)-三-ニトロベンゾイル)-N-ペリジン-二-イル-ベータ-アラニン酸エチル	二九三三・三九	二九三三・三九
三級ブチル 四-(二-(メシルオキシ)ペリジン-二-イル)-二-オキソエチル)ペリジン-一-カルボン酸	二九三三・三九	二九三三・三九
二九三三・四〇	二-(エチルアミノ)-五-(キノリン-四-イルオキシ)エチル)ニコチン酸	二九三三・四〇
二九三三・四〇	二-六-ジメトキシ-四-メチルキノリン	二九三三・四〇
二九三三・四〇	五-六-七-八-テトラヒドロキノリン	二九三三・四〇
二九三三・四〇	三級ブチル (三-S)-二-二-二-四-テトラヒドロインキノリン-三-カルボン酸 四-メチルベンゼンスルホン酸	二九三三・四〇
二九三三・四〇	二-六-ジメトキシ-四-メチル-五-(三-(トリフルオロメチル)フエノキシ)キノリン-八-アミン	二九三三・四〇
(S)-二-フエニル-二-三-四-テトラヒドロインキノリン	二九三三・四〇	二九三三・四〇
三-(四-S)-一-オキソ-二-(トリフルオロメチル)-二-四-五-六-七-八-ヘキサヒドロキノリン	二九三三・四〇	二九三三・四〇
一-イル)ベンゾ-ニトリル	二九三三・四〇	二九三三・四〇
一-(六-アミノ-三-五-ジフルオロビリジン-二-イル)-八-クロロ-六-フルオロ-七-(三-ヒドロ	二九三三・四〇	二九三三・四〇
キシアゼジン-二-イル)-四-オキソ-二-ジヒドロキノリン-三-カルボン酸	二九三三・四〇	二九三三・四〇
一-六-ジメトキシ-四-メチル-八-ニトロ-五-(三-(トリフルオロメチル)フエノキシ)キノリン	二九三三・四〇	二九三三・四〇
五-クロロ-二-六-ジメトキシ-四-メチルキノリン	二九三三・四〇	二九三三・四〇
五-クロロ-二-六-ジメトキシ-四-メチル-八-ニトロキノリン	二九三三・四〇	二九三三・四〇
一-シクロプロビル-八-(ジフルオロメチキシ)-七-(R)-二-メチル-二-トリチルイソインドリ	二九三三・四〇	二九三三・四〇
一-五-イル)-四-オキソ-二-ジヒドロキノリン-三-カルボン酸エチル	二九三三・四〇	二九三三・四〇
七-プロモ-一-シクロプロビル-八-(ジフルオロメチキシ)-四-オキソ-二-ジヒドロキノリン-三-カルボン酸エチル	二九三三・四〇	二九三三・四〇

二九三三・五九	四-(二-(三-二-ジメチルプロパン-オキシ)メチル)-二-七-ジメチル-四-オキソ-三-ジヒドロキナゾリン-六-イル)メチル)アミノ)-二-フルオロ安息香酸	二九三三・五九	二九三三・五九
二九三三・五九	四-(四-フルオロフェニル)-六-インプロビル-二-(N-メチルメタンスルホニアミド)ペリミジン-五-カルボン酸メチル	二九三三・五九	二九三三・五九
二九三三・五九	((R)-)-二-(四-(a-R+bS))-)-二-ジフルオロ-二-a-六-十-b-テトラヒドロジベンゾ(a-e)シクロプロロベ(c)[七]アヌレン-六-イル)ペペラジン-二-イル)-三-(キノリン-五-イル)オキシ)プロパン-二-オール 三-塩酸	二九三三・五九	二九三三・五九
二九三三・五九	三-(六-クロロ-五-フルオロビリジン-四-イル)-二-(二-四-ジフルオロフェニル)-二-(H-)	二九三三・五九	二九三三・五九
二九三三・五九	一-二-四-トリアゾール-二-イル)ブタン-二-オール 塩酸	二九三三・五九	二九三三・五九
二九三三・五九	四-(二-ブロモエチル)-六-クロロ-五-フルオロビリミジン	二九三三・五九	二九三三・五九
二九三三・五九	((S)-)-三-メチル-二-(二-オキソヘキサヒドロビリミジン)-二-イル)ブタン-酸	二九三三・五九	二九三三・五九
二九三三・五九	三-メチル-二-(二-オキソヘキサヒドロビリミジン)-五-フルオロ-二-ヒドロキシ-五-フルオロベンチル	二九三三・五九	二九三三・五九
二九三三・五九	ビロリジン-二-カルボン酸(=:)-五-オキソ-二-カルボン酸(=:) (塩)	二九三三・五九	二九三三・五九
二九三三・五九	(S)-六-クロロ-四-(二-シクロプロビルエチル)-四-(トリフルオロメチル)-三-四-ジヒドロキナゾリン-二-(H)-オオン	二九三三・五九	二九三三・五九
二九三三・五九	七-フルオロメチキシ-四-ジヒドロキノリン-三-カルボン酸エチル	二九三三・五九	二九三三・五九
二九三三・五九	一-カルボン酸エチル	二九三三・五九	二九三三・五九

一九三三・五九 八一クロロ一五一-(四ニ・七ニ・十ニ・十三ニ・十六ニ・十九ニ) ードコサ一四・七・十・十三・十六・十九
一ヘキサエノイル) -十一-(四-メチルビラジン)-イル) -五H-ジベンゾ-[b・e] [L・四] ジアゼビン
二九三三・五九 N-(三)-クロロ一四-(三)-フルオロベンジル) オキン) フェニル) -六-ヨードキナゾリン-四-アミン
二九三三・五九 (四S) -六一-クロロ一四-(シクロプロピルエチニル) -三-(R) -一-フエニルエチル) -四-(トリフルオロメチル) -三-四-ジヒドロキナゾリン-二-(H) -オン
二九三三・五九 一-(IS-S) -二-(ベンジルオキシ) -一-エチルプロピル) -N- (四- (四- (四-ヒドロキシフェニル) ピベラジン)-イ-イル) フェニル) ヒドラジン-一-カルボキサミド
二九三三・五九 一-(アミノ-メチルエチル) -N- (四-フルオロベンジル) -五-ヒドロキシ-一-メチル-六-オキソ-一-六-ジヒドロビラジン-一五-カルボニル) -四-(IS-S) -四-(R) -二-メトキシ-一
二九三三・五九 一-(四-六-ジメチルビリミジン-五-カルボニル) -四-(IS-S) -四-(R) -二-メトキシ-一
二九三三・五九 一-(四- (トリフルオロメチル) フェニル) エチル) -三-メチルビラジン-一-イル) -四-メチルビペリジン-一-マレイン酸(=)
二九三三・五九 一-(R) -二-メトキシ-一-(四- (トリフルオロメチル) フェニル) エチル) -二-メチルビラジン-D-酒石酸(=)
二九三三・五九 一-(四-六-ジメチルビリミジン-五-カルボニル) ピベラジン-四-オン
二九三三・五九 (IS-S) -IS-S -五S) -五- [二-アミノ-六- (ベンジルオキシ) -九H-ブリソ-九-イル] -二-
二九三三・五九 (=ベンジルオキシ) メチル) -三- (ジメチル(フェニル) シリル) -一-(ヒドロキシメチル) シクロベンタノ-一-オール
二九三三・五九 二- (四-オキソベンチル) -一H-イソインドール-一-三-(H) -ジオン
二九三三・五九 (IS) -四-オキソ-四-(三- (トリフルオロメチル) -五-六-七-八-テトラヒドロ-二-二-四) ト
リアゾロ(四-三-イ) ピラジン-七-イル) -一-(四-五-トリフルオロフェニル) ブタン-二-アミ
二九三三・七九 ノ-リノ酸(=) -ビドロート
二九三三・七九 二- (四-オキソベンチル) -一H-イソインドール-一-三-(H) -ジオン
二九三三・七九 六-メトキシ-一-メチルキノリノ-二-(H) -オン
二九三三・七九 六- (五-クロロピリジン-二-イル) -七-ヒドロキシ-六-七-ジヒドロ-五H-ビロロ-[三-四-b] ピ
ラジン-五-オ
二九三三・七九 (IS-S) -三- (ベンジルオキシ) カルボニル) アミノ-一-メチル-四-オキソアセチジン-一
二九三三・七九 -スルホン酸四級チルアンモニウム
二九三三・七九 (IS-S) -三-アミノ-一-メチル-四-オキソアセチジン-一-スルホン酸
二九三三・七九 (IS-S) -三- (R) -二- (四-クロロフェニル) スルファニル) -一-メチル-二-オキソ
二九三三・七九 ハチル) -三- (R) -二-ヒドロキシエチル) -四-オキソアセチジン-二-イル) 醋酸
二九三三・七九 (IS-R) -三- (IS) -三- (ベンジルオキシ) カルボニル) アミノ-一-メチル-四-オキソアセチジン-一
二九三三・七九 奧化(=) -オキソ-一-フルオロビリジン-三-イル) トリフルオロホスホニウム
二九三三・七九 一-ベンソイル-三- (メトキシ-一-メチルエトキシ) -四-フルオロアセチジン-二-オン
二九三三・七九 一-シクロベンチル-三-エチル-一-四-五-六-テトラヒドロ-七H-ピラジロ-[三-四-c] ピリジン-
七-オ
二九三三・七九 三- (メトキシカルボニル) -二-オキソ-一-五-六-テトラヒドロ-四-オラートナトリウム
二九三三・七九 六-フルオロ-九-メチル-二-フェニル-四- (ビロリジン-一-カルボニル) -九H-ビリド-[三-四-b]
二九三三・七九

一九三三・七九) インドール-一-(H) -オン
一九三三・九〇 一-エチル-九-メトキシ-二-六-七-十二-テトラヒドロインドロ-[1-3-a] キノリジン-一四-(三H)
一九三三・九〇 -オ
一九三三・九〇 ハ-フルオロ-二- (四- (メチルアミノ) メチル) フェニル) -一-三-四-五-テトラヒドロ-六H-ア
ゼビノ(五-四-三-四d) インドール-六-オ
一九三三・七九 一-シクロベンチル-三-エチル-六- (四-メトキシベンジル) -一-四-五-六-テトラヒドロ-七H-ビ
ラゾロ(三-四-九) ピリジン-七-オン 四-メチルベンゼン-一-スルホン酸
一九三三・七九 N-(二- (ジエチルアミノ) エチル) -五- (Z) - (五-フルオロ-二-オキソ-一-ジヒドロ-三
H-インドール-三-イリデン) メチル) -二-四-ジメチルビロール-三-カルボキサミド——」-りん) 酸
一九三三・九〇 (=:)
一九三三・九〇 三-アミノピラジン-一-カルボン酸
一九三三・九〇 五一-ブロモトリブドファン
一九三三・九〇 D-トリブドファン酸メチル塩酸
一九三三・九〇 三-アミノピラジン-一-カルボン酸メチル
一九三三・九〇 N-ベンジンイル四-ヒドロキシプロリン
一九三三・九〇 一-ジベンジル-四-ヒドロキシプロリン酸メチル
一九三三・九〇 一-ジメチルアルアミノ) エチル) -四-五-ジヒドロ-一H-テトラゾール-五-チオン
一九三三・九〇 一-(二- (ジメチルアルアミノ) エチル) -四-五-ジヒドロ-一H-テトラゾール-五-チオン
一九三三・九〇 (六-エチル-四-五-ジオキソヘキサヒドロビリダジン-一-カルボキサミド) (四-ヒドロキシフェニル)
一九三三・九〇) インドール-一-(H) -オン
一九三三・九〇 一-メチル-五-ニトロインドール-一-カルボン酸エチル
一九三三・九〇 二-ニ-ジブトキシ-一-オキソエチル) -二- (四-クロロベンゾイル) -五-メトキシ-一-メチルインドー

- ル-三-イル) 醋酸

一九三三・九〇 一- (二-四-ジフルオロフェニル) -二- (H) -一-二-四-トリアゾール-一-イル) エタン-一-オン
一九三三・九〇 一- (スチキカルボニル) -二- (ジベンジドロ-一H-ビロリジン-七-カルボン酸
一九三三・九〇 (IS) -四-フルオ-レ-ブロリン
一九三三・九〇 四-シクロヘキシルプロリン
一九三三・九〇 三-四-ジ- (インドール-二-イル) -一-メチルビロール-二-五-ジオン
一九三三・九〇 四- (H) -一-二-四-トリアゾール-一-イル) メチル) アニリン
一九三三・九〇 (四S) -N-ベンジル-四- (スチキカルボニル) -二- (ジベンジドロ-一H-ビロリジン-七-カルボン酸
一九三三・九〇 N-(三-ジブトキシカルボニル) -N- (九H-フルオレン-九-イルメトキシ) カルボニル) -レ-トリア
ツブアン
一九三三・九〇 ジベンジル五-五- (三-四-ジエチルビロール-二-五-ジイル) ビス(メチレン) ビス(四- (三-メトキシ-三-オキソプロピル) -三-メチルビロール-二-カルボン酸)
一九三三・九〇 五-五- (三-四-ジエチルビロール-二-五-ジイル) ビス(メチレン) ビス(四- (三-ヒドロキシブ
ロビル) -三-メチルビロール-二-カルバ-ヒド)
一九三三・九〇 一-四-ジメチル-二-ブロビル-H- H-二-六-ビベンズイミダゾール
一九三三・九〇 四-メチル-二-ブロビルベンズイミダゾール-六-カルボン酸

平成二十年五月十三日 衆議院会議録第二十八号
一千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表(日本国譲許表)の修正及び訂正に関する二千八
年一月二十二日に作成された確認書の締結について承認を求める件及び同報告書

一レーグルタミニルーアルファーエー^レグルタミル—L—ロイシル—L—ロイシル—アルファーエー^L—グルタミル—
L—ロイシル—アルファーエー^{アスパルチル—N}—（三級ブトキシカルボニル）—L—リシル—N—（三級ブト
キシカルボニル）—L—トリプトフィル—L—アラニル—O—三級ブチル—L—セリル—L—ロイシル—N—（
三級ブトキシカルボニル）—L—トリプトフィル—N—トリチル—L—アスパラギニル—N—（三級ブトキシカ
ルボニル）—L—トリプトフィル—L—フェニルアラニンアミド—ペント—三級ブチル エステル
アルファーエー^レ—グルタミル—N—（三級ブトキシカルボニル）—L—リシル—N—トリチル—L—アスパラギニ
ル—アルファーエー^レ—グルタミル—N—トリチル—L—グルタミニル—アルファーエー^レ—アスパルチル—L—ロイシル
—L—ロイシル—アルファーエー^レ—グルタミル—L—ロイシル—アルファーエー^レ—アスパルチル—N—（三級ブトキ
シカルボニル）—L—リシル—N—（三級ブトキシカルボニル）—L—トリプトフィル—L—アラニル—O—三
級ブチル—L—セリル—L—ロイシル—N—（三級ブトキシカルボニル）—L—トリプトフィル—N—トリチル
—L—アスパラギニル—N—（三級ブトキシカルボニル）—L—トリプトフィル—L—フェニルアラニンアミド
ペント—三級ブチル エステル 一塩酸
(N—アセチル—N—メチルグリシル)グリシルバリル—D—アロイソロイシルトレオニルノルバリルイソロイ
シルアルギニル (N—エチルブロリンアンミド) 一酢酸 (塩)
五—(クロロメチル)—一—二—ジヒドロ—三H—一—二—四—トリアゾール—三—オノ
(五R・六R)—一—ベンジル—五一ヒドロキシ—六—(メチルアミノ)—五—六—ジヒドロ—四H—イミダゾ
[四・五・一—i—j] キノノン—二 (H)—オン
三・十一ジブロモ—八—クロロ—五—六—ジヒドロ—十一H—ベンゾ [五・六] シクロヘプタ [—i—b] ピ
リジン
一アミノビリダジニウム ヘキサフルオロリん酸 [—i—b]

官報(号外)

二九三四・一〇 三一「(二)S・三S)」二ヒドロキシ-三-(三ヒドロキシ-二メチルベンズアミド)・四-フエニルブタノイル)・五-五ジメチル-N-(二メチルベンジル)・三-チアソリジン-四-カルボキサミド
二九三四・一〇 (七R)・七-(二E)・二-(二アミノ-五-クロロ-・三-チアソール-四-イル)・二-(ヒドロキシイミノ)アセトアミド)・三-(三-(二アミノエチル)-メチル)ビリジン-四-イル
二九三四・一〇 (二・四ジオキソ-・三チアソリジン-五-イル)メチル)・二-メトキシ-N-(四-(トリフルオロメチル)ベンジル)ベンズアミド
二九三四・一〇 (二-(四-クロロ-二-五ジメトキシフェニル)・五-(二-シクロヘキシルエチル)・一-・
三-チアソール-二-イル)カルボモイル)・五-七ジメチルインドリン-二-イル)酢酸カリウム
二九三四・一〇 (二-五ジオキソビロリジン-二-イル)N-(N-(二-イソプロピル-・三-チアソール-四-イル)
メチル)・N-メチルカルバモイル)・L-バリン酸
二九三四・一〇 N-(二-クロロ-六-メチルフェニル)・二-(二-シクロヘキシルエチル)・ビペラジン-二-イ
ル)・二-メチルビリミジン-四-イル)アミノ)チアソール-五-カルボキサミド
二九三四・一〇 (四R)・N-アリル-三-(二S・三S)・二-ヒドロキシ-三-(三ヒドロキシ-二メチルベンズア
ミド)・四-(F-エニルブタノイル)・五-五ジメチルアソリジン-四-カルボキサミド
二九三四・九〇 チオフェン-二-カルバルデヒド
二九三四・九〇 (二-三-四-チアソール-二-カルボン酸カリウム
二九三四・九〇 チオフェン-二-カルバルデヒド-二-デオキシベータ-D-トレオ-ペントフラノシン)・五-メチルビリミジン
二九三四・九〇 (二-三-五-アヒドロ-二-カルボン酸-二-カルボン酸カリウム
二九三四・九〇 (二-三-五-アヒドロ-二-カルボン酸-二-カルボン酸カリウム
二九三四・九〇 (二-三-五-アヒドロセフアム-四-カルボン酸
二九三四・九〇 四-(四-クロロ-二-五-チアソール-二-チオール
二九三四・九〇 二-チエニルアソチオトリル
二九三四・九〇 (七R)・七-アミノ-三-(二-三-四-チアソール-二-イルスルファニル)エチル)・三-四
-ジヒドロセフアム-四-カルボン酸
二九三四・九〇 (七R)・七-アミノ-三-(二-三-四-チアソール-四-イルスルファニル)メチル)・三-四
-ジヒドロセフアム-四-カルボン酸
二九三四・九〇 (七R)・七-アミノ-三-クロロ-三-四-ジヒドロセフアム-四-カルボン酸
二九三四・九〇 (七R)・七-アミノ-三-クロロ-三-四-ジヒドロセフアム-四-カルボン酸
二九三四・九〇 (七R)・七-アミノ-三-メトキシ-三-(二-メチル-二-ヒドロラゾール-五-イル)スルフ
アニル)メチル)・三-四-ジヒドロセフアム-四-カルボン酸ジフェニルメチル
二九三四・九〇 (七S)・七-アミノ-三-メトキシ-三-(二-メチル-二-ヒドロラゾール-五-イル)
スルフアニル)メチル)・三-四-ジヒドロセフアム-四-カルボン酸ジフェニルメチル

二九三四・九〇 (二-三-五-アヒドロセフアム-四-カルボン酸-二-カルボン酸)・四-ジチアゼスピロ[四・四]ノナン-八-カルボン酸異化水素
二九三四・九〇 (三S)・六-六-ジブロモ-二-ジメチルベヌム-三-カルボン酸
二九三四・九〇 (二R・三S・四R・五R・八R・十R・十一R・十二S・十三S・十四R)・十三-(二-六-ジデオキシ
-二-C-メチル-三-O-メチル-アルファ-レリボ-ヘキソビラノシリル)オキシ)・二-エチル-三-四
-トトリヒドロキシ-三-五-八-十-十二-十四-ヘキサメチル-十一-(二-四-六-トトリデオキシ
-三-ジメチルアミノ)・一-ベータ-D-キシロ-ヘキソビラノシリル)オキシ)・一-オキサ-六-アザシクロペ
ンタデカノン-十五-オン
二九三四・九〇 (四S)・四-十-ジエチル-四-九-ジヒドロキシ-二H・十二H-ビラノ(二-四-六-七)インドリジ
-トランス-一(七R)・七-アミノ-三-ビニル-三-四-ジヒドロセフアム-四-カルボ
ンタデカノン-十五-オン
二九三四・九〇 (七R)・三-(メンソロキシ)・七-(フェニルアセトアミド)・三-四-ジヒドロセフアム-四-カルボ
ン酸ジフェニルメチル
二九三四・九〇 二-デオキシ-五-O-(四-四-ジメトキシトリチル)・N-イソブチリングアノン)・三-二-シアノエ
チル・ジイソブロビルホスホラミディット
二九三四・九〇 (三-アミノビラノール-四-イル)・(二-チエニル)メタノ
二九三四・九〇 二-デオキシ-五-O-(四-四-ジメトキシトリチル)・三-二-シアノエチル・ジイソブロビル
ホスホラミディット
二九三四・九〇 N-ベンゾイル-二-デオキシ-五-O-(四-四-ジメトキシトリチル)・アノシノ・三-二-シアノエチ
ル・ジイソブロビルホスホラミディット
二九三四・九〇 (S)・二-(S)・(二-エトキシフェノキシ)・フェニルメチル・モルホリン
二九三四・九〇 よう化-一-(二-七R)・七-アミノ-四-カルボキシ-三-四-ジヒドロセフアム-二-イル)メチル
ビリジニウム
二九三四・九〇 N-ベンゾイル-二-デオキシ-五-O-(四-四-ジメトキシトリチル)・シチジン・三-二-シアノエチル
ジイソブロビルホスホラミディット
二九三四・九〇 四-(二-五-メチル-二-フエニル-二-三-オキサゾール-四-イル)エタン-二-オール
二九三四・九〇 二-(五-メチル-二-フエニル-二-三-オキサゾール-四-イル)エトキシ・ベンズアルデヒド
二九三四・九〇 二-ブロモ-二-デオキシ-五-メチルウリジン・三-五-二酢酸
二九三四・九〇 三-(二-ブロモ-二-ブロバノイル)・四-四-ジメチル-二-三-オキサゾリジン-二-オール
二九三四・九〇 (S)・三-(メチルアミノ)・一-(二-チエニル)・ブロバン-二-オール
二九三四・九〇 (七R)・七-アミノ-三-(メシルオキシ)・三-四-ジヒドロセフアム-四-カルボン酸ジフェニルメチ
ル塩酸
二九三四・九〇 五一-(三-クロロプロピル)・三-メチルイソオキサゾール
二九三四・九〇 四-アミノ-五-フルオロ-二-(二R・五S)・五一-(ヒドロキシメチル)・二-五-ジヒドロフラン-二
-イル)・ビリミジン-二-(H)・オノ
二九三四・九〇 (七R)・七-(二Z)・二-(二-(二S)・二-((二級ブキシカルボニル)アミノ)・プロパンアミ
ド)・二-三-チアソール-四-イル)・二-(メトキシイミノ)アセトアミド)・三-四-ジヒドロセフア
ム-四-カルボン酸(二-二-ジメチルブロバノイル)オキシ)・メチル
二九三四・九〇 (七R)・七-(二-(二-(三級ブキシカルボニル)アミノ)・三-チアソール-四-イル)・
-(トリチルオキシ)イミノ)アセトアミド)・三-(二-二-三-トリアゾール-四-イル)・ス
ルフアニル)メチル・スルフアニル)・三-四-ジヒドロセフアム-四-カルボン酸ジフェニルメチル

平成二十年五月十三日 衆議院会議録第二十八号
一千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の讓許表第三十八表(日本国との讓許表)の修正及び訂正に関する二千八
年一月二十二日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件及び司額白書

一九三四・九〇	N-[(二)-(二-(ジエチルアミノ)エチル)アミノ]-七-メトキシ-九-オキソ-九H-チオキサンテ
一九三四・九〇	ソ-四-イール)メチル)ホルムアミド
一九三四・九〇	六-((E)-二-((四-(四-フルオロフエニル)-二)-六-ジイソプロピル-五-(メトキシメチル)ビリ
一九三四・九〇	ジン-三-イル)ビニル)-四-ヒドロキシテトラヒドロ-二H-ピラノ-二-オ-
一九三四・九〇	ジン-三-イル)ビニル)-四-ヒドロキシテトラヒドロ-二H-ピラノ-二-オ-
一九三四・九〇	N-メチル-三-((一-ナフチルオキシ)-二-((二-チエニル)プロパン)-一-アミノ)りん酸
一九三四・九〇	-((D,S)-二-((ベンジルオキシ)ベンタ-三-イル)-四-((四-((四-((三R・
一九三四・九〇	五R)-五-((一-四-ジフルオロフエニル)-五-((一H)-二-四-トリアゾール-一-イル)メチル
一九三四・九〇	-)テトラヒドロフラン-三-イル)メトキシ)フヨニル)ゼラジン-一-イル)フエニル)-H-二-二-
一九三四・九〇	四-トリアゾール-五(四H)-オ-
一九三四・九〇	((R-三S)-二-((E)-二-((三-五-ビス(トリフルオロメチル)フエニル)エトキシ)-三-((
一九三四・九〇	四-フルオロフェニル)モルホリン-塩酸
一九三四・九〇	(三R)-三-((メトキシメチル)-七-((四-四-四-トリフルオロブロトキシ)-三-三-a-四-五-テトラ
一九三四・九〇	ヒドロ-((一-三)オキサゾロ-((三-四-a)キノリン)-一-オ-
一九三四・九〇	N-[(五-((二-((六S)-二-アミノ-四-オキソ-三-四-五-六-七-八-ヘキサヒドロビリド-二-三-)
一九三四・九〇	-d)ピリミジン-六-イル)エチル)-四-メチルオフエン-二-カルボニル)-L-グルタミン酸
一九三四・九〇	三-((一-((四-ベンゾイル)-二-((三-四-ジフルオロフエニル)モルホリン-二-イル)エチル)-
一九三四・九〇	四-トヨカルヒドロビリジン-四-イル)-二-((ジメチル尿素塩酸
一九三四・九〇	六-((ベンジルオキシ)-三-ブロモ-二-((四-メトキシフエニル)-二-ベンゾチオフエニン-一-オキシド
一九三四・九〇	((六-クロロ-四-((エチル)-三-ジオキソラン-二-イル)-二-メトキシビリジン-三-イル)メ
タノール	タノール
一九三四・九〇	三級ブチル (四S)-四-エチル-四-六-ジヒドロキシ-三-十-ジオキソ-三-四-八-十一-テトラヒド
一九三四・九〇	ロ-一-H-ビラノ-((三-四-))インドリジン-七-カルボン酸
一九三四・九〇	(五S)-五-((メトキシメチル)-三-((六-((四-四-四-トリフルオロブロトキシ)-二-二-ベンズオキ
一九三四・九〇	サン-二-二-イル)-二-((一-オキサソリジン-二-オ
一九三四・九〇	七-クロロ-二-((二-((E)-二-四-ジアザビシクロ-((二-二-二)オクタン-二-イル)メチルアミノ)-
一九三四・九〇	-二-三-ジヒドロ-二-四-ベンゾジオキシン-五-カルボキサミド
一九三四・九〇	N-((アトキシカルボニル)-三-((五R)-三-((四-シアノフエニル)-四-五-ジヒドロイソオキサ
一九三四・九〇	ソール-五-イル)アセトアミド)-L-アラニン酸メチル
一九三四・九〇	二-((七-フルオロ-二-オキソ-四-((二-((四-チエノ-((三-二-一)ビリジン-四-イル)ビペラジン-一
一九三四・九〇	-イル)エチル)キノリン-二-((H)-イル)アセトアミド
一九三四・九〇	((S)-三-((五R)-五-((四-フルオロフエニル)-五-ヒドロキシベンタノイル)-四-フエニル-一
一九三四・九〇	-三-オキサソリジン-二-オ
一九三四・九〇	五-((八-アミノ-七-クロロ-二-三-ジヒドロ-四-ベンゾジオキシン-五-イル)-三-((二-ブ
一九三四・九〇	エンエチルヒドロビリジン-四-イル)-二-三-四-オキサソリジン-五-イル)メタノール
一九三四・九〇	四-ニトロベンジル-二-((E)-五R)-三-ベンゾジオキソール-二-((三H)-オ-
一九三四・九〇	((E)-メトキシフェニル)ヒドロジニウム ((S)-ヒドロキシ(フェニル)酢酸
よう化	一-((七R)-七-アミノ-四-カルボキシ-三-四-ジヒドロセファム-三-イル)メチル

二九三四・九〇	二九三四・九〇	二九三三・九〇	二九三二・九〇	二九三一・九〇	二九二四・九〇	二九二三・九〇	二九二二・九〇	二九二一・九〇	二九一三・九〇	二九一二・九〇	二九一一・九〇	二九〇三・九〇	二九〇二・九〇	二九〇一・九〇	二九〇〇・九〇
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一 — H—イミダゾ 〔 — ・ — — b〕 ビリダジン— 一 イウム	七 — メトキシ— 一 六— 〔 — モルホリノブロボキシ ニナゾリ — 四 〔 — H〕— オン	ジ オキサ — 人 — 一 ジ アザシ クロヘ キサ デカ — 一 三 — R 三 R — 三 — 一 フ エ ニ ル オ キ シ ラ ン — 二 — イ ン — エ チ ル — 一 四 — ジ メ チ ル — 一 四 — 五 — 九 — ク ロ ロ — 一 エ チ ル — 五 — ヒ ド ロ キ シ — 一 メ チ ル — 一 二 — 四 — 五 — 十 — 三 — テ ト ラ ヒ ド ロ — 一 三 H — 十 五 H — オ キ セ ビ 	ハ — メ チ ル — 一 八 — ア ザ ビ シ ク ロ 〔 三 ・ 二 ・ 一 〕 オ ク タ ン — 三 — イ ル — 二 — 三 — ジ ヒ ド ロ ビ ラ ン ロ 〔 一 ・ 五 ・ 四 — d e〕 〔 一 ・ 四 〕 ベ ン ン オ キ サ ジ ン — 六 — カ ル ボ ン 酸	（ 一 R ）— 五 — (一 ・ 三 ・ 六 ・ 二 — ジ オ キ サ ザ ボ ロ カ ン — 一 — イ ル — — メ チ ル — 二 — ト リ チ ル イ ソ イ ン ド リ — 二 — （ 五 — メ チ ル — 一 — フ エ ニ ル — 一 — 三 — オ キ サ ゾ ー ル — 四 — イ ル エ チ ル メ タ ン ス ル ボ ン 酸	三 — 〔 〔 一 — （ ア ミ ノ メ チ ル ） シ ク ロ ヘ キ シ ル メ チ ル — 一 — 二 — 四 — オ キ サ ジ ア ゾ ー ル — 五 （ 四 H ）— オ ン	三 級 ブ チ ル N— メ チ ル — N — 〔 一 — （ 五 — オ キ ソ — 四 — 五 — ジ ヒ ド ロ — 一 — 二 — 四 — オ キ サ ジ ア ゾ ー ル — 三 — イ ル メ チ ル シ ク ロ ヘ キ シ ル カ ル バ ミ ン 酸	— 〔 一 — （ ア ミ ノ メ チ ル ） シ ク ロ ヘ キ シ ル メ チ ル — 一 — 二 — 四 — オ キ サ ジ ア ゾ ー ル — 五 （ 四 H ）— オ ン								

官報 (号外)

二九三三四・九〇	二一 (二一フリル) - 七 (二一) (四一 (四一 (一メトキシエトキシ) フェニル) ピベラジン - 一イル) ヘチル - 七 H - ピラゾロ (四・三一e) [二・二・一・四] トリアゾロ [二・三一c] ピリミジン - 五アミン (二c) - 二メトキシ - 三 (四一 (二一 (五メチル - 一フルオニル) - 三 - オキサゾール - 四 - イル) ハドキシ) - 一ベンゾチオフェン - 七 - イル) ブロパン酸
二九三三四・九〇	四一 (二一 (五メチル - 一フルオニル) - 三 - オキサゾール - 四 - イル) ヘトキシ) - 一ベンゾチオフェン - 七 - カルバルビド
二九三三四・九〇	四一 (二一 (二フルオロベンジル) カルバモイル) - 一メチル - 二 (一メチル - 一 (五メチル - 三 - 四 - オキサゾール - 一カルボキサミド) エチル) - 六 - オキソ - 一 - ベジヒドロピリミジン - 五オラートカリウム
二九三三四・九〇	(二c) - 二 (N - (二一 (五メチル - 一フルオロベンジル) - 一カルボキサミド) エチル) - 六 - オキソ - 一 - ベジヒドロピリミジン - 五オラートカリウム
二九三三四・九〇	二 (S) - 二 ((S) - (二エトキシフエノキシ) フェニルメチル) モルホリノ こはく酸
二九三三四・九〇	N - (四 - (二 - (五メチル - 一フルオニル) - 三 - オキサゾール - 四 - イル) ヘトキシ) ベンジル - グリソニ酸メチル塩酸
二九三三四・九〇	(七R) - 七 - アミノ - 三 - ((S) - テトラヒドロフラン - 二 - イル) - 三 - 四 - ジデヒドロセファム - 四カルボン酸 四 - 二トロベンジル塩酸
二九三三四・九〇	D - A - d (P - チオ) (G - A - T - C - C - G - C - G - G - A - A - A - T) トリデカナトリウム
二九三三四・九〇	(二Z) - 三 - (メチルアミノ) - 二 - (二エニル) ブロバ - 二 - エン - 一 - オン
二九三三四・九〇	二 - 三 - 四 - 二 - 二トロベンジル塩酸
二九三三四・九〇	二 - 三 - (ジメチルアミノ) メチル - 四 - (四 - (メチルスルフアニル) フエノキシ) ベンゼン - 一 - スルホニアミド - L - 酒石酸 (一 -)
二九三三五・〇〇	センノンドAとセンノンドBとの混合物 (カルシウム塩)
二九三三五・〇〇	三 - (ジメチルアミノ) メチル - 四 - (四 - (メチルスルフアニル) フエノキシ) ベンゼン - 一 - スルホニアミド - L - 酒石酸 (一 -)
二九三三八・九〇	センノンドAとセンノンドBとの混合物
二九三三八・九〇	二 - 三 - 四 - 六 - テトラ - O - ベンジル - D - グルコビラノース
二九三三八・九〇	二 - 六 - ジメトキシ - 四 - (五R - 五aR - 八aR - 九S) - 一六 - オキソ - 九 - ((一 - 二 - 四 - 六 - テトラ
二九三三五・〇〇	一O - ベンジル - ベータ - D - グルコビラノシリル) オキシ) - 五 - 五a - 六 - 八 - 八a - 九 - ヘキサヒドロフロ
二九三三五・〇〇	二 - 三 - ジ - O - ベンジル - 四 - 六 - O - ((一R) - エチリデン) - D - キシロ - ヘキシビラノース
二九三三五・〇〇	(五S - 五aS - 九S) - 九 - (四 - ヒドロキシ - 三 - 五 - ジメトキシフエニル) - 八 - オキソ - 五 - 五a - 六
二九三三五・〇〇	・八 - 八a - 九 - ヘキサヒドロフロ (三 - 四 - 六 - 七) ナフト ([二 - 三 - d]) [二 - 三] ジオキソ - 一 - 五 - 一
二九三三五・〇〇	ル - 二 - 三 - ジ - O - ベンジル - 四 - 六 - O - ((一R) - エチリデン) - ベータ - D - グルコビラノシリド
二九三三五・〇〇	四 - (四 - クロロ - 二 - 五 - 一チアジアゾール - 三 - イル) モルホリノ トルエン溶液
二九三三五・〇〇	((S - 三R) - 四 - (ジメチルアミノ) - 三 - メチル - 二 - ジフエニルブタン - 二 - オール) トルエン溶液
二九三三五・〇〇	液化 四 - ((一 - ベジジン - 一 - イル) ヘトキシ) ベンゾイル塩酸 - 二 - 二 - ジクロエタン溶液
二九三三五・〇〇	(一R) - 一 - (三 - 五 - ビス (トリフォロメチル) フェニル) エタン - 一 - オール アセトニトリル溶液
二九三三五・〇〇	((S) - 三 - (メチルオキシ) ヘトキシ) - 四 - (トリチルオキシ) ブチル メタンスルホン酸 ジメチルホルムアミド溶液
二九三三五・〇〇	二 - ((一 - 二 - 四 - テトラヒドロイソキノリン - 五 - イル) メタンスルホンアミド) - 一 - メチル - 二 - プロピルブチル
二九三三五・〇〇	二 - ((一 - 二 - 四 - テトラヒドロキシ - 五 - イル) ヘンズアミド) - 一 - ヘンズアミド
二九三三五・〇〇	二 - ((一 - 二 - 四 - テトラヒドロキシ - 四 - フェニルブチル) - N - イソブチル - 四 - 二トロベニゼン - 一 - スルホンアミド 塩酸

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表(日本国との間の協定について承認を求める件及び同報告書)社会保障に関する日本国とオランダ王国との間の協定について承認を求める二千八年一月二十二日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

ウルグアイ・ラウンド交渉の過程において主要国間で医薬品の関税撤廃についての交渉が行われ、我が国、アメリカ合衆国及び欧州共同体を含む二十二箇国は、「世界貿易機関を設立するマラケシユ協定」(以下「世界貿易機関協定」という。)が発効する日から特定の医薬品及びその中間原料(以下「医薬品等」という。)について関税を撤廃することとし、また、少なくとも三年に一回、この関税撤廃の対象商品の追加のための見直しを行うこととした。平成八年に行われた一回目の見直し及び平成十年に行われた二回目の見直しに続き、三回目の見直しの結果が平成十八年十一月にまとめられた。

我が国は、医薬品等の関税撤廃の対象商品の三回目の見直しに伴う我が国の譲許表の修正及び訂正を確定した。これを受け、平成二十一年一月二十二日に世界貿易機関の事務局によって、当該修正及び訂正を附属する本確認書が作成された。

本確認書は、世界貿易機関協定に含まれている我が国の譲許表に関し、医薬品等の関税撤廃の対象商品の見直しに伴う修正及び訂正を確認

するためのものであり、その主な内容は次のとおりである。

社会保障に関する日本国とオランダ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

するためのものであり、その主な内容は次のとおりである。

右

1 医薬品等の関税撤廃の対象商品の三回目の見直しによつて追加される產品を掲げるため

に、第三十八表の日本国との間の協定について承認を求めるの件に関する報告書

新たな付表を加えること。

2 追加される主要な產品は、付表Ⅰ-D(指定を受けた医薬の有効成分)に掲げるオセルタミビル(抗インフルエンザウイルス薬の有効成分)、イマチニブ(抗悪性腫瘍剤の有効成分)等六百四十五品目及び付表Ⅳ-D(完成品である医薬の製造に用いられるその他の产品)に掲げる一一(一)・二(ジクロロフェニル)ビペラジン(抗精神病薬の製造に用いられる化學物質)等四百六十五品目とすること。

なお、本確認書に附屬する我が国の譲許表の修正及び訂正は、我が国が国内手続の完了後に

社会保障に関する日本国とオランダ王国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

社会保障に関する日本国とオランダ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

日本国については、日本国領域

オランダについては、ヨーロッパ内のオランダ

「国民」とは、次の者をいう。

日本国については、日本国領域

オランダについては、オランダの国籍を有する者

法律にいう日本国民

日本国については、次条1に掲げる日本

の年金制度及び日本国医療保険制度に関する日本国法律及び規則

オランダについては、次条2に掲げる日本

の年金制度及び日本国医療保険制度を管轄する政府機関

オランダについては、社会・雇用大臣

「実施機関」とは、次のものをいう。

日本国については、次条1に掲げる日本国

の年金制度及び日本国医療保険制度の実施に責任を有する保険機関(その連合組織を含む。)

オランダについては、オランダの法令の実施に責任を有する機関

平成二十年五月九日

外務委員長 平沢 勝榮

衆議院議長 河野 洋平殿

日本国及びオランダ王国は、社会保障に関する日本国とオランダ王国との間の協定

日本国については、次条1に掲げる日本国

の年金制度及び日本国医療保険制度の実施に責任を有する保険機関(その連合組織を含む。)

オランダについては、オランダの法令の実

ることを希望して、次のとおり協定した。

第一部 総則

第一条 定義

1 この協定の適用上、

(a) 「オランダ」とは、オランダ王国をいう。

(b) 「領域」とは、次のものをいう。

日本国については、日本国領域

オランダについては、ヨーロッパ内のオランダ

「国民」とは、次の者をいう。

日本国については、日本国領域

オランダについては、オランダの国籍を有する者

法律にいう日本国民

日本国については、次条1に掲げる日本

の年金制度及び日本国医療保険制度に関する日本国法律及び規則

オランダについては、次条2に掲げる日本

の年金制度及び日本国医療保険制度を管轄する政府機関

オランダについては、社会・雇用大臣

「実施機関」とは、次のものをいう。

日本国については、次条1に掲げる日本国

の年金制度及び日本国医療保険制度の実施に責任を有する保険機関(その連合組織を含む。)

オランダについては、オランダの法令の実

施に責任を有する機関

(g) 「保険期間」とは、次のものをいう。

日本国については、日本国の法令のうち次条1.(a)から(v)までに掲げる日本国の年金制度に関するものによる保険料納付期間及び給付を受ける権利の確立に際して当該法令に基づき考慮されるその他の期間。ただし、社会保障に関する他の協定であつてこの協定と同種のものにより、当該法令による給付を受けられる権利を確立するために考慮することとされた期間は、含めない。

オランダについては、オランダの法令による雇用期間若しくは自営活動の期間又は居住期間及びオランダの法令において保険期間として取り扱われる期間

(h) 「給付」とは、いづれか一方の締約国の法令による年金その他の現金給付をいう。

2 この協定の適用上、この協定において与えられている用語は、適用される法令において与えられている意味を有するものとする。

第二条 この協定の適用範囲

1 日本国については、

(a) 次の日本国の年金制度について適用する。

(i) 国民年金(国民年金基金を除く。)
(ii) 厚生年金保険(厚生年金基金を除く。)
(iii) 国家公務員共済年金
(iv) 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)
(v) 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百九十二号)

ただし、この協定の適用上、第五条、第十四條から第二十一条まで、第二十六条、第二十七条、第三十条(3の規定を除く。)及び第三十二条の規定は、(a)に掲げる日本国の年金制度についてのみ適用する。

(vi) 地方公務員等共済年金(地方議会議員の年金制度を除く。)
(vii) 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)
(viii) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)

(ix) から(vi)までに掲げる日本国の年金制度は、以下「日本国の被用者年金制度」という。ただし、この協定の適用上、国民年金に

(a) 罹障給付
(b) 老齢給付
(c) 遺族給付
(d) 児童給付

は、老齢福祉年金その他の福祉的目的のため経過的又は補完的に支給される年金であつて、専ら又は主として国庫を財源として支給されるものを含めない。

(b) 次の法律(その改正を含む。)により実施される日本国の医療保険制度について適用する。

(i) 健康保険法(大正十一年法律第七十号)
(ii) 船員保険法(雇用保険及び労働者災害補償保険に関する規定を含む。)(昭和十四年法律第七十三号)

(iii) 国民健康保険法(昭和三十三年法律第一百一十二条)
(iv) 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)

(v) 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)
(vi) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)

ただし、この協定の適用上、第五条、第十四

条、第三十条(3の規定を除く。)及び第三十二条の規定は、(a)に掲げる日本国の年金制度についてのみ適用する。

2 オランダについては、次の社会保障の各部門について適用する。

この協定は、

1 日本国については、

(a) 次の日本国の年金制度について適用する。

(i) 国民年金(国民年金基金を除く。)
(ii) 厚生年金保険(厚生年金基金を除く。)
(iii) 国家公務員共済年金
(iv) 地方公務員等共済年金(地方議会議員の年金制度を除く。)
(v) 私立学校教職員共済年金

(vi) から(vi)までに掲げる日本国の年金制度は、以下「日本国の被用者年金制度」という。ただし、この協定の適用上、国民年金に

(e) 疾病及び出産に係る現金給付
(f) 疾病に係る現物給付
(g) 失業給付

ただし、この協定の適用上、第十四条から第二十一条まで、第二十六条、第三十条(3の規定を除く。)及び第三十二条の規定は、(d)から

二十一条まで、第二十六条、第三十条(3の規定を除く。)及び第三十二条の規定は、(d)から

は遺族基礎年金を受ける権利の取得のために日本国領域内に通常居住していることを要件として定めた日本国領域内の法律の規定

(b) オランダの千九百八十六年十一月六日の補足給付法及び千九百九十七年四月二十四日の補足給付法の規定

一方の締約国による給付は、両締約国対しては、その者が当該一方の締約国国民であつた場合と同一の条件で支給する。

第二部 適用法令に関する規定

第六条 一般規定

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、これらの方に由来する権利を有する家族及び遺族について適用する。

第四条 待遇の平等

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、これらの方に由来する権利を有する家族及び遺族について適用する。

第五条 海外への給付の支払

1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国による給付は、両締約国対しては、その者が当該一方の締約国国民であつた場合と同一の条件で支給する。

第七条 特別規定

1 一方の締約国による給付は、両締約国対しては、その者が当該一方の締約国国民であつた場合と同一の条件で支給する。

2 一方の締約国による給付は、両締約国対しては、その者が当該一方の締約国国民であつた場合と同一の条件で支給する。

3 一方の締約国による給付は、両締約国対しては、その者が当該一方の締約国国民であつた場合と同一の条件で支給する。

4 一方の締約国による給付は、両締約国対しては、その者が当該一方の締約国国民であつた場合と同一の条件で支給する。

5 一方の締約国による給付は、両締約国対しては、その者が当該一方の締約国国民であつた場合と同一の条件で支給する。

6 一方の締約国による給付は、両締約国対しては、その者が当該一方の締約国国民であつた場合と同一の条件で支給する。

7 一方の締約国による給付は、両締約国対しては、その者が当該一方の締約国国民であつた場合と同一の条件で支給する。

8 一方の締約国による給付は、両締約国対しては、その者が当該一方の締約国国民であつた場合と同一の条件で支給する。

9 一方の締約国による給付は、両締約国対しては、その者が当該一方の締約国国民であつた場合と同一の条件で支給する。

10 一方の締約国による給付は、両締約国対しては、その者が当該一方の締約国国民であつた場合と同一の条件で支給する。

11 一方の締約国による給付は、両締約国対しては、その者が当該一方の締約国国民であつた場合と同一の条件で支給する。

12 一方の締約国による給付は、両締約国対しては、その者が当該一方の締約国国民であつた場合と同一の条件で支給する。

に関するオランダの法令によりそれ以前に少なくとも十二箇月の保険期間を有していた場合に、は、当該第三条に規定する者の遺族は、当該オランダの法令による給付を受ける権利を有するものとし、その給付の額は、2の規定に従つて計算する。

2 1に規定する給付の額は、死亡した者が十五歳に達した日から死亡日までの期間(ただし、遅くとも六十五歳に達した日までとする)に対する当該死亡した者が遺族給付に関するオランダの法令により十五歳から六十五歳までの間ににおいて有していた保険期間の比率に基づいて計算する。

第二章 日本国の給付に関する規定

第十七条 通算

1 日本国の実施機関は、日本国に給付を受ける権利の取得のための要件を満たすために十分な保険期間を有しない者について、この条の規定に基づいて給付を受ける権利を確立するため、日本国の法令による保険期間と重複しない限りにおいて、オランダの法令による保険期間を考慮する。ただし、この規定は、各共済年金の職域加算年金及び保険料の還付として支給される一時金については、適用しない。

2 1の規定の適用に当たっては、オランダの法令による保険期間は、日本国に被用者年金制度における保険期間を有する者について、オランダの法令による保険期間を考慮する。ただし、この規定は、各共済年金の職域加算年金及び保険料の還付として支給される一時金を除く。以降の規定の適用に当たっては、オランダの法令による保険期間は、日本国に被用者年金制度における保険期間及びこれに対応する国民年金の保険期間として考慮する。

第十八条 障害給付及び遺族給付に関する特別規定

1 日本国の法令が、障害給付又は遺族給付(保険料の還付として支給される一時金を除く。以

下この1において同じ)を受ける権利の確立のために初診日又は死亡日が特定の保険期間中にあることを要件として定めている場合において、初診日又は死亡日がオランダの法令による保険期間中にあるときは、これらの給付を受けられる権利の確立に当たり当該要件は満たされたものとみなす。

ただし、国民年金の下での障害給付又は遺族給付を受ける権利がこの条の規定を適用せずとする場合には、この条の規定は、日本国の被用者年金制度の下での同一の保険事故に基づく障害給付又は遺族給付を受ける権利の確立に当たっては、適用しない。

2 1の規定の適用に当たっては、二以上の日本国の被用者年金制度における保険期間を有する者については、1に規定する要件は、日本国の法令に従つて、一の被用者年金制度について満たされたものとみなす。

第十九条 累計の額の計算

1 日本国の実施機関は、第十七条1又は前条1の規定の適用により日本国に給付を受ける権利が確立される場合には、2から5までの規定に従うことと条件として、日本国の法令に従つて当該給付の額を計算する。

2 障害基礎年金その他の保険期間にかかるわらず一定額が支給される給付に関しては、当該給付を受けるための要件が第十七条1又は前条1の規定の適用により満たされる場合には、支給された期間に等しい場合は、これを超える場合には、3及び4に規定する計算方法は、適用しない。

3 老齢厚生年金の一部である配偶者加給その他給付であつて、日本国の被用者年金制度にお

險料免除期間を合算した期間の比率に基づいて計算する。

第二十条 保険期間

3 日本国の被用者年金制度の下での障害給付及び遺族給付(当該制度における保険期間が日本国に上定められた期間に満たない場合に支給されるものであつて、支給される当該給付の額が当該定められた期間に基づいて計算されるものに限る。)に関しては、当該給付を受けるための要件が第十七条1の規定の適用により満たされた場合には、支給される当該給付が支給される日本国の被用者年金制度における保険期間の比率に基づいて計算する。

第二十一条 第四条の規定の例外

第四条の規定は、日本国に領域外に通常居住することに基づいて日本国民に対して認められる合算対象期間に関する日本国の法令の規定の適用は、第一条1(g)の規定にかかわらず、オランダの領域内に居住したことのみに基づきオランダの法令によって付与される保険期間は、考慮しない。

第二十二条 行政上の協力

第一項の規定は、日本国に領域外に通常居住することに基づいて日本国民に対して認められる合算対象期間に関する日本国の法令の規定の適用を妨げるものではない。

第四部 雜則

1 両締約国の権限のある当局は、(a) この協定の実施のために必要な行政上の措置(海外への給付の支払に関する両締約国実施機関の間の協力を含む。)について合算する。

(b) この協定の実施のために連絡機関を指定する。

(c) 自国(この協定の実施に影響を及ぼすものに限る。)に関するすべての情報を及ぼすものに限る。に相互に通報する。

2 両締約国(この協定の実施に影響を及ぼすものに限る。)の権限の範囲内で、この協定の実施の

ために必要な援助を提供する。この援助は、無償で行う。

第二十三条 手数料及び認証

1 一方の締約国の法令その他関連する法律及び規則において、当該一方の締約国の法令の適用に際して提出すべき文書に係る行政上又は領事事務上の手数料の免除又は軽減に関して規定する場合には、これらの規定は、この協定及び他方の総約国の法令の適用に際して提出すべき文書についても、適用する。

2 この協定及び一方の締約国の法令の適用に際して提出される文書については、外交機関又は領事機関による認証その他これに類する手続を要しない。

第二十四条 連絡

1 この協定の実施に際し、両締約国の権限のある当局及び実施機関は、相互に、及び関係者（その居住地を問わない）に対して、日本語、オランダ語又は英語により、直接に連絡することができる。

2 この協定の実施に際し、一方の締約国の権限のある当局及び実施機関は、他方の締約国の言語で作成されていることを理由として申請書その他の文書の受理を拒否してはならない。

第二十五条 情報の秘密性

1 一方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、当該一方の締約国の法令の下で収集された個人に関する情報（この協定の実施のために必要なものに限る）を当該一方の締約国の法律及び規則に従つて他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に伝達する。

2 一方の締約国の法律及び規則により必要とさ

れない限り、1の規定に従つて他方の締約国により当該一方の締約国に対し伝達される個人に関する情報は、この協定を実施する目的のためのみ使用する。一方の締約国が受領するこれらの情報は、個人に関する情報の秘密の保護のための当該一方の締約国の法律及び規則により規律される。

第二十六条 申請、不服申立て及び申告の提出

1 一方の締約国の法令に基づく文書による給付の申請、不服申立てその他申告が他方の締約国として提出されたものについては、外交機関又は領事機関による認証その他これに類する手続を要しない。

第二十七条 給付の支払

1 この協定の実施に際し、一方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、他方の締約国の言語で作成されていることを理由として申請書その他の文書の受理を拒否してはならない。

2 この協定の実施に際し、一方の締約国の権限のある当局及び実施機関は、他方の締約国の言語で作成されていることを理由として申請書その他の文書の受理を拒否してはならない。

3 第七条1又は4の規定の適用に當たつては、この協定の実施に當たつては、この協定の効力発生前から一方の締約国の領域内で就労していた者については、同条1に規定する派遣の期間及び同条4に規定する自営活動の期間は、この協定の効力発生の日に開始したものとみなす。

4 この協定の効力発生前に行われた決定は、この協定により確立されるいかなる権利にも影響を及ぼすものではない。

5 この協定の適用の結果として、受給者に対して、この協定の効力発生前に権利が確立された給付の額を減額してはならない。

6 第三十一条 効力発生

1 この協定は、両締約国が、この協定の効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後三箇月目の月の初日に効力を生ずる。

この協定の解釈又は適用についての意見の相違は、両締約国間の協議により解決する。

第二十九条 見出し

この協定中の部、章及び条の見出しあは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第五部 経過規定及び最終規定

第三十条 効力発生前の事実及び決定の提出

1 この協定は、その効力発生前に給付を受ける権利を確立させるものではない。

2 この協定の実施に當たつては、この協定の効力発生前の保険期間及び他の法的に関連する事実についても、考慮する。

3 第七条1又は4の規定の適用に當たつては、この協定の実施に當たつては、この協定の効力発生前から一方の締約国の領域内で就労していた者については、同条1に規定する派遣の期間及び同条4に規定する自営活動の期間は、この協定の効力発生の日に開始したものとみなす。

4 この協定の効力発生前に行われた決定は、この協定により確立されるいかなる権利にも影響を及ぼすものではない。

5 この協定の適用の結果として、受給者に対して、この協定の効力発生前に権利が確立された給付の額を減額してはならない。

6 第三十一条 効力発生

1 この協定は、両締約国が、この協定の効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後三箇月目の月の初日に効力を生ずる。

この協定の解釈又は適用についての意見の相違は、両締約国間の協議により解決する。

第二十八条 意見の相違の解決

この協定の規定が二千六年一月一日以前に適用されていたならば同規定により二千六年一月一日以後に日本国内の受給者に対して支払われるべきであったオランダの法令による給付であつて、オランダの国内法上の制限により支払われていらないものは、当該受給者に対して遡及して支払われる。

この協定中の部、章及び条の見出しあは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

この協定の解釈又は適用についての意見の相違は、両締約国間の協議により解決する。

この協定が1の規定に従つて終了する場合に是、この協定の下で取得された給付を受ける権利及び給付の支払に関する権利は、維持され終了の通告が行われた月の後十二箇月日の月の末日まで効力を有する。

この協定が1の規定に従つて終了する場合に是、この協定の下で取得された給付を受ける権利及び給付の支払に関する権利は、維持され終了の通告が行われた月の後十二箇月日の月の末日まで効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けたこの協定に署名した。

二千八年二月二十一日にハーグで、英語により本書二通を作成した。

日本国のために

オランダ王国のために

渋谷實

J・P・h D

官報(号外)

社会保障に関する日本国とオランダ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一本件の目的及び要旨

我が国とオランダとの間では、相手国に一時的に派遣される被用者等について両国の年金制度、医療保険制度等への強制加入に関する法令が二重に適用される問題及び短期間の派遣では就労地国の年金を受給する権利を取得するため必要な期間の要件を満たせないことから保険料が掛け捨てとなる問題が生じている。これらは問題が両国の企業及び国民にとって大きな負担となっていることを踏まえ、両国の関係を更に増進する観点から、これらの問題の解決を図ることを目的とする協定を締結することでオランダ側と認識が一致し、平成十七年七月に政府間交渉を開始した。その結果、協定案文について最終的な合意に達したので、平成二十年二月二十一日にハーグにおいて、本協定の署名が行われた。

本協定は、日本・オランダ両国間における年金制度及び医療保険制度への二重加入等の問題の解決を図ることを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- この協定は、我が国については、年金制度に関し、国民年金、厚生年金保険、国家公務員共済年金、地方公務員等共済年金及び私立学校教職員共済年金について、医療保険制度に関し、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法及び高

齢者の医療の確保に関する法律により実施される医療保険制度についてそれぞれ適用すること。

2 この協定は、オランダについては、障害給付、老齢給付、遺族給付、児童給付、疾病及び出産に係る現金給付、疾病に係る現物給付及び失業給付の部門について適用すること。

3 一方の締約国の領域外に通常居住することのみを理由として給付を受ける権利の取得又は給付の支払を制限する当該一方の締約国に

法令の規定は、原則として、他方の締約国に通常居住する者については適用しないこと。

4 強制加入に関する法令の二重適用を回避す

るため、原則として、就労が行われる締約国のみを適用すること。

5 被用者又は自営業者が、派遣又は自営活動の期間が五年を超えない見込みで一時的に相手国において就労する場合には、自国の法令のみを適用すること。

6 派遣又は自営活動の期間が五年を超えて継続される場合には、両締約国の権限のある当局又は実施機関は、被用者又は自営業者に対して引き続き自国の法令のみを適用することについて合意することができる。

7 一方の締約国の年金の給付を受ける権利を取得するために必要とされる期間の計算に際して、他方の締約国の年金制度への加入期間を当該一方の締約国の年金制度への加入期間と通算することにより、当該一方の締約国の年金制度への加入期間だけでは必要な期間の要件を満たさないような場合においても給付を受ける権利を取得することができるよう

すること。

8 給付額の計算に際しては、それぞれの国内法の規定に従つて、自国の年金制度への加入期間に応じた額を支給すること。

なお、本協定は、両締約国が、この協定の効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後三箇月目の月の初日に効力を生ずることになつている。

よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、二重適用の問題及び保険料掛け捨ての問題の解決が図られ、保険料負担が軽減されることにより、両国間の人的交流が円滑化され、ひいては経済交流を含む両国間の関係がより一層緊密化されることが期待されるとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二十年五月九日

外務委員長 平沢 勝栄

衆議院議長 河野 洋平殿

社会保障に関する日本国とチェコ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右

国会に提出する。
平成二十年三月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- この協定の適用上、
(a) 「国民」とは、次の者をいう。
日本国については、日本国の国籍に関する法律にいう日本国民

社会保障に関する日本国とチェコ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

件

社会保障に関する日本国とチェコ共和国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

政府は、日本国とチェコ共和国との間で年金制度、医療保険制度等への強制加入に関する法令の適用の調整等を行い、もつて両国間の人的交流の促進を図るため、平成二十年二月二十一日にプラハで、社会保障に関する日本国とチェコ共和国との間の協定に署名した。よつて、この協定を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

本協定を締結することは、二重適用の問題及び保険料掛け捨ての問題の解決が図られ、保険料負担が軽減されることにより、両国間の人的交流が円滑化され、ひいては経済交流を含む両国間の関係がより一層緊密化されることが期待されるとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二十年五月九日

外務委員長 平沢 勝栄

衆議院議長 河野 洋平殿

社会保障に関する日本国とチェコ共和国との間の協定

日本国及びチェコ共和国(以下「締約国」といふ。)は、
社会保障の分野における両国間の関係を規律することを希望して、
次のとおり協定した。

第一部 定則

第一条 定義

1 この協定の適用上、

(a) 「国民」とは、次の者をいう。

日本国については、日本国の国籍に関する法律にいう日本国民

チエコ共和国については、チエコ共和国の国籍を有する者

(b) 「法令」とは、次条に規定する制度に関するいづれか一方の締約国の法律及び規則をいう。

(c) 「権限のある当局」とは、次条に規定するいづれか一方の締約国の制度を管轄する当該一方の締約国その他の政府機関をいう。

(d) 「実施機関」とは、次条に規定するいづれか一方の締約国の制度の実施に責任を有する当該一方の締約国の保険機関(その連合組織を含む。)をいう。

(e) 「保険期間」とは、いづれか一方の締約国の法令による保険料納付期間及び給付を受ける権利の確立に際して当該法令に基づき考慮されるその他の期間をいう。

(f) 「給付」とは、いづれか一方の締約国の法令による年金その他の給付をいう。

2 この協定は、日本国については、

(a) 次の日本国の中金制度について適用する。

(i) 国民年金(国民年金基金を除く。)

(ii) 厚生年金保険(厚生年金基金を除く。)

(iii) 国家公務員共済年金

(iv) 地方公務員等共済年金(地方議会議員の年金制度を除く。)

(v) 私立学校教職員共済年金

(vi) から(v)までに掲げる日本国の中金制度

は、以下「日本国の中金制度」という。)

ただし、この協定の適用上、国民年金には、老齢福祉年金その他の福祉的目的のため経過的又は補完的に支給される年金であつて、専ら又は主として国庫を財源として支給されるものを含めない。

(b) 次の法律により実施される日本国の中金保険制度について適用する。

(i) 健康保険法(大正十一年法律第七十号)

(ii) 船員保険法(雇用保険及び労働者災害補償保険に関する規定を含む。)(昭和十四年法律第七十三号)

(iii) 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)

(iv) 國公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百五十二号)

(v) 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第一百五十二号)

(vi) 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第一九条まで、第二十三条、第二十五

条、第二十八条(4の規定を除く。)、第二十九条及び第三十二条の規定は、(a)に規定する法律によって規律される制度についてのみ適用する。

四 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)

条から第十九条まで、第二十三条、第二十五条及び第三十二条の規定は、(a)に掲げる日本国の中金制度についてのみ適用する。

五 第二十九条(4の規定を除く。)、第二十九条及び第三十二条の規定は、(a)に掲げる日本国の中金制度についてのみ適用する。

六 第二十九条(4の規定を除く。)、第二十九条及び第三十二条の規定は、(a)に掲げる日本国の中金制度についてのみ適用する。

七 第二十九条(4の規定を除く。)、第二十九条及び第三十二条の規定は、(a)に掲げる日本国の中金制度についてのみ適用する。

八 第二十九条(4の規定を除く。)、第二十九条及び第三十二条の規定は、(a)に掲げる日本国の中金制度についてのみ適用する。

九 第二十九条(4の規定を除く。)、第二十九条及び第三十二条の規定は、(a)に掲げる日本国の中金制度についてのみ適用する。

十 第二十九条(4の規定を除く。)、第二十九条及び第三十二条の規定は、(a)に掲げる日本国の中金制度についてのみ適用する。

十一 第二十九条(4の規定を除く。)、第二十九条及び第三十二条の規定は、(a)に掲げる日本国の中金制度についてのみ適用する。

十二 第二十九条(4の規定を除く。)、第二十九条及び第三十二条の規定は、(a)に掲げる日本国の中金制度についてのみ適用する。

十三 第二十九条(4の規定を除く。)、第二十九条及び第三十二条の規定は、(a)に掲げる日本国の中金制度についてのみ適用する。

十四 第二十九条(4の規定を除く。)、第二十九条及び第三十二条の規定は、(a)に掲げる日本国の中金制度についてのみ適用する。

十五 第二十九条(4の規定を除く。)、第二十九条及び第三十二条の規定は、(a)に掲げる日本国の中金制度についてのみ適用する。

十六 第二十九条(4の規定を除く。)、第二十九条及び第三十二条の規定は、(a)に掲げる日本国の中金制度についてのみ適用する。

十七 第二十九条(4の規定を除く。)、第二十九条及び第三十二条の規定は、(a)に掲げる日本国の中金制度についてのみ適用する。

十八 第二十九条(4の規定を除く。)、第二十九条及び第三十二条の規定は、(a)に掲げる日本国の中金制度についてのみ適用する。

十九 第二十九条(4の規定を除く。)、第二十九条及び第三十二条の規定は、(a)に掲げる日本国の中金制度についてのみ適用する。

二十 第二十九条(4の規定を除く。)、第二十九条及び第三十二条の規定は、(a)に掲げる日本国の中金制度についてのみ適用する。

二十一 第二十九条(4の規定を除く。)、第二十九条及び第三十二条の規定は、(a)に掲げる日本国の中金制度についてのみ適用する。

二十二 第二十九条(4の規定を除く。)、第二十九条及び第三十二条の規定は、(a)に掲げる日本国の中金制度についてのみ適用する。

二十三 第二十九条(4の規定を除く。)、第二十九条及び第三十二条の規定は、(a)に掲げる日本国の中金制度についてのみ適用する。

しては、当該第三国の中金内に通常居住する当該一方の締約国の国民に対して支給する場合と同一の条件で支給する。

二 第二部 適用法令に関する規定

六 第六条 一般規定

四 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)

条から第十九条まで、第二十三条、第二十五条及び第三十二条の規定は、(a)に掲げる日本国の中金制度についてのみ適用する。

五 第二十九条(4の規定を除く。)、第二十九条及び第三十二条の規定は、(a)に掲げる日本国の中金制度についてのみ適用する。

六 第二十九条(4の規定を除く。)、第二十九条及び第三十二条の規定は、(a)に掲げる日本国の中金制度についてのみ適用する。

七 第二十九条(4の規定を除く。)、第二十九条及び第三十二条の規定は、(a)に掲げる日本国の中金制度についてのみ適用する。

八 第二十九条(4の規定を除く。)、第二十九条及び第三十二条の規定は、(a)に掲げる日本国の中金制度についてのみ適用する。

九 第二十九条(4の規定を除く。)、第二十九条及び第三十二条の規定は、(a)に掲げる日本国の中金制度についてのみ適用する。

十 第二十九条(4の規定を除く。)、第二十九条及び第三十二条の規定は、(a)に掲げる日本国の中金制度についてのみ適用する。

十一 第二十九条(4の規定を除く。)、第二十九条及び第三十二条の規定は、(a)に掲げる日本国の中金制度についてのみ適用する。

十二 第二十九条(4の規定を除く。)、第二十九条及び第三十二条の規定は、(a)に掲げる日本国の中金制度についてのみ適用する。

十三 第二十九条(4の規定を除く。)、第二十九条及び第三十二条の規定は、(a)に掲げる日本国の中金制度についてのみ適用する。

十四 第二十九条(4の規定を除く。)、第二十九条及び第三十二条の規定は、(a)に掲げる日本国の中金制度についてのみ適用する。

十五 第二十九条(4の規定を除く。)、第二十九条及び第三十二条の規定は、(a)に掲げる日本国の中金制度についてのみ適用する。

十六 第二十九条(4の規定を除く。)、第二十九条及び第三十二条の規定は、(a)に掲げる日本国の中金制度についてのみ適用する。

十七 第二十九条(4の規定を除く。)、第二十九条及び第三十二条の規定は、(a)に掲げる日本国の中金制度についてのみ適用する。

十八 第二十九条(4の規定を除く。)、第二十九条及び第三十二条の規定は、(a)に掲げる日本国の中金制度についてのみ適用する。

十九 第二十九条(4の規定を除く。)、第二十九条及び第三十二条の規定は、(a)に掲げる日本国の中金制度についてのみ適用する。

二十 第二十九条(4の規定を除く。)、第二十九条及び第三十二条の規定は、(a)に掲げる日本国の中金制度についてのみ適用する。

二十一 第二十九条(4の規定を除く。)、第二十九条及び第三十二条の規定は、(a)に掲げる日本国の中金制度についてのみ適用する。

しては、当該第三国の中金内に通常居住する当該一方の締約国の国民に対して支給する場合と同一の条件で支給する。

二 第二部 適用法令に関する規定

六 第六条 一般規定

四 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)

条から第十九条まで、第二十三条、第二十五条及び第三十二条の規定は、(a)に掲げる日本国の中金制度についてのみ適用する。

五 第二十九条(4の規定を除く。)、第二十九条及び第三十二条の規定は、(a)に掲げる日本国の中金制度についてのみ適用する。

六 第二十九条(4の規定を除く。)、第二十九条及び第三十二条の規定は、(a)に掲げる日本国の中金制度についてのみ適用する。

七 第二十九条(4の規定を除く。)、第二十九条及び第三十二条の規定は、(a)に掲げる日本国の中金制度についてのみ適用する。

八 第二十九条(4の規定を除く。)、第二十九条及び第三十二条の規定は、(a)に掲げる日本国の中金制度についてのみ適用する。

九 第二十九条(4の規定を除く。)、第二十九条及び第三十二条の規定は、(a)に掲げる日本国の中金制度についてのみ適用する。

十 第二十九条(4の規定を除く。)、第二十九条及び第三十二条の規定は、(a)に掲げる日本国の中金制度についてのみ適用する。

十一 第二十九条(4の規定を除く。)、第二十九条及び第三十二条の規定は、(a)に掲げる日本国の中金制度についてのみ適用する。

十二 第二十九条(4の規定を除く。)、第二十九条及び第三十二条の規定は、(a)に掲げる日本国の中金制度についてのみ適用する。

十三 第二十九条(4の規定を除く。)、第二十九条及び第三十二条の規定は、(a)に掲げる日本国の中金制度についてのみ適用する。

十四 第二十九条(4の規定を除く。)、第二十九条及び第三十二条の規定は、(a)に掲げる日本国の中金制度についてのみ適用する。

十五 第二十九条(4の規定を除く。)、第二十九条及び第三十二条の規定は、(a)に掲げる日本国の中金制度についてのみ適用する。

十六 第二十九条(4の規定を除く。)、第二十九条及び第三十二条の規定は、(a)に掲げる日本国の中金制度についてのみ適用する。

十七 第二十九条(4の規定を除く。)、第二十九条及び第三十二条の規定は、(a)に掲げる日本国の中金制度についてのみ適用する。

十八 第二十九条(4の規定を除く。)、第二十九条及び第三十二条の規定は、(a)に掲げる日本国の中金制度についてのみ適用する。

十九 第二十九条(4の規定を除く。)、第二十九条及び第三十二条の規定は、(a)に掲げる日本国の中金制度についてのみ適用する。

二十 第二十九条(4の規定を除く。)、第二十九条及び第三十二条の規定は、(a)に掲げる日本国の中金制度についてのみ適用する。

二十一 第二十九条(4の規定を除く。)、第二十九条及び第三十二条の規定は、(a)に掲げる日本国の中金制度についてのみ適用する。

<p>第九条 外交使節団の構成員、領事機関の構成員及び公務員</p> <p>4 一方の締約国の法令に基づく制度に加入し、かつ、当該一方の締約国の領域内において自営業者として通常就労する者が、他方の締約国が領域内においてのみ自営業者として一時的に就労する場合には、当該他方の締約国が領域内における自営活動の期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、その者が当該一方の締約国が領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。</p> <p>5 4に規定する他方の締約国が領域内における自営活動が五年を超えて継続される場合には、両締約国が権限のある当局又はこれらの権限のある当局が指定する実施機関は、当該自営活動に係る自営業者に対して4に規定する一方の締約国の法令のみを引き続き適用することについて合意することができる。</p> <p>6 1及び4の規定は、日本国が領域内に事業所を有する雇用者に当該領域内において雇用されている者又は日本国が領域内において自営業者として通常就労する者が、第二条2(a)(i)から(v)までに掲げる日本国が年金制度に加入していないう場合には、適用しない。</p> <p>第八条 海上航行船舶において就労する一方の締約国が旗を掲げる海上航行船舶において就労する者については、その者の雇用者がその領域内に所在する締約国が法令のみを適用する。</p> <p>(a) 当該者が被用者である場合には、その者</p> <p>(b) 当該者が自営業者である場合には、その者がその領域内に通常居住する締約国が法令のみを適用する。</p>	
<p>1 この協定は、千九百六十一年四月十八日の外交関係に関するウィーン条約又は千九百六十三年四月二十四日の領事関係に関するウィーン条約の規定の適用を妨げるものではない。</p> <p>2 1の規定に従うことを条件として、一方の締約国が公務員又は当該一方の締約国が法令において公務員として取り扱われる者が他方の締約国が領域内において就労するために派遣される場合には、その者が当該一方の締約国が領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国が法令のみを適用する。</p> <p>3 第二条1(b)に規定するチェコ共和国の健康保険制度に関するチェコ共和国の法令は、第六条の規定によりチェコ共和国の法令の適用を受けたる者に随伴する配偶者又は子であつて、チェコ共和国の領域内に通常居住するものについても、適用する。</p> <p>4 第十二条 強制加入</p> <p>第六条から第八条まで、第九条2及び前条の規定は、いかれか一方の締約国が法令における強制加入についてのみ適用する。</p> <p>第五章 第六条から前条までの規定の例</p> <p>第十一条 第六条から前条までの規定の例</p> <p>外</p> <p>両締約国が権限のある当局又はこれらの権限のある当局が指定する実施機関は、被用者及び雇用者の共同の申請又は自営業者の申請に基づき、特定の者又は特定の範囲の者の利益のため、これらが権限のある当局又は特定の範囲の者にいずれか一方の締約国が法令が適用されることを条件として、第六条から前条までの規定の例外を認めることについて合意することができる。</p> <p>第十二条 給付の計算</p> <p>第六条から第八条まで、第九条2及び前条の規定は、いかれか一方の締約国が法令における強制加入についてのみ適用する。</p> <p>第三部 給付に関する規定</p> <p>第一章 共通規定</p> <p>第十三条 通算</p> <p>一方の締約国が実施機関は、当該一方の締約国が法令による給付を受ける権利の取得のための要件を満たすために十分な保険期間を有しない者について、給付を受ける権利を確立するため、当該一方の締約国が法令による保険期間と重複しない限りにおいて、他方の締約国が法令による保険期間を考慮する。</p> <p>第二章 チェコ共和国に関する規定</p> <p>第十四条 第三回国の法令による期間及び十二箇月未満の期間</p> <p>1 チェコ共和国の法令の適用を受けるものに随伴する配偶者又は子については、</p> <p>(a) 当該配偶者又は子が日本国民以外の者である場合には、第二条2(a)に規定する日本国が年金制度に関する日本国が法令は、適用しない。ただし、当該配偶者又は子が別段の申出を行つ場合には、この(a)の規定は、適用しない。</p> <p>(b) 当該者が自営業者である場合には、その者がその領域内に通常居住する締約国が法令のみを適用する。</p> <p>2 給付を受ける権利が、チェコ共和国の法令に基づき、日本国が法令による保険期間及び前条1に規定する第三回国の法令による保険期間を考慮することによってのみ確立される場合には、チェコ共和国の実施機関は、</p> <p>(a)すべての保険期間がチェコ共和国の法令のみによる保険期間であるとした場合に支給される理論上の給付の額を計算する。</p> <p>(b) (a)の規定に従つて計算された理論上の額に基づいて、(a)に規定するすべての保険期間に對するチェコ共和国の法令による保険期間の比率を適用することにより、実際に支払われ</p>	<p>い。</p> <p>(b) 当該配偶者又は子が日本国民である場合には、第二条2(a)に規定する日本国が年金制度に関する日本国が法令の適用の免除は、日本国が法令に従つて決定する。</p> <p>2 第二条1(b)に規定するチェコ共和国の健康保険制度に関するチェコ共和国の法令は、第六条の規定によりチェコ共和国の法令の適用を受けたる者に随伴する配偶者又は子であつて、チェコ共和国の領域内に通常居住するものについても、適用する。</p> <p>3 第十二条 強制加入</p> <p>第六条から第八条まで、第九条2及び前条の規定は、いかれか一方の締約国が法令における強制加入についてのみ適用する。</p> <p>第四章 給付に関する規定</p> <p>第一章 共通規定</p> <p>第十五条 給付の計算</p> <p>1 給付を受ける権利の取得のための要件が、チェコ共和国の法令に基づき、日本国が法令による保険期間を考慮せざとも満たされる場合には、チェコ共和国の実施機関は、次の(a)及び(b)に規定する方法に従つて給付を計算する。</p> <p>(a) チェコ共和国の法令による保険期間のみに基づく方法</p> <p>(b) 2に規定する方法。ただし、その計算の結果が(a)の規定に基づく計算の結果と等しいか、又はそれより低いことが明らかである場合を除く。</p> <p>受給者は、(a)及び(b)に規定する方法に従つて計算した給付の額のうち高い方の額を受ける権利を有する。</p> <p>2 給付を受ける権利が、チェコ共和国の法令に基づき、日本国が法令による保険期間及び前条1に規定する第三回国の法令による保険期間を考慮することによってのみ確立される場合には、チェコ共和国の実施機関は、</p> <p>(a)すべての保険期間がチェコ共和国の法令のみによる保険期間であるとした場合に支給される理論上の給付の額を計算する。</p> <p>(b) (a)の規定に従つて計算された理論上の額に基づいて、(a)に規定するすべての保険期間に對するチェコ共和国の法令による保険期間の比率を適用することにより、実際に支払われ</p>
<p>1 チェコ共和国の法令による保険期間が十二箇月未満であり、かつ、給付を受ける権利が確立されない場合には、チェコ共和国の実施機関は、前条の規定を適用せず、かつ、給付を支給しない。</p> <p>2 チェコ共和国の法令による保険期間が十二箇月未満であり、かつ、給付を受ける権利が確立されない場合には、チェコ共和国の実施機関は、前条の規定を適用せず、かつ、給付を支給しない。</p> <p>考査する。</p>	<p>考査する。</p> <p>2 チェコ共和国の法令による保険期間が十二箇月未満であり、かつ、給付を受ける権利が確立されない場合には、チェコ共和国の実施機関は、前条の規定を適用せず、かつ、給付を支給しない。</p>

る給付の額を決定する。

チエコ共和国の実施機関は、(a)の規定の適用に当たつては、給付の額の計算の基礎の決定のために、チエコ共和国の法令による保険期間における収入のみを考慮する。チエコ共和国の法令による保険期間及び第三国の法令による保険期間に従つて調整された当該収入は、理論上の給付の額の計算に当たつて考慮される日本国法令による保険期間及び第三国の法令による保険期間の間に得られたものとみなす。

第十六条 特別規定

1 (a) 紛失を受けた権利、減額、停止又は給付の額に関して法的効果を有する事実であつて、日本国領域内で発生したものは、当該事実がチエコ共和国の領域内で発生したものとして、考慮する。

(b) チエコ共和国の権限のある当局は、特定の範囲の受給者の利益のため、(a)の規定の適用を制限することができる。

2 十八歳に達する前から重度の障害の状態にある者であつて、必要な保険期間の間チエコ共和国の年金保険制度に加入していなかつたものは、チエコ共和国に通常居住していることを条件として、重度の障害に対する年金を受ける権利を取得する。

第三章 日本国に関する規定

第十七条 通算に関する特別規定

1 第一条(e)に規定する保険期間には、社会保障に関する他の協定であつてこの協定と同種のものにより、日本国の法令による給付を受ける権利を確立するために考慮することとされた期間は含まない。

2 第十三条の規定は、各共済年金の職域加算年

金及び保険料の還付として支給される一時金については、適用しない。

ついて満たされたものとみなす。

3 第十三条の規定の適用に当たつては、チエコ共和国の法令による保険期間は、日本国の被用者年金制度の保険期間及びこれに対応する国民年金の保険期間として考慮する。

4 第四条の規定は、日本国領域外に通常居住することに基づいて日本国民に対して認められる合算対象期間に関する日本国の法令の規定の適用を妨げるものではない。

第十八条 障害給付及び遺族給付に関する特別規定

1 2 (a)の規定に従うこととを条件として、日本国の法令が、障害給付又は遺族給付(保険料の還付として支給される一時金を除く。以下この条において同じ。)を受ける権利の確立のために初診日又は死亡日が特定の保険期間中にあることを要件として定めている場合において、初診日又は死亡日がチエコ共和国の法令による保険期間中にあるときは、これららの給付を受ける権利の確立に当たり当該要件は満たされたものとみなす。

2 (a) 国民年金の下での障害給付又は遺族給付を受ける権利が1の規定を適用せざるとも確立される場合には、1の規定は、日本国の被用者年金制度の下での同一の保険事故に基づく障害給付又は遺族給付を受ける権利の確立に当たつては、適用しない。

3 日本国の被用者年金制度の下での障害給付及び遺族給付(当該制度における保険期間が日本国法令上定められた期間に満たない場合に支給されるものであつて、支給される当該給付の額が当該定められた期間に基づいて計算されるものに限る。)に関しては、当該給付を受けるた

期間及びチエコ共和国の法令による保険期間を合算した期間に対する当該日本国の被用者年金制度における保険期間の比率に基づいて計算する。ただし、当該合算した期間が当該定められた期間を超える場合には、当該合算した期間には、当該合算した期間は、当該定められた期間と同一の期間とする。

4 2及び3の規定による日本国の被用者年金制度の下での給付の額の計算に関する限りでは、当該給付を受ける権利を有する者が2以上の日本国の被用者年金制度における保険期間を有する場合には、2に規定する当該給付が支給される年金制度における保険料納付期間又は3に規定する日本国の被用者年金制度における保険期間は、当該二以上の日本国の被用者年金制度における保険期間を合算した期間とする。ただし、当該合算した期間が3に規定する日本国の法令上定められた期間に等しい場合又はこれを超える場合には、3及びこの4に規定する計算方法は、適用しない。

5 老齢厚生年金の一部である配偶者加給その他の給付であつて、日本国の被用者年金制度における保険期間が日本国の法令上定められた期間に等しい場合又はこれを超える場合に一定額が支給されるものに関しては、当該給付を受けるための要件が第十三条の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、当該定められた期間に対する当該給付が支給される日本国の被用者年金制度における保険期間の比率に基づいて計算する。

6 第四部 雜則

1 第二十条 行政上の協力

本國の被用者年金制度における保険期間を有する者については、1に規定する要件は、日本国法令に従つて、1の被用者年金制度に適用するものに限る。)に関しては、当該給付を受けるための要件が第十三条又は前条1の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、日本国被用者年金制度における保険

1 両締約国の権限のある当局は、

- (a) この協定の実施のために必要な行政上の取決めについて合意する。
- (b) この協定の実施のために連絡機関を指定する。
- (c) 自国の法令の変更(この協定の実施に影響を及ぼすものに限る。)に関するすべての情報をできる限り速やかに相互に通報する。
- 2 両締約国の権限のある当局及び実施機関は、それぞれの権限の範囲内で、この協定の実施のために相互に援助する。この援助は、無償で行う。
- 3 文書を相互に承認することについては、両締約国が実施機関の間で合意する。

第二十一条 手数料及び認証

- 1 一方の締約国の法令に基づく文書による給付の申請、不服申立てその他申告が他方の締約国に基づく類似の申請、不服申立てその他申告を受理する権限を有する当該他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に対して提出された場合には、当該給付の申請、不服申立てその他申告については、その提出の日に当該一方の締約国が実施機関のある当局又は実施機関に対して提出されたものとみなす。

- 2 一方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、給付の申請、不服申立てその他申告が提出された場合には、これらを遅滞なく他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に伝達する。
- 3 この協定は、その効力発生前に給付を受ける権利を確立させるものではない。

- 4 この協定の実施に当たっては、この協定の効力発生前の事実を考慮する。
- 5 この協定により給付を受ける権利を確立するに当たっては、この協定の効力発生前の保険期間についても、考慮する。

- 6 第七条1及び4の規定の適用に当たっては、この協定の効力発生日の前から一方の締約国が領域内で就労していた者については、同条1に規定する派遣の期間及び同条4に規定する自営活動の期間は、この協定の効力発生の日に開始したものとみなす。

- 7 第二十九条 この協定の効力発生前の決定及び再計算
- 1 この協定の効力発生前に行われた決定は、この協定により確立されるいかなる権利にも影響を及ぼすものではない。
- 2 この協定の効力発生日の前に計算された給付の額は、請求により再計算することができます。

- 8 一方の締約国の領域内に居住する受給者に対する支払
- 9 他方の締約国の領域内に居住する受給者に対する支払

社会保障に関する日本国とチェコ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

事件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

官報(号外)

我が国とチェコとの間では、相手国に一時的に派遣される被用者等について両国の年金制度、医療保険制度等への強制加入に関する法令が二重に適用される問題及び短期間の派遣では就労地国の年金を受給する権利を取得するため必要な期間の要件を満たせないことから保険料が掛け捨てとなる問題が生じている。これら問題が両国の企業及び国民にとって大きな負担となつてきていることを踏まえ、両国の関係を更に増進する観点から、これらの問題の解決を図ることを目的とする協定を締結することでチェコ側と認識が一致し、平成十九年六月に政府間交渉を行った結果、協定案文について最終的な合意に達したので、平成二十年二月二十一日にプラハにおいて、本協定の署名が行われた。

本協定は、日本・チェコ両国における年金制度及び医療保険制度への二重加入等の問題の解決を図ることを目的とするものであり、その主要内容は次のとおりである。

- この協定は、我が国については、年金制度に關し、国民年金、厚生年金保険、国家公務員共済年金、地方公務員等共済年金及び私立学校教職員共済年金について、医療保険制度に關し、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法及び高齢者の医療の確保に関する法律により実施される医療保険制度についてそれぞれ適用する
- この協定は、チェコについては、年金保険法及びその関係法、社会保険料・国家雇用政策保険料法及びその関係法並びに公的健康保険法及びその関係法によつて規定される制度について適用すること。
- 強制加入に関する法令の二重適用を回避するため、原則として、就労が行われる締約国の法令のみを適用すること。
- 被用者又は自営業者が、派遣又は自営活動の期間が五年を超えない見込みで一時的に相手国において就労する場合には、自国の法令のみを適用すること。

5 派遣又は自営活動の期間が五年を超えて継続される場合には、両締約国の権限のある当局又は実施機関は、被用者又は自営業者に対して引き続き自国の法令のみを適用することについて合意することができること。

6 一方の締約国の年金の給付を受ける権利を取得するために必要とされる期間の計算に際して、他方の締約国の年金制度への加入期間を当該一方の締約国の年金制度への加入期間と通算することにより、当該一方の締約国の年金制度への加入期間だけでは必要な期間の要件を満たさないような場合においても給付を受ける権利を取得することができるようになる。

平成二十年五月九日

外務委員長 平沢 勝栄

衆議院議長 河野 洋平殿

提出者

内閣委員長 中野 清

宇宙基本法案

右の議案を提出する。

平成二十年五月九日

宇宙基本法案

目次

第一章 総則(第一条～第十二条)
第二章 基本的施策(第十三条～第二十三条)
第三章 宇宙基本計画(第二十四条)
第四章 宇宙開発戦略本部(第二十五条～第三十三条)
第五章 宇宙活動に関する法制の整備(第三十一条)

附則

- 宇宙開発利用は、宇宙開発利用の積極的

とくなつてゐる。
よつて政府は、本協定の締結について、日本

國憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、二重適用の問題及び保険料掛け捨ての問題の解決が図られ、保険料負担が軽減されることにより、両国間の人的交流が円滑化され、ひいては経済交流を含む両国間の関係がより一層緊密化されることが期待されるとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

第一章 総則
(目的)
第一条 この法律は、科学技術の進展その他の内外の諸情勢の変化に伴い、宇宙の開発及び利用(以下「宇宙開発利用」という。)の重要性が増大していることにかんがみ、日本国憲法の平和主義の理念を踏まえ、環境との調和に配慮しつつ、我が国において宇宙開発利用の果たす役割を拡大するため、宇宙開発利用に関し、基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定め、國の責務等を明らかにし、並びに宇宙基本計画の作成について定めるとともに、宇宙開発戦略本部を設置すること等により、宇宙開発利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の向上及び経済社会の発展に寄与するとともに、世界の平和及び人類の福祉の向上に貢献することを目的とする。

第二条 宇宙開発利用は、月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における國家活動を法律する原則に関する条約等の宇宙開発利用に関する条約その他の国際約束の定めるところに従い、日本国憲法の平和主義の理念にのつとり、行われるものとする。

(国民生活の向上等)

第三条 宇宙開発利用は、国民生活の向上、安全で安心して暮らせる社会の形成、災害、貧困その他の人間の生存及び生活に対する様々な脅威の除去、国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国安全保障に資するよう行われなければならない。

(産業の振興)

第四条 宇宙開発利用は、宇宙開発利用の積極的

かつ計画的な推進、宇宙開発利用に関する研究開発の成果の円滑な企業化等により、我が国は宇宙産業その他の産業の技術力及び国際競争力を強化をもたらし、もって我が国産業の振興に資するよう行われなければならない。

(人類社会の発展)

第五条 宇宙開発利用は、宇宙に係る知識の集積が人類にとっての知的資産であることからかんがみ、先端的な宇宙開発利用の推進及び宇宙科学の振興等により、人類の宇宙への夢の実現及び人類社会の発展に資するよう行われなければならない。

(国際協力等)

第六条 宇宙開発利用は、宇宙開発利用に関する国際協力、宇宙開発利用に関する外交等を積極的に推進することにより、我が国は国際社会における役割を積極的に果たすとともに、国際社会における我が国の利益の増進に資するよう行われなければならない。

(環境への配慮)

第七条 宇宙開発利用は、宇宙開発利用が環境に及ぼす影響に配慮して行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第二条から前条までに定める宇宙開発利用に関する基本理念(以下「基本理念」といふ。)にのつとり、宇宙開発利用に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の努力義務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのつとり、宇宙開発利用に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の特性を生

かした自主的な施策を策定し、及び実施するよう努めなければならない。

(人工衛星等の自立的な打上げ等)

(先端的な宇宙開発利用等の推進)

第十五条 国は、人工衛星等の開発、打上げ、追跡及び運用を自立的に行う能力を我が国が有することの重要性にかんがみ、これに必要な機器(部品を含む)、技術等の研究開発の推進及び設備、施設等の整備、我が国が宇宙開発利用に使用できる周波数の確保その他の必要な機器(部品を含む)、技術等の研究開発の推進及び設備、施設等の整備、我が国が宇宙開発利用に必要な施策を講ずるものとする。

(連携の強化)

第十六条 国は、国、地方公共団体、大学、民間事業者等が相互に連携を図りながら協力することにより、宇宙開発利用の効果的な推進が図られることにかんがみ、これらの者の間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

第十七条 国は、宇宙開発利用の分野において、研究開発のための国際的な連携、国際的な技術協力その他の国際協力を推進するとともに、我が国の利益を増進するため、宇宙開発利用に関し、研究開発のための国際的な連携、国際的な技術協力その他の国際協力を推進するとともに、我が国の利益を増進するため、宇宙開発利用において民間が果たす役割の重要性にかんがみ、民間における宇宙開発利用に関する事業活動(研究開発を含む)を促進し、我が国は宇宙産業その他の産業の技術力及び国際競争力を強化を図るために、自ら宇宙開発利用に係る事業を行うに際しては、民間事業者の能力を活用し、物品及び役務の調達を計画的に行うよう配慮するとともに、打ち上げ射場(ロケットの打ち上げを行う施設をいう)、試験研究設備その他の設備及び施設等の整備、宇宙開発利用に関する研究開発の成果の民間事業者への移転の促進、民間における宇宙開発利用に関する研究開発の成果の企業化の促進、宇宙開発利用に関する事業への民間事業者による投資を容易にするための税制上及び金融上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(環境の保全)

第十八条 国は、宇宙の環境を保全するための国際的な連携を確保するよう努めるものとする。

第十九条 国は、環境との調和に配慮した宇宙開発利用を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保等)

第二十条 国は、宇宙開発利用を推進するための国際的な連携を確保するよう努めるものとする。

第二十一条 国は、宇宙開発利用を推進するため、大学、民間事業者等と緊密な連携協力を図りながら、宇宙開発利用に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(教育及び学習の振興等)

第二十二条 国は、国民が広く宇宙開発利用に関する理解と関心を深めるよう、宇宙開発利用に関する教育及び学習の振興、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(信頼性の維持及び向上)

第二十三条 国は、宇宙開発利用に関する技術の信頼性の維持及び向上を図ることの重要性にかんがみ、宇宙開発利用に関する基礎研究及び基盤的技術の研究開発の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第二十四条 国は、国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国が宇宙開発利用に資する宇宙開発利用に関する情報システム等の整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国

(安全保障)

み、宇宙開発利用に関する情報の適切な管理のために必要な施策を講ずるものとする。

第三章 宇宙基本計画

第二十四条 宇宙開発戦略本部は、宇宙開発利用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、宇宙開発利用に関する基本的な計画(以下「宇宙基本計画」という。)を作成しなければならない。

2 宇宙基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 宇宙開発利用の推進に関する基本的な方針

二 宇宙開発利用に関し政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策

三 前二号に定めるもののほか、宇宙開発利用に関する施策を政府が総合的かつ計画的に推進するため必要な事項

として、当該施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

4 宇宙開発戦略本部は、第一項の規定により宇宙基本計画を作成したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

5 宇宙開発戦略本部は、適時に、第三項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 宇宙開発戦略本部は、宇宙開発利用の進展の状況、政府が宇宙開発利用に関して講じた施策の効果等を勘案して、適宜、宇宙基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。この場合において

は、第四項の規定を準用する。

7 政府は、宇宙基本計画について、その実施に要する経費に関し必要な資金の確保を図るため、毎年度 国の財政の許す範囲内で、これを予算に計上する等その円滑な実施に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第四章 宇宙開発戦略本部

(設置)

第二十五条 宇宙開発利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、宇宙開発戦略本部(以下「本部」という。)を置く。

第二十六条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 宇宙基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、宇宙開発利用に関する施策で重要なものの企画に関する調査審議、その施策の実施の推進及び総合調整に関すること。

三 宇宙基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

4 宇宙開発戦略本部は、第一項の規定により宇宙基本計画を作成したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

5 宇宙開発戦略本部は、適時に、第三項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 宇宙開発戦略本部は、宇宙開発利用の進展の状況、政府が宇宙開発利用に関して講じた施策の効果等を勘案して、適宜、宇宙基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。この場合において

下「副本部長」という。)を置き、内閣官房長官及び宇宙開発担当大臣(内閣総理大臣の命を受け

て、宇宙開発利用に関し内閣総理大臣を助けることをその職務とする国務大臣をいう。)をもつて充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

第三十条 本部に、宇宙開発戦略本部員(以下「本部員」という。)を置く。

2 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣をもつて充てる。

3 第三十一条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体及び独立行政法人・独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)の長並びに特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。)の代表者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

4 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

第三十二条 本部にに関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

第三十三条 本部に係る事項については、内閣法

(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第三十四条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 宇宙活動に関する法制の整備

第三十五条 政府は、宇宙活動に係る規制その他の宇宙開発利用に関する条約その他の国際約束を実施するために必要な事項等に関する法制の整備を総合的、計画的かつ速やかに実施しなければならない。

2 前項の法制の整備は、国際社会における我が国の利益の増進及び民間における宇宙開発利用の推進に資するよう行われるものとする。

附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(本部に関する事務の処理を内閣府に行わせるための法制の整備等)

第二条 政府は、この法律の施行後一年を目途として、本部に関する事務の処理を内閣府に行わせるために必要な法制の整備その他の措置を講ずるものとする。

(独立行政法人宇宙航空研究開発機構等に関する検討)

第三条 政府は、この法律の施行後一年を目途として、独立行政法人宇宙航空研究開発機構その他の宇宙開発利用に関する機関について、その

官 報 (号 外)

目的、機能、業務の範囲、組織形態の在り方、当該機関を所管する行政機関等について検討を加え、見直しを行うものとする。

(宇宙開発利用に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための行政組織の在り方等の検討)

第四条 政府は、宇宙開発利用に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための行政組織の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理 由

宇宙開発利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、宇宙開発利用に関し、基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定め、国の責務等を明らかにし、並びに宇宙基本計画の作成について定めるとともに、宇宙開発戦略本部を設置する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

官 報 (号 外)

明治三十五年三月三十日
郵便物認可日

平成二十年五月十三日

衆議院会議録第二十八号

発行所
二東京〒一〇五番地四號立行政法人國立印刷局
獨立行政法人國立印刷局
虎ノ門二丁目
八四二五
港区虎ノ門二丁目
電話
03(3587)4294
定価
本体一部
1110円
(本体)